

FSC森林管理審査

公開用概要報告書

審査実施者	Soil Association Certification Limited 51 Victoria Street Spear House Bristol BS1 6AD United Kingdom www.soilassociation.org/certification/forestry/
連絡窓口	John Rogers
報告書の最終更新日	06 November 2024
認証取得者	Yamanashi Prefecture 1-6-1, Marunouchi / 丸の内1-6-1 Kofu-shi / 甲府市 Yamanashi / 山梨県 400-8501 Japan/日本 http://www.pref.yamanashi.jp/kenyurin/index.html
連絡窓口	Shinko Tsujino / 辻野 新子
認証林面積	144000.00
FSC認証登録番号	SA-FM/COC-001842
認証発行日	12 March 2023
認証有効期限	11 March 2028
審査回数	S2

この森林は次によって認証されていますSoil Association Certification LimitedFSC国内
森林管理規格の要求事項への適合に基づきFSC-STD-JPN-01.1-2020.

認証取得者と認証機関の詳細

質問	入力
認証取得者	
1.01 認証取得者名 *	Yamanashi Prefecture
1.01.1 地元の会社名	山梨県
1.01.2 取引名	
1.02.1 住所（号、建物名、部屋番号） *	1-6-1, Marunouchi / 丸の内1-6-1
1.02.2 住所（丁番）	
1.02.3 市町村 *	Kofu-shi / 甲府市
1.02.4 都道府県	Yamanashi / 山梨県
1.02.5 郵便番号	400-8501
1.03 国 *	Japan/日本
1.04 連絡窓口の担当者氏名 *	Shinko Tsujino / 辻野 新子
1.05 メールアドレス *	tsujino-agsg@pref.yamanashi.lg.jp
1.06 電話番号 *	+81-55-223-1623
1.07 ウェブサイトアドレス *	http://www.pref.yamanashi.jp/kenyurin/index.html
認証情報	
1.08 FSCライセンス番号 *	FSC-C012256
1.09 認証番号 *	SA-FM/COC-001842
1.10 以前の認証番号（該当する場合）	
1.11 認証種類 *	FM/COC
1.12 グループ認証 *	いいえ
1.13.1 初回認証発行日 *	2003-04-10
1.13.2 最新の認証発行日 *	2023-03-12
1.13.3 認証有効期限 *	2028-03-11
1.14 認証範囲に含まれる管理区画の総数 *	1
1.15 総認証面積（管理区画ごとの面積の合計） *	144,000.00 ha
1.16 証明書の範囲	
1.16.2 現在の証明書範囲 *	Single certificate of Yamanashi Prefectural forest located in Yamanashi prefecture of Japan. All forestry operations are outsourced to registered contractors.
1.16.3 前の監査以来の範囲の変更 *	いいえ
1.16.1 認証範囲変更の内容	
1.17 認証範囲に含まれる生態系サービス *	いいえ
1.26 継続的な改善手順に従っています *	いいえ
1.25 認証地域の名称及び/または場所	
1.27 データベースの詳細の変更	
認証機関	
1.18 認証機関名 *	Soil Association Certification Limited
1.19.1 住所（号、建物名、部屋番号） *	51 Victoria Street
1.19.2 住所（丁番）	Spear House
1.19.3 市町村 *	Bristol
1.19.4 都道府県	
1.19.5 郵便番号	BS1 6AD
1.20 国 *	United Kingdom
1.21 連絡窓口の担当者氏名 *	John Rogers
1.22 メールアドレス *	forestry@soilassociation.org
1.23 電話番号 *	+44 (0) 1179 142435
1.24 ウェブサイトアドレス *	www.soilassociation.org/certification/forestry/

審査プロセス

質問		入力
審査情報		
2.01 審査種類 *	年次監査	
2.01.1 審査回数 *	S2	
2.01.2 監査場所 *	現場で	
2.01.3 リモート監査の正当化		
2.01.4 リモート監査に使用される方法		
2.02 審査開始日 *	2024-09-11	
2.16 今回の審査のために最初に利害関係者に連絡をした日 *	2024-08-09	
2.03 審査終了日 *	2024-09-13	
2.04 総人日数 *	6.0	
2.04.1 監査時間の正当化 *	See 4 Itinerary tab	
2.05 報告日 *	2024-11-06	
規正文書		
2.07 審査に使用された国際基準文書		
2.07.1 商標規格 FSC-STD-50-001 *	はい	
2.07.2 グループ規格 FSC-STD-30-005 *	いいえ	
2.07.3 CoC規格 FSC-STD-40-004 *	いいえ	
2.07.4 生態系サービス手順 FSC-PRO-30-006 *	いいえ	
2.07.5 特定地域の除外指針 FSC-POL-20-003 *	いいえ	
2.07.6 農業指針 FSC-POL-30-001 *	はい	
2.07.7 該当する非木材林産物規格 *	はい	
2.07.8 CIP FSC PRO 30-011 *	いいえ	
2.08 使用された国内森林管理規格または認証機関暫定規格の文書番号 *	FSC-STD-JPN-01.1-2020	
2.09 使用された規格のウェブサイトリンク *	https://connect.fsc.org/document-centre/documents/resource/460	
2.10 該当する場合、認証機関暫定規格の適応プロセス		
2.30 NFSSリスク評価コード（該当する場合） *	N/A	
2.31 認証機関によって行われたNFSSリスク評価からのリスク指定の変化の正当化		
2.31.1 低リスクから、指定されていないまたは指定されていないリスクから指定されていないリスクまで *	N/A	
2.31.2 指定されたリスクから、指定されていない、または指定されていないリスクから低リスクまで *	N/A	

審査プロセス

質問	入力
審査方法	
2.12 MUS /メンバーは評価のために選択されました	
2.12.1 評価のために選択されたMUSのリスト *	See 4 Itinerary tab
2.12.2 選択した各MU内で監査されたサイトのリスト（SLIMF MUSおよびコミュニティフォレストのオプション） *	See 4 Itinerary tab
2.12.3 評価のためにMUSを選択するための根拠 *	現場審査では、地域、標高、樹種、管理方法などが異なる多様なサイトをこれまでの訪問現場と重ならないよう配慮して選択した。観察した場所には、下刈り、除伐、間伐、収穫、搬出、獣害防除といった各管理段階にわたる管理現場と、林道状況などが含まれている。また、実際に作業している請負者の安全装備・労働条件等に関するインタビューも行った。
2.13 今回の審査中に確認された文書	
2.13.1 適用される法律	
2.13.2 長期管理計画	
2.13.3 施業に関する技術管理ガイド	
2.13.4 伐採権所有地（コンセッション）契約	
2.13.5 保有権または土地利用権を示す文書	
2.13.6 路網、管理地域などの最新の地図	
2.13.7 蓄積の記録	
2.13.8 作業指示書	
2.13.9 請負契約書	
2.13.10 影響を受ける地域社会との協定	
2.13.11 影響を受ける先住民との合意など	
2.13.12 手数料、料金、または税金の支払いの記録	
2.13.13 苦情や紛争と対応の記録	
2.13.14 労働者への支払いの記録	
2.13.15 野生生物評価記録	
2.13.16 環境影響モニタリング記録	
2.13.17 社会的影響評価結果	
2.13.18 森林の成長と健全性モニタリング結果	
2.13.19 収穫（伐採）と生産記録	
2.13.20 化学薬品使用記録	
2.13.21 利害関係者とのコミュニケーション	
2.13.22 購入や販売の伝票（文書）	
2.13.23 総合的な病虫獣害管理	
2.13.24 環境・社会リスクアセスメント	
2.13.25 グループメンバーとの契約	
2.13.26 CIP：自己不適合チェック結果	
2.13.27 CIP：アクションプラン	
2.13.28 CIP：自己監視結果	
2.13.98 その他。具体的に記入すること	
2.13.99 確認した文書に関する追加情報	

審査プロセス

質問	入力
2.15 審査のために審査チームが用いた地理的ツール	
2.15.1 FSC GISポータル	
2.15.2 Googleマップ、Bingマップや類似する地図サービス	
2.15.3 Global Forest Watch	
2.15.4 GPSトラッキングデバイス（GPS対応スマートフォンを含む）	
2.15.5 デスクトップGISツールQGIS、ArcGIS	
2.15.6 認証機関の有するGISシステム	
2.15.7 認証取得者の有するGISシステム	
2.15.8 ドローン、無人飛行機など	
2.15.9 その他。具体的に記入すること	
2.27 利害関係者との相談プロセスを説明してください *	10 consultees were contacted 0 responses were received Consultation was carried out on 9th August 2024 3 visits/interviews were held by phone/in person during audit See 12 Comments for summary of issues raised by stakeholders and SA Cert response 10人の利害関係者と連絡を取った。 0人から返事を待られた。 アンケートは2024年8月9日に送付された。 審査中に電話もしくは対面で3人にインタビューを行った。 利害関係者からの議題とソイルアソシエーションのコメントについては 12 Commentsを参照
2.17 利害関係者の関与の手段	
2.17.1 対面 *	いいえ
2.17.2 オンラインミーティング *	いいえ
2.17.3 電話 *	いいえ
2.17.4 メールまたは手紙 *	はい
2.17.5 全国新聞または地方新聞への掲載 *	いいえ
2.17.6 関連ウェブサイトへの掲載 *	いいえ
2.17.7 地域ラジオでのアナウンス *	いいえ
2.17.8 地域の掲示板 *	いいえ
2.17.9 ソーシャルメディア *	いいえ
2.17.10 その他。具体的に記入すること	

審査プロセス

質問	入力
認証判断	
2.19 評価が困難な問題の説明（例えば、矛盾した証拠、分岐した利害関係者の意見、要件の解釈の難しさのために）、および到達した結論の説明 *	
2.20 認証決定に関連する条件	
2.20.1 条件なし *	はい
2.20.2 是正期限と共に発行された軽微な不適合の是正処置要求 *	いいえ
2.20.3 是正期限と共に発行された重大な不適合の是正処置要求 *	いいえ
2.20.4 認証の事前条件となる是正処置要求 *	いいえ
2.20.5 その他	Observation
2.32 特定された主要または軽度の不適合を修正するために、認定決定の前に評価された条件とその後のアクション *	None
2.22 監査人の推奨	
2.22.1 組織は、認定要件に準拠しています *	はい
2.22.2 組織は是正措置を講じる必要があります *	いいえ
2.28 疑わしい不適合の解決	
2.29 協会のためのFSCポリシーの潜在的な侵害 *	No
2.24 決定に関連するその他の詳細	
2.23 認証判断 *	
2.25 認証判断日 *	維持
2.26 認証判断の意思決定者 *	2024-11-06
	Soil Association Certification Ltd

審査員/審査チーム

人 日				専門分野					3.06 審査員の固有 識別番号（ない場 合は0を入力） * 3.07 略歴 *
3.01 氏名 *	3.02 役割 *	オフサイト 3.03	審査当日 3.04	林業 3.05.1	生態学 3.05.2	社会学 3.05.3	環境 3.05.4	経済 3.05.5	
Takashi Shiomi/汐見崇史	審査チームリーダー	1	3	はい	はい	はい	はい	はい	UAN-TS143175 汐見崇史は、FSC森林認証審査の審査員として参加した。2013年11月まで株式会社アマタ環境認証研究所に所属し、同社の森林認証事業の主任審査員兼コーディネーターを経験した後、同年12月から個人事業主として独立。FSCジャパンと業務提携をし、FSC国内基準作成グループのコーディネーターやIGIアンバサダーを務めている。東京大学で森林科学を専攻し農学修士号を取得している。
Mutai Hashimoto/橋本務太	チームメンバー	0.5	3	はい	はい	はい	はい	はい	0 英国ノッティンガム大学環境管理専攻修士課程修了。環境コンサルタント等を経て、2004年にWWFジャパン入局、森林担当。2012年より同森林グループ長。企業の本材・紙調達における森林生態系・社会配慮の普及および企業コンサルティング、バイオマス持続可能性基準の推進、海外森林プロジェクトの管理等を担当。林野庁「「クリーンウッド」利用推進事業」委員等を歴任。FSCジャパン「国内森林管理規格策定グループ」委員。2019年7月より、WWFジャパン「サンゴ礁保護研究センター」副センター長と森林グループアドバイザーを兼任。
Kenji Nakamura / 中村憲司	オブザーバー	0.5	3	はい	いいえ	はい	はい	はい	0 中村憲司は、FSC審査研修員として参加した。現在、COC審査員業務を行っている。これまで民間の林業事業体で10年以上勤務した。林業技士(林業経営)資格保有。北海道大学にて観光学修士を取得した。

審查旅程

[illegible]

森林管理者の情報

質問	入力
森林地域	
5.01 FSC及び他の制度の両方の認証を取得している地域（PEFCでない場合は、具体的に記入）	
5.01.1 FSC及び他の制度の両方の認証を取得している面積（PEFC相互認証制度）＊	0.00 ha
5.01.2 使用されているその他の認証制度（非PEFC）の名称	
5.01.3 使用されているその他の認証制度（非PEFC）の認証面積	0.00 ha
5.02 認証取得者が所有者（共有または部分所有を含む）として、または管理者（コンサルタントまたはその他の責任）として、責任を持っていないが、認証範囲から除外することを選択した森林地域について、除外の理由と共に簡単な説明＊	他団体への貸地等は管理下にないため。
5.03 所有/管理している森林の中で認証範囲から除外されている管理区域の面積	
5.03.1 FSC-POL-20-003に従って除外されている面積＊	0.00 ha
5.03.2 その他の理由で除外されている面積	14,225.00 ha
5.04 SLIMFとしてどのように指定されたかについての説明SLIMFまたはコミュニティフォレストとしての適格基準（FSC-STD-01-003による）	
森林労働者	
5.05 認証の範囲内で働く男性職員（請負業者を含む）の数＊	338
5.06 認定範囲内で働く女性職員（請負業者を含む）の数＊	68
5.07 前暦年中に管理職で雇用されていた男性に支払われた平均賃金（米ドル換算）	
5.08 前暦年中に管理職で雇用されていた女性に支払われた平均賃金（米ドル換算）	
5.09 前暦年中に管理職で雇用されていた男性の人数	
5.10 前暦年中に管理職で雇用されていた女性の人数	
5.11 前暦年中に管理活動を通じて使用された、請負業者を含む地域社会のメンバーの総数	
5.12 被った事故の数	
5.12.1 過去の暦年の致命的な労働者と請負業者関連の事故の数＊	0
5.12.2 過去の暦年の深刻な非致命的な労働者および請負業者関連の事故の数＊	0

森林管理者の情報

質問	入力
影響を受ける者	
5.15 森林管理活動に關係する/影響を受ける第三者の有無	
5.15.1 森林管理活動に関連する/影響を受ける地域コミュニティ	はい
5.15.2 伝統的な人々に関連する/森林管理活動の影響を受けます	いいえ
5.15.3 先住民の人々は、森林管理活動に関連しています	いいえ
5.15.4 影響を受ける第三者に関する説明（存在、利害、活動など）	
5.16 地域社会に提供されるサービスの有無	
5.16.1 水源	はい
5.16.2 レクリエーション	はい
5.16.3 教育訓練	はい
5.16.4 路網整備	はい
5.16.5 その他。具体的に記入すること	
環境価値	
5.17 森林の全体的な領域は、高保全価値森林に分類されています *	20,538.00 ha
5.18 存在するHCVの面積	
5.18.7 HCV1 種の多様性 *	16,909.00 ha
5.18.8 HCV2 景観レベルでの生態系とモザイク *	0.00 ha
5.18.9 HCV3 生態系及び生息・生育域 *	0.00 ha
5.18.10 HCV4 不可欠な生態系サービス *	0.00 ha
5.18.11 HCV5 地域社会の基本ニーズ *	0.00 ha
5.18.12 HCV6 文化的価値 *	3,629.00 ha
5.18.13 IFLS 特異的に存在する（HCV2のサブカテゴリ）	
5.37 HCV領域の変化	
5.37.1 HCV1 種の多様性 *	0.00 ha
5.37.2 HCV2 景観レベルでの生態系とモザイク *	0.00 ha
5.37.3 HCV3 生態系及び生息・生育域 *	0.00 ha
5.37.4 HCV4 不可欠な生態系サービス *	0.00 ha
5.37.5 HCV5 地域社会の基本ニーズ *	0.00 ha
5.37.6 HCV6 文化的価値 *	0.00 ha

森林管理者の情報

質問	入力
5.19 森林施業に関わる環境保護手段の有無	
5.19.1 バッファゾーン	はい
5.19.2 化学薬品使用管理	はい
5.19.3 確保された保全地域	はい
5.19.4 砂防	はい
5.19.5 その他。具体的に記入すること	
5.20 環境保護手段の説明	
商業樹種の蓄積	
5.23 樹種選択（の有無）とその理由	
5.23.1 早生樹	はい
5.23.2 病虫獣害への耐性	はい
5.23.3 気候変動	はい
5.23.4 その他。具体的に記入すること	

森林管理者の情報

質問	入力
管理における変更点	
5.24 FSC認証要求事項を満たすための主な障害	
5.25 FSC認証要求事項を満たすために実施されている森林管理の主な変更点	
5.36 認証要件を備えた法律および/または規制の間の紛争を特定しました。 *	No
グループ管理	グループ認証の場合のみ必要
5.27 グループメンバーの総数	
5.28 複数の国に所在するグループメンバーの有無	
5.29 管理可能な最大のグループメンバー数 *	
5.29.1 該当する場合、グループサイズへのその他の関連する基準	
5.30 グループ体によって毎年サンプリングされているグループメンバーの数 *	
5.33 認証の範囲に含まれるエンティティとの責任の分割	
5.33.1 管理計画 *	
5.33.2 森林保護 *	
5.33.3 造林・育林 *	
5.33.4 収穫（伐採） *	
5.33.5 販売及びマーケティング *	
5.33.6 商標使用 *	
5.33.7 利害関係者の関与 *	
5.33.8 教育訓練 *	
5.33.9 生態系サービスの影響	
5.34 グループエンティティ、メンバー、請負業者の責任の説明、およびこれらが満たされているという証拠 *	

管理区画

管理区画													面積の単位: ha		
7.01 管理区画名 *	7.23 地下施設等 *	7.02 森林等 *	7.03 SLIMFの種類 *	7.04 所有者 *	7.05 管理権 *	7.24 コミュニティフォレスト 7.25 SLIMFまたはコミュニティとして登録されています タイ		7.06 中心緯度 *	7.07 中心経度 *	7.08 生産林面積の合計 *	7.09 非生産林面積の合計 *	7.10 管理区画の総面積 *	7.20 管理しているグループメンバー		
有効なエントリの数:		1						合計面積		34,000.00	110,000.00	144,000.00			
Yamanashi Prefectural forest								35.66083300	138.57222200	34,000.00	110,000.00	144,000.00			

認証範囲に含まれる主な商業樹種

8.01 樹種 *	8.02 製品コード *	8.03 商用品名 *	8.04 前の暦年の収穫量 *	8.05 備考	8.06 前暦年中にFSC表示を付けて販売された数量 *
Cryptomeria japonica	W1.1 Roundwood (logs)		6,490.00 m3		6,490.00 m3
Chamaecyparis obtusa	W1.1 Roundwood (logs)	Hinoki	10,123.00 m3		10,123.00 m3
Pinus densiflora	W1.1 Roundwood (logs)	Akamatsu	12,171.00 m3		12,171.00 m3
Larix kaempferi	W1.1 Roundwood (logs)	Karamatsu	45,357.00 m3		45,357.00 m3
Abies veitchii var. sikokiana (Nakai) Ki	W1.1 Roundwood (logs)	Shirabe	6,548.00 m3		6,548.00 m3
Abies firma	W1.1 Roundwood (logs)	Momi	364.00 m3	Tsuga sieboldii	364.00 m3
Quercus serrata	W1.1 Roundwood (logs)	Konara	6,623.00 m3	Quercus crispula, Castanea crenata	6,623.00 m3

前回審査/昨年以降の農業使用

10.01.1 農薬名 *	10.01 有効成分 *	10.02 剤型	10.03 使用面積 *	10.04 使用理由 *	10.04.1 使用される場所 *	10.04.2 使用期間 *	10.04.3 アプリケーション数 *	10.04.4 アプリケーションの頻度 *	10.05 成分の数量 *	10.06 環境社会リスクアセスメントの概要	10.07 HHPの登録（もしあれば） *
Yashima NCS/ヤシマNCS		#N/A	248.82 m2	マツクイムシ防除薬剤	Forest compartment 94 Ro 1 and othi	2023-04-01 to 2024-03-31	Many	As needed	223.10 リットル	環境社会リスクアセスメントは完了している。それぞれ令和2年9月にESRA作成。 ヤシマNCS（カーバム剤）：メーカーが公開しているSDSの毒性情報を基に、FSCのESRAテンプレートを埋めている。リスク回避・低減措置も附則2の要素を網羅するように作成されている。	None
Green Guard/グリーンガード		#N/A	1.50 ha	松枯れ防止剤	Forest compartment 96 I 4 and other i	2023-04-01 to 2024-03-31	Many	As needed	391.86 リットル	環境社会リスクアセスメントは完了している。それぞれ令和2年9月にESRA作成。 グリーンガード（酒石酸モランテル液剤）：メーカーが公開しているSDSの毒性情報を基に、FSCのESRAテンプレートを埋めている。リスク回避・低減措置も附則2の要素を網羅するように作成されている。	None

森林の概要と管理計画

質問	入力
11.28 森林の説明	現在の山梨県有林は、明治44年3月11日、見込面積16万4千haにも及ぶ広大な入会御料地が御下賜されたことに始まる。 県有林は、県下27市町村のうち22市町村と、ほぼ山梨県内全域に分布している。県土面積446,527haの35.4%、県森林面積347,436haの45.5%にあたる158,225haを占めている。そのうち、貸地等を除く144,000haが、本認証の対象地である。 県有林は、おおむね私有林やその他公有林の上部に位置しており、富士山をはじめとするわが国を代表する山々を有するとともに、県内の主要河川は、その大部分がこれら山岳地帯に分布する県有林に源流を発している。また、多くの観光客が訪れる景勝地も多数存在する。したがって、県有林は治山治水上はもとより、自然環境保全、景観保全上からも重要な役割を担っている。 県有林は大きく中北、峡東、峡南、富士・東部の4つの事業区に分けられ管理されている。また、林班数、小班数はそれぞれ978、31,061であり、平均面積はそれぞれ161.78ha、5.09haである。
11.29 管理システムの説明	県有林では、地種、法令の制限度合い、作業種および伐期齢、標高、景観の配慮により、施業方法を定める作業団により小班を設定しており、それぞれの作業団の施業指針にしたがって管理を行っている。作業団および作業団に順ずる単位は全部で34種類ある。 主な木材生産の場となる制限林地一般用材林作業団、普通林地一般用材林作業団においては、生産目標を柱適寸材（10.5cm角以上）、集成材利用適寸材（10.5cm角以上）、広葉樹家具・木工用材（丸太径30 c m以上）とし、市町村森林整備計画の標準伐期齢以上で、以下の径級に達する時期を伐期齢としている。 収穫は、県有林林産物入札参加資格者による入札で、販売されている。買受者または請負者により保有する機械が異なり、収穫技術も異なるが、基本的にはチェーンソーによる伐倒が行われ、ウィンチやスイングヤーダーによるワイヤーを使用した牽引での集材、林道から離れた場所では森林作業道を使い、フォワーダーや林内作業車による運材、チェーンソーやプロセッサによる造材が行われ、トラックで出荷される。

森林の概要と管理計画

質問	入力
11.01 森林施業に関する法令や行政上の状況及び土地利用の状況	日本の面積は約37.8百万haである。地質としては、太平洋側は地殻変動があり、火山活動が歴史的に続き、今日の土地利用を決定している。1億2千5百万の人口のほとんどは沿岸の都市部に居住し、その内陸の山間部を除いた面積は全体の約18%に該当する。森林が内陸の山間部を覆い、面積でいうと2,505万ha、国土面積の約66%に該当する。 日本国内の森林の構成は、約766万ha(31%)が国有林、約299万ha(12%)が公有林(都道府県、市町村財産区)、約1439万ha(57%)が私有林になっている。私有林家の平均保有山林面積は2.6haであり、これら山林の管理においては、自治体や森林組合が大きな役割を担っている。 直近では2008年に改正された森林・林業基本法は、森林の有する多面的機能の発揮、林業の持続的かつ健全な発展を基本理念として、環境機能と林業の進展を目指したものである。また、森林法(1897年制定、1951年廃止・再制定、2018年改正)は、森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項を定めて、森林の保続培養と森林生産力の増進とを図り、もって国土の保全と国民経済の発展とに資することを目的とする。さらに、森林組合法(1978年制定、2018年改正)は、森林所有者の協同組織の発達を促進すること、森林所有者の経済的社会的地位の向上、森林の保続培養および森林生産力の増進を図ることを目的としている。 森林法は2011年に大きく改正され、2012年4月1日から施行された。森林所有者にとっては、森林施業計画から森林経営計画へと変更になったのが大きな変更点である。従来、所有者単位で施業地のみを対象とした計画が立てられていたが、地域の森林を集約化し、保護すべき森林も含め、原則として林班内で一定以上のまとまりをもった森林が計画対象となる。なお大規模所有者はこれまでと同様所有者単独での計画を作成することも可能である。また、森林所有者のほか、その委託を受けて長期・継続的に森林経営を行う者も計画を作成できる。さらに、5年間の計画はより具体的なものとなり、その具体的計画に対して補助金や税制面での優遇措置が受けられるようになる。 このほか、森林管理区域に適用される法律としては、自然公園法、自然環境保全法、林業種苗法、森林病虫害防除法、砂防法などがあり、森林施業時に順守すべき法律として機能している。 2018年3月現在全国の森林のうち1,295万haが保安林に指定されている。(内訳としては水源かん養保安林が71%、土砂流出防備保安林20%、その他9%程度である。)これらの指定区域においても伐採は許可されているが、搬出の技術やその後の再造林の計画、また伐採可能量については制限がある。保安林として指定することによって、多様な保護活動が可能になり、実際にこれら指定域における林業活動には制限がある。 環境省の自然公園制度では日本を代表するような、すぐれた自然の風景地を国立公園とし、またそれに準ずる地域については国定公園に指定し、都道府県を代表するすぐれた風景地については都道府県立自然公園として指定している。国立公園については環境省の指定で、現在34公園、219万ha(国土面積の5.8%)があり、国定公園については全国56公園、141万haになる。都道府県が条例によって指定し、自ら管理を行う都道府県立自然公園は、現在311公園、197万haが指定を受けている。3つの指定地域全体で国土の14.8%に相当する。 国立公園および国定公園では、景観を維持するための保全の優先順位が高い順に、特別保護地区、第1種・第2種・第3種特別地域が指定される。それ以外の地域は普通地域である。
11.02 森林管理を統括する行政機関の役割	自治体や森林組合は民有林管理の中心的な役割を担い、その業務内容は管理する地域の管理計画策定、森林管理に関する相談、森林所有者への補助金交付の窓口機能、管理業務の遂行及び木材の販売活動など多岐に亘る。私有林所有者の約半分は森林組合に所属している。 国内の森林は、人工林が大きく育ち、木材として利用可能な時期を迎えている一方、森林の所有が小規模かつ分散的で、長期的な林業の低迷や森林所有者の世代交代等により森林所有者への森林への関心が薄れ、森林の管理が適切に行われない、伐採した後に植林がされないという事態が発生している。加えて所有者不明や境界不明といった課題も顕著になってきており、境界や所有者の確認に多大な労力が必要になってきている。このような状況を改善すべく、管理意欲のないことを所有者が意思表示した森林や所有者不明森林の経営管理を市町村が行い、林業経営に適した森林は意欲と能力のある林業体に経営管理を再委託し、林業経営に適さない森林は市町村が自ら管理をすることを可能とする森林経営管理制度が森林経営管理法(2018年5月制定、2019年4月施行)の下で定められた。

森林の概要と管理計画

質問	入力
11.03 認証取得者以外の外部関係者による土地および森林の所有権および使用权（法的および慣習的）	土地の所有は山梨県であり、恩賜県有財産模範林という登記が登記簿上でなされている。一部貸付地がある。 従来からの入会慣行を各地域の保護団体に認めており、希望する限り、永世、毎年、草木の払い下げをすることが定められており、実際に払い下げがなされている。山梨県恩賜県有財産管理条例、山梨県恩賜県有財産土地利用条例などで定めている。保護団体は巡視等の義務を負っているが、その対価として毎年交付金が支払われている。 また、山梨県には、日本百名山のうち富士山をはじめとした10の山があるなど、登山利用が活発な地域であり、多くの登山客が訪れている。12箇所の森林文化の森や3箇所の森林公園など森林利用も活発である。
11.04 認証取得者または他の当事者によって審査対象地内で行われている非林業活動（例：鉱業、工業活動、農業、狩猟、商業観光など）	
11.04.1 鉱業	いいえ
11.04.2 工業活動	いいえ
11.04.3 農業	いいえ
11.04.4 狩猟	はい
11.04.5 商業観光	はい
11.04.6 その他。具体的に記入すること	登山や富士五湖周辺のレクリエーション活動が活発である。青木ヶ原樹海においては、エコツアーが活発であり、県も含めたエコツアー協議会を設置し、エコツアーのガイドラインを作成している。また、試験、研究等には入山許可を得れば県有林に入ることは認められている。

森林の概要と管理計画

質問	入力
11.05 森林管理の目的	県有林の管理にあたっては、持続可能な社会を実現するための世界共通の目標であるSDG s、近年の社会、経済情勢の変化を踏まえ、次の2点を基本方針としている。 "〇国際基準に基づく森林管理の推進 ー森林が有する多様な森林の機能の強化・利活用ー" FSCが定める国際基準に基づき、環境・社会・経済の調和した持続可能な森林管理をさらに推進します。 "〇林業の成長産業化の実現への寄与 ー効率的な施業による充実した森林資源の持続的な利用の推進ー" 県内林業の中核として、生産性の高い施業により利用機を迎えた森林資源の循環利用を推進します。 また、計画の基本方針に基づき、次の事項について、特に重点をおいて県有林の管理経営にあたることとしている。 (1) 国際基準に基づく森林管理の推進 ① 水土保全機能の強化 ② 保健休養機能の利活用促進 ③ 県産FSC認証材のブランド化 (2) 林業の成長産業化の実現への寄与 ① 充実した森林資源の有効活用 ② 効率的な森林施業の推進 ③ 広葉樹資源の利活用を推進
11.06 森林資源の土地利用と所有権の状況	山梨県の山林原野は、地域住民の生活・生業用資材として県民の暮らしに大きな役割を果たしてきたが、県有林の基となった山林については、1868年の明治維新の地租改正に伴う山林原野土地官民有区分をきっかけに、「官民有区分未定時代」「官有地時代」「官林時代」「御料林時代」と目まぐるしい所有形態の変化を経た。この間、国、県、地域住民間の意見の相違から、山梨県の山林は、無秩序な伐採、野火、水害等により極度に荒廃した。特に、明治40年及び43年の大水害は、県下全域に大きな被害を及ぼし、県議会では「御料地無償還付ニ関スル意見書」を国に提出し、入会御料地の無償下付を要望した。 明治44年3月11日、見込面積16万4千haに及ぶ入会御料地が御下賜された。県は直ちに恩賜県有財産模範林として、県土保全を旨とし、その管理経営にあたることとした。 そしてこれまで、時代の要請にこたえながら森林管理を行ってきた。当初は天然更新を基調とする択伐施業が主体だったが、昭和30年代に拡大造林を積極的に推進し、現在の広大な人工林を形成した。昭和50年代から、社会的要請を受け、木材の安定供給以外にも、林地保全や保健休養などの公益的機能の発揮を目的とする管理を導入した。2021年からの第4次管理計画では、「国際基準に基づく森林管理の推進」と「林業の成長産業化の実現への寄与」を経営の基本方針とし、管理を行っている。

森林の概要と管理計画

質問	入力
11.07 森林管理の社会的・経済的な状況	山梨県の人口は79万人（令和6年10月時点）であり、多くが中心の甲府盆地に集中する。山梨県は果樹生産が盛んである。特にモモやブドウが有名であり、4月のモモの花の時期には多くの人が訪れ、ワインの製造も盛んである。また、一般機械、電気機械、輸送用機械、精密機械等の機械器具製造業が山梨県の主産業となっており、ネクタイ地や紳士服裏地の織物業、宝飾産業等の地場産業も盛んである。また、数多くの著名な温泉地があり、多くの温泉客が訪れている。 四方を2,500m級から3,000m級の山々に囲まれており、富士山をはじめとした著名な山が多く、たくさんの登山客が訪れている。また、富士山周辺の富士五湖周辺は標高約1,000mの地にあり、避暑地としても名高く、夏には多くの人が高原の気候を楽しんでいる。このように、山、河川、湖、温泉、歴史的遺跡など豊かな自然・文化資産の存在と首都圏に近いという地理的条件に恵まれ、わが国でも有数の観光誘致の基盤を形成しており、四季を彩る森の存在がここでは重要な役割を果たしている。
11.08 森林構成の簡単な説明	山梨県の標高は最低200mから最高3,400mと、暖帯上部から寒帯上部に渡っているため、林相は多様である。すなわち、丘陵帯（暖温帯、標高600m以下）の常緑広葉樹林（シラカシ林）、山地帯（冷温帯、標高600～1,800m）の落葉広葉樹林（ブナ林）、常緑針葉樹林（ウラジロモミ・コメツガ林）、亜高山帯（亜寒帯、標高1,800m～2,400m）の常緑針葉樹林（シラベ・オオシラビソ林）、高山帯（寒帯）の高山低木群落および森林限界以上の草本群落などである。 人工林について見ると、カラマツが全面積の45%を占め最も多く、ヒノキ20%、アカマツ14%、シラベ8%、広葉樹7%、スギ3%の順となっている。カラマツは県有林の全域にわたって広く植栽されており、一部風衝地を除いて一般的に成長は良好である。アカマツ、ヒノキは丘陵帯および山地帯下部を主体に、シラベはおおむね亜高山帯に植栽されている。林齢は、戦後の拡大造林政策に沿って造林した11齢級から12齢級に集中しており、伐期を迎えつつある森林が増加している。 林産物はほとんどが立木または丸太での販売による木材だが、従来からの入会慣行が認められている各地域の保護団体には、草本やキノコを含む草木の払い下げをしている。

森林の概要と管理計画

質問	入力
11.09 隣接する土地の概略	
11.09.1 都市	はい
11.09.2 農地	はい
11.09.3 湿地	いいえ
11.09.4 鉱山	いいえ
11.09.5 砂漠	いいえ
11.09.6 牧草地	はい
11.09.7 果樹園	はい
11.09.8 その他。具体的に記入すること	
11.10 認証取得者の管理体制	山梨県林政部県有林課が管理を行っている。従来は県の地域振興局・林務環境部ごとに事業区を設けて管理経営を行っていたが、平成18年の県出先機関の組織再編にあわせ、6事業区を林務環境事務所単位の4事業区に統合し、現在は、本庁と、4つの林務環境事務所で管理を行っている。また、県下には160の保護団体(財産区、市町村、組合)があり、火災の予防や盗伐などの加害行為の防止等の保護活動を行っている。造林事業は事前に登録された請負者による入札で実施されている。
11.11 森林管理責任の分担	山梨県林政部県有林課が管理を行っている。従来は県の地域振興局・林務環境部ごとに事業区を設けて管理経営を行っていたが、平成18年の県出先機関の組織再編にあわせ、6事業区を林務環境事務所単位の4事業区に統合し、現在は、本庁と、4つの林務環境事務所で管理を行っている。また、県下には160の保護団体(財産区、市町村、組合)があり、火災の予防や盗伐などの加害行為の防止等の保護活動を行っている。造林事業は事前に登録された請負者による入札で実施されている。
11.12 認証取得者による請負業者の利用	
11.12.1 造林・育林	はい
11.12.2 路網敷設	はい
11.12.3 収穫（伐採）	はい
11.12.4 輸送	はい
11.12.5 森林保護	はい
11.12.6 病虫獣害の防除	はい
11.12.7 その他。具体的に記入すること	

森林の概要と管理計画

質問	入力
11.13 認証取得者によって実施されている教育訓練	国内規格基準2.5参照
11.14 証明書所有者によって実施された網文化システム/体制（収穫技術と機器を含む）	収穫は、県有林林産物入札参加資格者による入札で、販売されている。買受者または請負者により保有する機械が異なり、収穫技術も異なるが、基本的にはチェーンソーによる伐倒が行われ、ウィンチやスイングヤーダーによるワイヤーを使用した牽引での集材、林道から離れた場所では森林作業道を使い、フォワーダーや林内作業車による運材、チェーンソーやプロセッサによる造材が行われ、トラックで出荷される。
11.15 認証取得者によって使用されている収穫（伐採）作業手法	
11.15.1 機械による収穫（伐採）	はい
11.15.2 手作業による収穫（伐採）	いいえ
11.15.3 半機械化された収穫（伐採）	はい
11.15.4 動物による運搬	いいえ
11.15.5 その他。具体的に記入すること	

森林の概要と管理計画

質問	入力
11.16 希少、脅迫され、絶滅危ed種の特定と保護のための管理戦略、およびHCVの管理。	山梨県は、県中央部に甲府盆地が位置し、その周囲が日本有数の山岳地となっており、県有林の所在する地域は盆地上里山から標高3,000mを越える。甲府盆地は標高200mであり、周囲の山岳は、1,500m級から3,000m級の山々からなる。その間に県有林が存する。山梨県有林水源地から発する多くの河川は県内で合流し、静岡県(富士川)や神奈川県(相模川)、東京都(多摩川)など、下流部の関東平野等の重要な水源地帯となっている。 気候型は、日本列島の内陸部に位置していることから、甲府盆地の「盆地気候」と山岳地域の「山岳気候」に区分される。すなわち、海岸地域とは異なり、標高差による気温の地域差が大きく、気温の日較差、年較差が大きい内陸気候の気候特性を示しており、平均気温は甲府において冬季で-2.7℃～夏季で22.4℃、河口湖において-6.7℃～17.6℃と地域・標高により違いが見られる。 年降水量は盆地で少なく約1,000mmだが、富士五湖地方や富士川中流域の多雨地域では、2,000mm以上に達するところもある。県内全般に風は弱く、盆地やハケ岳山麓は全国的に見ても多照地域で、概して空気は乾燥している。 地質は、県下全域に亘るため、多様であり、多くは富士山・ハケ岳の火成岩類を主体とするが、第三紀層や河岸段丘礫層などが広範囲に分布する。特に、富士山麓には、864年の貞観大噴火による広大な溶岩台地が広がっており、青木ヶ原樹海と呼ばれるわが国でも珍しい独特の自然林が広がっている。 植物は、地形、地質が複雑で気温も変化に富んでいるため、種類数が豊富で群落組成にも特徴を持つ。特に、標高差が大きいため、垂直分布の変化が顕著で、暖帯から寒帯にかけてのさまざまな植物を見ることができる。富士山麓のツガ・ヒノキ林、アカマツ林、シラビソ林、ブナ林等は特異で、各地にシオジ林やサワラ林などの多様な地形に応じた自然林が散在する。また、南アルプスの北岳周辺は高山植物の宝庫で、北岳固有、または南アルプス固有の植物が見られる。豊富な植物を反映して、動物相も多様である。獣類は本州で生息するもののほとんどが見られ、鳥類も平地から高山帯まで生息する多種のものが観察される。 また、富士川本川及び釜無川、笛吹川等河川数が多いため淡水産の魚類も多い。 2005年に山梨県レッドデータブックを作成。大きなメッシュで生息地を示している。2018年3月末に山梨県レッドデータブックの更新版が公開された。 GISに情報としては入っているが、密猟や盗掘を防ぐため機密データとして外部には公開していない。みどり自然課で情報を管理している。 「山梨県有林における代表的な希少植物種」(2017.3)を県総研が作成。Webで公開している。猛禽類(2015.4,)希少チョウ類(2019.4)についてもまとめられている。 県有林環境調査チェックシートで、希少種の有無を事前に現場で確認している。すでに判明している生息域については、前年度に伐採計画をたてるため、事前にみどり自然課に照会することを計画している。 請負業者に対しては希少種の研修を行っている。 県有林管理計画p.214に保護林の記載がある。また、県有林管理計画p.217に国立公園の特別保護地区および第1種特別地域、自然環境保全地区、文化財などの「厳正保存地域」の記載がある。風致保安林(p226 県有林の土地利用区分と森林の施業方法)、これらを保護価値の高い森林とする。これらは保護価値の高い森林の定義のうち、HCV1とHCV6Iにあてはまる。文化財がHCV6であり、その他がHCV1である。
11.17 認証取得者が採用している森林モニタリング手法	
11.17.1 森林資源量調査	はい
11.17.2 ドローンをを用いたモニタリング	はい
11.17.3 リモートセンシング	はい
11.17.4 社会調査	はい
11.17.5 サンプリングプロット	はい
11.17.6 その他。具体的に記入すること	

森林の概要と管理計画

質問	入力
11.18 動物相および植物相の変化を含む、成長、収量、森林動態のモニタリングの詳細	森林生態系のモニタリングについては、平成9年度から10年間、山梨県北部に位置し、秩父多摩甲斐国立公園に含まれる瑞牆山一帯のモデル地域（北杜市須玉町の塩川ダム上流域）で行われた。生態系の多様性、種の多様性、木材生産面積、伐採量、病虫害等の影響、大気汚染物質被害、水質の変化、炭素蓄積量と炭素収支、生産および消費、レクリエーションおよび観光、雇用及び地域社会ニーズなど、多くの指標がモニタリングされた。モニタリング結果はまとめられ、各都道府県、研究機関に送付されている。 また、県有林の巡視は、県有林関係者による他、自然保護の観点から設置されている山岳レンジャー、富士山レンジャーも巡視を行っている。県職員も定期的な巡視を行っている。 成長量に関しては、森林簿の更新が適宜図られている。収穫予想表は平成15年3月に改訂されている。 5年に一度の管理計画策定時には、県内各機関に聞き取り調査を行い、県有林に対する県民の意識を調査している。 各種森林調査や、森林作業員に対する教育訓練においては、山梨県森林総合研究所が重要な役割を果たしている。県有林との結びつきは密接であり、行政からの試験研究要望を森林総研に上げ、研究推進会議で研究内容を決定している。約9割は行政からの要望に基づき研究を行っている。
11.19 環境および社会への影響、コスト、生産性、効率性	国内規格の原則8参照
11.20 主要な商業種の持続可能な最大収穫量の推定に用いた前提（例：造林・育林）の説明 *	国内規格チェックリストの基準5.2参照
11.21 推定値の基となる情報源（例：資源量データ、定点調査、収穫表など） *	国内規格チェックリストの基準5.2参照

森林の概要と管理計画

質問	入力
11.22 前暦年中に、自然災害（火災、台風、洪水、病気、害虫、病原体など）の予防と抑制の単に取られた対策や投資	国内規格チェックリストの基準10.9参照
11.23 認証対象地以外（認証範囲から例外的に除外された地域を含む）からの製品が、認証対象森林からの製品と混合されるリスク *	立木での販売または市場での販売による。山土場で集材した際に、他の山からの材と混在するリスクがある。
11.23.1 実施されている分別管理の説明 *	立木で販売する際には、図面で明示するとともに、境界木にはマーキングをすることで現地においても境界を明らかにしている。 市場で販売する際には、伐採から市場までの搬送を請負者に委託するが、伐採は他の森林と同時には行わず、山土場にも他の森林の材を集積させない。また、原木市場で集積された丸太には、FSCラベリングバンドを使用し、他の出材エリアと識別している。

森林の概要と管理計画

質問	入力
11.24 特定されたリスクに対処するための管理（追跡）システムの説明 *	立木で販売する際には、図面で明示するとともに、境界木にはマーキングをすることで現地においても境界を明らかにしている。 市場で販売する際には、伐採から市場までの搬送を請負者に委託するが、伐採は他の森林と同時には行わず、山土場にも他の森林の材を集積させない。また、原木市場で集積された丸太には、FSCラベリングバンドを使用し、他の出材エリアと識別している。
11.25 認証された森林地域の製品を確実に特定できるようにする文書・伝票またはマーキングの仕組み	
11.25.1 輸送伝票 *	はい
11.25.2 丸太のマーキング *	はい
11.25.3 バーコードまたはQRコード *	いいえ
11.25.4 その他。具体的に記入すること	

森林の概要と管理計画

質問	入力
11.26 CoC関連文書またはマーキングの仕組みの詳細 *	県有林FSC認証ラベル取扱要領が作成されている。送り状やFSC認証材出荷証明の様式が作成されている。
11.27 認証製品の最終管理ポイントまたは出口	
11.27.1 土場 *	はい
11.27.2 道路脇 *	いいえ
11.27.3 その他。具体的に記入すること	立木販売
11.31 管理計画の大きな変更 *	
11.31 管理計画の大きな変更 *	なし

利害関係者のフィードバック

12.01 利害関係者グループ*	12.02 利害関係者の説明*	12.03 利害関係者のコメント	12.04 審査前に連絡	12.05 審査中にインタビュー	12.06 認証機関によるフォローアップ
森林労働者、請負業者		様々な質問がされ、回答は国内規格チェックリストに反映された。	いいえ	はい	様々な質問がされ、回答は国内規格チェックリストに反映された。

受領した苦情

13.01 受領日 *	13.02 最初に受領した組織 *	13.02.1 どのような受け取ったか *	13.03 苦情申立人	13.04 苦情の詳細 *	13.05 未解決（継続）/解決済み（解除） *	13.06 対応 *	13.07 解決日 *	13.08 監査の結論 *
-------------	-------------------	-----------------------	-------------	---------------	--------------------------	------------	-------------	---------------

発行された不適合/観察事項

14.01 所見照会等・ 不適合事項・	14.02 審査結果の 不適合事項・	14.06 等価・	14.07 継続・解除・	14.08 監査・	14.09 承認番号・	14.03 発行日・	14.04 最左位置・	14.05 最右項目・	14.10 要求事項・	14.11 審査結果の欄柄・	14.15 最左位置が読みとられました・	14.14 MUの適用性	14.12 検出等により削除された最左位置・	14.13 最左位置に対する監視範囲の範囲
2023-C012256-1	2023.1	観察事項	解除	国内森林管理規格	6.7.1	2023-11-14		2024-09-13	自然の水域と水田空間やそれらの接続性がもつ多面的機能を特定し、それを保護する措置が実施されている。	燃料の輸送の際には法律を満たす測れない容量で行うよう、2020年12月17日に請負業者に通知をしている。 造林事業標準仕様書には、燃料が水系に流出しないよう措置を講じる必要がある旨が書かれているが、具体的にどのような措置が求められるのか明確でない。原価取林内にオイルや燃料を置く箇や、林内で転出する際に林地に燃料やオイルが漏れないうようにシートを敷くような対策や、万が一林内に漏れた際の対策（例：吸着シート等の換装）は規定することが望ましい。	自然の水域と水田空間やそれらの接続性がもつ多面的機能を特定し、それを保護する措置が実施されている。		「森林林道林事業標準仕様書集」が一部改正され、「水系への配慮」の項目の中に「障害物は、燃料、農薬、忌避剤等の化学物質を漏脱、遺棄、使用するために沿って、河川、浸食、浸透等の水系に流出させないことにより、環境やインフラ等（農作物や樹木）には、林地にシートを敷くなどの対策を講ずること。なお、林内に漏れた場合に備え、吸着シート等を換装、とりかえることと規定されたことを確認した。2024年2月22日付け県有第1824号にて各林道林道事業所には文書で周知がなされた。 また2024年8月1日付け県有第687号「県有林内で実施する森林整備等について（通知）」により、水系への配慮について、同一の内容で森林整備から治山林道標に別して案内がなされた。治山林道標からは各林道整備事業所の治山林道標に2024年8月2日に内容の案内がなされた。 経費発生へのインセンティブでも、今回の仕様書変更について認識していること、また現場に吸着シート等を携帯していることが確認された。	観察事項を解除する。
2023-C012256-2	2023.2	観察事項	継続	国内森林管理規格	7.4.1	2023-11-14			管理計画は以下を反映させるために原則Cのように見直され、定期的に更新されている： 1) モニタリング結果、これには、認証機関による監査の結果を含む。 2) 分析評価。 3) 利害関係者との協議の結果。 4) 新たな科学的知見や技術革新の情報。 5) 環境や社会経済状況の変化。 注：モニタリング内容については原則9参照のこと。	県有林管理計画の改定のためにやっている6年に一度の聞き取り調査は前回2020年に実施された。この際は対象に、県内の利用利用者や林道事業体が含まれていなかった。大田の聞き取り調査（2025年予定）の際には内水面施設などの利用利用者および林道事業体の意見を直接取りする必要がある。聞き取り調査が2年以上先であったため観察事項とする。	管理計画は以下を反映させるために原則Cのように見直され、定期的に更新されている： 1) モニタリング結果、これには、認証機関による監査の結果を含む。 2) 分析評価。 3) 利害関係者との協議の結果。 4) 新たな科学的知見や技術革新の情報。 5) 環境や社会経済状況の変化。 注：モニタリング内容については原則9参照のこと。		第5次管理計画策定時の聞き取り調査（2025年3月）時に実施予定。幅広い利害関係者への聞き取りが行われたが確認するために観察事項を継続する。	
2023-C012256-3	2023.3	軽微	解除	国内森林管理規格	8.1.1	2023-11-14	2024-11-14	2024-09-13	管理計画の実施をモニタリングするための手順が文書化され、実行されている。これには、管理計画に記載されている活動の進捗状況として指標7.3.1で特定された。管理目的ごとには立てられた検証可能な達成目標への達成度を含む。	県有林では様々なモニタリング活動が実施されている。個々のモニタリングについて実施手法が明記された文書がすべて揃っているのあれば、実施手順が明記されているものが揃っていないものもあった。各モニタリング活動について、実施手法が規定されている文書、箇所を確認すること、FSCと要求事項への不適合を発見し得るモニタリング活動については、不適合が見つかった際に従うべき手順も明確になるとよりよい。	管理計画の実施をモニタリングするための手順が文書化され、実行されている。これには、管理計画に記載されている活動の進捗状況として指標7.3.1で特定された。管理目的ごとには立てられた検証可能な達成目標への達成度を含む。		「指標7.3.1 検証可能な達成目標」という一言を作成し、第4次管理計画の重点的に取り組む事項を定め、実施しているモニタリング活動すべてで確認した。用意にはモニタリングの手法を標準化してあり、またモニタリング活動の進捗の把握も実施している文書も示されている。第4次管理計画の重点的に取り組む事項については検証可能な達成目標と進捗が示されている。	軽微な不適合を解消する。
2023-C012256-4	2023.4	軽微	解除	国内森林管理規格	8.2	2023-11-14	2024-11-14	2024-09-13	組織は、環境状態の変化、及び管理区画内で実施されている活動が環境や社会に与える影響を、モニタリングし、評価しなければならない。	現在県有林内で実施されているモニタリング活動の全容がほとんどは資料はなく、また実施しているモニタリング活動が、国内規格原則Cに含まれる項目を網羅しているか明確でなかった。	組織は、環境状態の変化、及び管理区画内で実施されている活動が環境や社会に与える影響を、モニタリングし、評価しなければならない。		国内規格原則Cに含まれるモニタリング項目について、「原則C モニタリング要求事項」に対する対応表を作成した。国内規格原則Cに含まれるモニタリング項目の達成するための、計画しているモニタリング活動とその活動実施を示した文書が明示された。国内規格原則Cに含まれるモニタリング項目で該当する項目で、モニタリングされていないものはなかった。	軽微な不適合を解消する。
2024-C012256-1	2024.1	観察事項	継続	国内森林管理規格	2.3.1	2024-11-06			組織は少なくとも以下a), b), c)をすべて満たすことで、「林業労働における安全衛生に関するILO行動規範」の推奨事項の水準以上でなければならない。 a) 安全衛生の責任者が明確に定められている。 b) 安全衛生に関する知識を定期的に更新し、規制機関と連携し、労働者への適切な情報が提供されている。 c) 作業内部の危険要因（リスク）に応じて、安全衛生に関する法令を満たすか、それを越えるような方針及び規定またはマニュアルをもっており、実施されている。	県では、県の認定林道事業主の指定を受けている事業体に対して、FSCの団体検査とエドヘン個人入用者の手続検査を出しており、ハイパレルギー抗体検査受診を推奨している。 関係者で2年前から県有林の林に入社している事業者はハイパレルギー検査を行った。当該事業者は入札参加資格は持つが、認定林道事業主ではなかった。インシデントではハイパレルギー抗体検査を受けていないためであった。 認定林道事業主でない場合でも、入札参加資格を持つ事業者すべてに対してハイパレルギー抗体検査の受診と必要に応じてエドヘンの検査を実施することが望ましい。	認定林道事業主でない場合でも、入札参加資格を持つ事業者すべてに対してハイパレルギー抗体検査の受診と必要に応じてエドヘンの検査を実施することが望ましい。			



SA Forest Certification Report Annexes to FSC® Digital Audit Report



組織名	山梨県
認証番号	SA-FM/COC-001842
認証の種類	単独
二次加工	別のCoCレポートの対象
ピアレビュー	いいえ、年次監査ではピアレビューは適用外である。

Table of Contents

A0	SA Cert cover
A1	Forest Management Standard Checklist
A1.1	Pesticides
A1.2	Intact Forest Landscapes
A1.3	Conversion
A2	Sampling calculation
A3	Group Standard
A8	Glossary
A9	ILO Conventions
A10	Opening & Closing meeting (for reference)
A12	Product Schedule

Audit report information

審査	審査日	審査チームリーダー	レポート確認者	レポート確認日	レポート承認者	レポート承認日 / 最終更新日
更新審査	2022年 11月16日-18日	白石則彦	ロブ・ショウ	2023/2/3	ロブ・ショウ	2023年2月9日
第1回年次監査	2023年9月25日~27 日	汐見崇史	Gus Hellier	26-Oct-23	John Rogers	14/11/2023 02/05/2024
第2回年次監査	2024年9月11日~13日	汐見崇史	Cristina Laza	2024/10/9	Cristina Laza	2024/11/6
第3回年次監査						
第4回年次監査						

Summary of Audit Findings

重大な不適合の数	0	Only minor non-compliances are considered acceptable in order for a certificate to be issued. Major non-compliances result in the issuance of pre-conditions at MA and RA. Details of Non-compliances and observations are presented in worksheet 14 CARs and the related Annexes. The non-compliances identified are subject to specific timescales and will be evaluated at subsequent surveillance visits.
軽微な不適合の数	0	
観察事項の数	2	

Useful Links

FSC Document Centre: <https://connect.fsc.org/document-centre>
CITES species: <https://checklist.cites.org>
Intact Forest Landscapes: <https://www.globalforestwatch.org>
ILO Conventions: <https://www.ilo.org>

Soil Association Certification Limited
Tel: +44 (0) 117 914 2435 e-mail: forestry@soilassociation.org
www.soilassociation.org/forestry

Soil Association Certification Ltd • Company Registration No. 726903
A wholly-owned subsidiary of the Soil Association Charity No. 20686
FSC Licence Code FSC® A000525

Annex 1 Forest Management Standard Checklist

国/地域

日本

審査で選択された規格

FSC-STD-JPN-01.1-2020

審査で選択された規格の版

V1.1

承認日

2020/7/16

前回審査以降の規格変更の概要

前回審査以降の規格変更はない。

以下の基準が評価された

原則1、2、4
10,000ha以上の人工林を有する場合に関する規準：1.6；2.3；4.4；4.5；7.6；6.9；6.10；10.2；10.3；10.6；10.7；10.12
保護価値の高い森林に関する規準：6.4；6.6；6.9；6.10；9.4；10.3

		SECTION A: FSC® TRADEMARK REQUIREMENTS FSC-STD-50-001 Requirements for the use of the FSC trademarks by certificate holders		
FSC-STD-50-001 V2-1, Part II	A1	すべての製品用ラベルデザインはFSC商標要求事項を満たしている。 e.g. label for use as log tag approved by SA Cert 05/05/2018		
	S2	認証製品用FSCラベルの新たな使用はなかった。	N/A	
FSC-STD-50-001 V2-1, Part III	A2	すべての広告宣伝用マークデザイン(ウェブサイト、看板、販売文書、ニュースレターなど使用されたものを含む)はFSC商標要求事項を満たしている。		
	S2	全てのトレードマークデザインはアマタ/ソイルアソシエーションにより承認されていた。全ての広告宣伝用トレードマークのデザインは最新のFSCトレードマーク要求事項に従っていた。トレードマーク使用記録はすべて一覧として提出された。前回審査以降7件の申請があった。例：やまなし生物多様性戦略、モクコレ2024 ガイドブック、e-treeウェブサイト。	Y	
FSC-STD-50-001 V2-1, 1.5	A3	すべてのFSC商標はSA Certificationによって承認されている。		
	S2	全てのトレードマークデザインはアマタ/ソイルアソシエーションにより承認されていた。全ての広告宣伝用トレードマークのデザインは最新のFSCトレードマーク要求事項に従っていた。トレードマーク使用記録はすべて一覧として提出された。前回審査以降7件の申請があった。例：やまなし生物多様性戦略、モクコレ2024 ガイドブック、e-treeウェブサイト。	Y	

1		原則* 1: 法令の順守 組織* (個人も含む森林*経営・管理者) は、すべての適用可能な法令*、規制、及び国が批准*している国際条約を順守 しなければならない。		
1.1		基準* 1.1. 組織*は、特定された活動について法的権限のある*当局により文書による許可を受け、明確で文書化され た、疑義のない法的*登記(登録)*がされている法的組織でなければならない。		
		指標* 1.1.1 認証範囲に係る全ての活動は、組織*が法的な権限を有して行っており、それらは全て文書化され、紛争*の対象になっ ていない。		
	S2	森林法に基づき、森林所有者またはその他権限を持つものが森林を管理することができる。山梨県は森林所有者として県有林を管理している。このことに対する紛争はない。 所有権は登記簿謄本、県有林位置図などで確認できる。	Y	
		指標* 1.1.2 組織*の法的*な権限は、法的*に定められた手続きに従って規制当局によって与えられている。		
	S2	森林法に基づき、森林を管理できるものは森林の所有権を持つ団体・個人である。 民法に基づき土地の所有権を取得し、不動産登記法により土地の登記を行う。 立木に関する法律に基づき、立木を土地と分離して不動産登記する場合もあるが、当県では該当しない。 法務省の下の方務局により登記手続きがなされている。	Y	
1.2		基準* 1.2. 組織*は、管理区画*の法的位置付け*が明確であることを実証しなければならない。これには、保有権*と使 用権*及び境界を含む。		
		指標* 1.2.1 認証範囲の資源を管理、使用するための法的*な保有・使用権*が文書化されている。		
	S2	所有権は登記簿謄本、県有林位置図などで確認できる。 恩賜県有財産模範林という登記が登記簿上でなされている。登記簿は手続きをすれば閲覧可能である。争議はない。 サンプルとして河口湖町西湖字青木ヶ原の県有林の登記簿を確認した。大正3年11月7日に登記されていた。所有者は山梨県と示されている。	Y	
		指標* 1.2.2 法的*な保有・使用権*は、法的*に定められた手続きに従ってまたは慣習等に基づく何らかの根拠により与えられてい る。		
		注：先住民族*及び地域社会*の法的*、慣習的な保有・使用権*についてはそれぞれ指標*3.1.2 と指標*4.1.2 で文書化ま たは地図化することが求められている。		
	S2	民法に基づき土地の所有権を取得し、不動産登記法により土地の登記が行われている。	Y	
		指標* 1.2.3 組織*は、以下a)、b)を共に満たさなければならない： a) 管理区画*の境界は正確な地図上で明確である。 b) 管理区画*の境界は現地で確認できる。		
		注：地籍調査が終わっていないところでは、地図上及び現地での境界について利害関係者*すべてが合意しているこ と。		
	S2	a)事業図で示されている。地図は正確で明確である。GISも整備されている。 b) 境界延長は2,544.519kmある。最新の県資料（第4次県有林計画）により確認した。 境界測量を1913年から1918年に行っている。 1958年から1989年に境界確認を行っている。コンクリートの境界標柱や自然石を目印とし、主要点には御影石の標識を設置している。事業位置図上の杭の位置はコンクリート杭が丸の中に×のマークで示されており、石が四角の中に点のマークで示されている。 重要度に応じ2年、4年、または10年ごとに1回、境界保全巡視事業により巡視を行っている。この際に請負業者が境界に沿った刈払い、杭の近くに目印のテープを付けている。 貸地が返地され認証林に組み込まれる林分があるが、貸地の時点で境界は明確にされているため、返地されてからも境界に問題はない。境界保全巡視事業は貸地も対象に行われている。 現地でも境界杭が設置されている箇所を確認した。	Y	

1.3		基準* 1.3. 組織*は、組織*と管理区画*の法的位置付け*に応じた法的*な権利を有しており、適用可能な国の法令*や地域 法*と規則、及び行政による要求事項に適合した活動を行わなければならない。法的*な権利には管理区画*内からの林 産物の収穫及び/または生態系サービス*の供給が含まれる。組織*はこれらの権利や義務に伴う、法的*に定められた料 金を支払わなければならない。		
		指標* 1.3.1 管理区画*におけるすべての活動は以下に適合して行われている。 1) 適用可能な法令*、規則、行政上の要求事項 2) 法的*な権利及び慣習的な権利* 3) 義務的行動規範*		
		注：管理者及び各分野の責任者が関連する法令等の必要項目を把握していること。		
	S2	県有林管理計画書は山梨県県有林野管理規程に則って作成されている。森林法に基づく森林計画制度に沿って作成されている。 以下の国内の主要法を認識し文書として保管している。 森林・林業基本法 森林法 森林組合法 森林病虫害等防除法 砂防法 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 自然公園法 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 林道規程 労働安全衛生法 農業取締法 林業種苗法 分収林特別措置法 租税特別措置法 また法指定区域の各種図面を有し、森林簿上でも記載している。 法律改正や施行規則が改正された場合、その内容について主管課から関係部署、そして各地域事務所に文書で通達される。2023年11月29日には、庁舎管理室長から道路交通法施行規則の一部改正を受けて、アルコール検知器を用いた呼気中アルコール濃度の確認が必須となった旨の通知がされた。	Y	

		指標* 1.3.2 森林*管理に関連する法的*に定められた税金や料金はすべて定められた期限内に支払われている。		
	S2	消費税申告、職員への給料、請負業者への請負費用、恩賜県有財産保護の責任ある団体(財産区、市町村、組合)への交付金などの支払いは適正に行われている。 所在市町村交付金を市町村に支払っている。貸地に関する固定資産税に代わるものとしての意味合い。R6年度県有資産所在市町村交付金の交付金額（総額）、交付先、算定方法の記載された書類およびサンプルとして斐崎市から県への請求書を確認した。 請負事業者への支払関係の書類は各林務環境事務所で保管している。サンプルとして本庁データベースで確認できる、中北林務環境事業所から落札業者である清水林業へ実施された完了検査の記録（2024年6月11日）と支払の記録（2024年7月16日）を確認した。	Y	

		指標* 1.3.3 管理計画*に含まれる活動は適用可能な法令*に適合するよう設計されている。		
	S2	県有林管理計画書は山梨県県有林野管理規程に則って作成されている。森林法の定める森林計画制度に沿って作成されている。 法令に変更があった場合は、職員へは通知文で回覧、事業活動に関しては関係団体を通じて通知し周知している。 施業地ごとに、保安林や国立公園・国定公園の制限エリアに該当するかどうかが森林簿やGISにもデータがあり、また事業位置図にも明示されている。保安林における制限内容については保安林台帳で確認をしている。 新たに保安林に指定されることは滅多にない。一部公共工事のために保安林解除した森林がある場合、補償のために他の場所で保安林指定することがある。 審査時点で水源涵養保安林62.5%土砂流出防備17.3%である。	Y	

1.4		基準* 1.4. 組織*は、違法または許可のない資源利用や居住、また、その他の違法行為から管理区画*を体系的に守るための対策を立て、実施し、及び/または規制機関と連携しなければならない。		
		指標* 1.4.1 違法または許可のない伐採、狩猟、釣り、罟、採取、居住やその他の許可のない行為からの保護*措置が取られている。		
	S2	保護団体（財産区や保護組合）による管理。交付金を支払っている。 森林保全巡視事業による巡視が毎年行われている。 森林巡視事業で巡視員を毎年指名して巡視している。 植物調査などでの入山希望者には入山許可を発行している（ウェブサイトで入山許可が必要な行為を周知している）。 https://www.pref.yamanashi.jp/shinrin-ss/nyuuzan.html 林道バトロールを委託している（林道の崩壊や異変を確認してもらい、報告してもらう）。 各林務環境事業所で2名の嘱託職員が民地も含めて不法投棄監視バトロールを行っている。各市町村でも行っているところがある。 不法投棄は投棄した者が特定できれば回収させる、または回収する。	Y	
		指標* 1.4.2 違法行為からの保護*が規制機関の責任下にある場合は、これら規制機関と連携して不正行為や違法行為を発見、報告、規制、抑止する仕組みが実施されている。		
	S2	山梨県自身が行政機関として違法行為からの保護を行っている。昨年は林道のグレーチング盗難被害があり、施設林道管理部署から警察に被害届を提出した。	Y	
		指標* 1.4.3 違法行為や不正行為が発見された場合は、対策がとられ対処される。		
	S2	上記対策が実行されている。 不法投棄は投棄した者が特定できれば回収させる、または回収する。 昨年は林道のグレーチング盗難被害があり、施設林道管理部署から警察に被害届を提出した。	Y	
1.5		基準* 1.5. 組織*は、管理区画*内から林産物が最初に販売される場所までの輸送と取引に関して、適用可能な国の法令* や地域法、国が批准*している国際条約、義務的行動規範*を順守しなければならない。		
		指標* 1.5.1 林産物が最初に販売される場所までの輸送と取引に関して、適用可能な国や地域の法律*、国が批准*している国際条約、義務的行動規範*を順守している証拠がある。		
	S2	日本では木材運搬のための特別な法律はなく、過積載を禁止する道路交通法が該当する。法令を守り運搬を行っている。 委託伐採の際には、請負業者は法令を遵守するという契約になっている。 立木の売り払い先である素材生産業者による運搬は素材生産業者の責任となる。	Y	
		指標* 1.5.2 ワシントン条約規定への適合が示されている。これには対象種の伐採・採取、取引許可証の保有が含まれる。		
		注：ワシントン条約の日本国内法である種の保存法では、同法で認められている場合を除き、希少野生動植物種の捕獲、採取、殺傷又は損傷は禁止されている。		
	S2	ワシントン条約記載種は取り扱っていないため該当しない。	N/A	
1.6		基準* 1.6. 組織*は、裁判外で迅速に*解決することができる成文法*や慣習法*に関わる紛争*は、利害関係者影響を受ける者*との協議*により特定、防止、解決しなければならない。		
		指標* 1.6.1 影響を受ける者*との慣習に合った*方法での協議*により作成され、入手可能な*紛争*解決手続(苦情処理手順)を備えている。		
	S2	「やまなしパートナーズ・レター制度」にて、県民から県政に対するすべての質問や意見に対し1週間以内に回答する仕組みができています。誰でもウェブサイトから意見を提出できる。手順についても紹介されている。 広聴広報グループが窓口となり、届いた意見が関係部署に振り分けられている。 また直接林政部やその他の関連部署に電話やメールで意見が来ることもあり得る。 境界管理を行うことで争議を未然に防いでいる。	Y	
		指標* 1.6.2 適用可能な法令*または慣習法*に関する紛争*で、裁判をせずに解決することができるものは、迅速に*対応され、すでに解決済みか、紛争*解決手順により処理されている。		
	S2	2024年2月9日に県有林の倒木がキャンプ場施設に当たったと電話で連絡を受けた。2月11日には現地確認を行い、賠償について所有者と話し合った。この他にも2件対応中の苦情があった。	Y	
		指標* 1.6.3 適用可能な法令*または慣習法*に関する紛争*の最新の記録が保管されている。これには以下が含まれる： 1) 紛争*解決のためにとられた一連の措置。 2) すべての紛争*解決手続の結果。 3) 未解決の紛争*と未解決の理由及び解決に向けた方法。		
	S2	上記については2月13日に経過説明書が作成され、事故現場位置図、事故現場見取り図、写真が貼付されている。倒木はすぐに県が処理を依頼した。賠償金については示談交渉がされ、これから9月の議会に諮られる。県有林からの倒木被害の賠償は保険が適用されず（保険会社から拒否されている）都度対応となるため、被害額の支払いに議会承認が必要となり、損害額が確定した後に議会に諮るため支払いには時間がかかる。	Y	
		指標* 1.6.4 以下の条件に該当する紛争*がある場合は、当該地域において施業が中止される： 1) 大規模な紛争*。 2) 長期に及ぶ紛争*。 3) 非常に多くの利害が関係している紛争*。		
	S2	基準に該当するような大規模、長期の紛争は現在起こっておらず、これから起こる可能性はほとんどないと考えられる。 また、万が一そのような紛争が起こった場合には、施業を中止する方針であることを確認した。平成30年に森林環境部長から各林務環境事務所に発行された、方針通知を確認した。	Y	

1.7		基準* 1.7. 組織*は、金銭やその他のあらゆる形態で贈収賄をしないという誓約を公開*しなければならない。汚職防止 法が存在する場合にはこれを順守しなければならない。汚職防止法が存在しない場合は、管理活動の規模*と強度*、ま た汚職のリスク*に応じ、汚職防止のための他の手段を講じなければならない。		
		指標* 1.7.1 いかなる贈収賄行為にも関わらないことを謳った方針が実践されている。		
		注：「FSC の原則*と基準*を遵守する」あるいは「法令を遵守する」という方針だけではこの要求を満たすのに十分で はない。		
	S2	地方公務員法第33条で信用失墜行為の禁止が規定されている。地方公務員である県職員が贈収賄をしてはならないことは周知の事実である。	Y	
		指標* 1.7.2 方針は関連する法令を満たすかそれ以上の水準である。		
	S2	日本の汚職取り締まりの法令は刑法（贈収賄や公務員職権乱用など）、不正競争防止法などが該当する。地方公務員の場合は地方公務員法で規定されており、遵守されている。刑法の取り締まり基準より厳しいものである。	Y	
		指標* 1.7.3 方針は無償で入手可能*である。		
	S2	地方公務員法の条文は誰でもウェブ上で閲覧できる。 (https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=325AC0000000261)	Y	
		指標* 1.7.4 贈収賄、強制的行為やその他の汚職行為がない。		
	S2	第三者からの情報を含め汚職行為の報告はない。	Y	
		指標* 1.7.5 汚職が起こった際は、改革がとられており、確実に再発を防止するための仕組みが構築されている。		
	S2	汚職は起きていない。	Y	
1.8		基準* 1.8. 組織*は、管理区画*の中でFSC の原則*と基準*及び関連する指針や規格を長期*にわたり厳守することを示さ なければならない。この公約は無償で入手可能*な文書に含まなければならない。		
		指標* 1.8.1 経営層により承認された文書化された方針には、FSC の原則*と基準*及び関連する指針や規格に準じた森林*管理を行 うという長期*誓約が含まれている。		
	S2	第4次県有林管理計画で謳っている。P36「国際基準に基づく森林管理の推進」。	Y	
		指標* 1.8.2 方針は無償で入手可能*である。		
	S2	県有林管理計画はウェブ上で誰でも閲覧可能である。 (https://www.pref.yamanashi.jp/kenyurin/keikaku-tantou/dai4jikanrikeikaku.html)	Y	
2		原則* 2: 労働者*の権利と労働環境 組織*は、労働者*の社会的、経済的福利を維持または向上しなければならない。 注：労働者*には、組織*が直接雇用する者のみならず、認証範囲内の森林管理区画*で施業を行う請負業者なども含まれ る。		
2.1		基準* 2.1 組織*は、国際労働機関（ILO）中核的労働基準*を構成する8つの条約に基づき、「労働における基本的原則 及び権利に関するILO 宣言（1998年）*」に定められる労働の原則と権利を尊重*しなければならない。		
		指標* 2.1.1 組織*は、児童労働を使用していない。		
		2.1.1.1 組織*は、児童が満15 歳に達した日以後の最初の3 月31 日が終了するまで、これを使用してはならない。（労働 基準法第56 条） 2.1.1.2 18 歳未満の者は、承認された国内法および規制内での訓練を目的とする場合を除き、危険な作業*または重労働 *に雇用されていない。 2.1.1.3 組織*は、最悪の形態の児童労働*を禁止するものとする。		
	S2	労働者の権利は労働基準法などの国内法で定められており、遵守されている。 県職員：地方公務員の採用基準があり、児童労働は発生しない。強制労働、差別も法律、規則に基づき防止されており、発生していない。公務員の団体交渉権は日本の法律で認められていない。 請負業者：雇用条件の確認については厚生労働省山梨労働局の管轄になり、県有林課が直接確認する権限はないが、強制労働や差別の話はこれまで聞いたことがない。請負業者からは雇用状況の調書の中で、年齢を含む被雇用者のリストを年に1回提出してもらっている。また現地訪問の際にも児童労働や強制労働の事実がないことを確認している。 請負業者の団体交渉権行使の有無は県では確認していない。みな小規模事業者なので労働組合はないと思われる。 森林整備組合、素材生産業者組合があるため、要望があればそれらの組合から県に意見が提出される。	Y	

		指標* 2.1.2 組織*は、あらゆる形態での強制労働を排除している。		
		2.1.2.1 雇用関係は、自発的かつ相互同意に基づいており、罰則の脅威はない。 2.1.2.2 強制労働を示すいかなる慣行の証拠もない。これには以下のものを含むが、これに限らない。 ・ 物理的、及び性的暴力 ・ 奴隷（債務）労働 ・ 雇用手数料の納付や雇用開始のための保証金の支払いを含む賃金の天引き ・ 移動の制限 ・ 旅券や身分証明書の留保 ・ 当局に対する告発の脅迫		
	S2	強制労働は行われていない。管理者、請負業者への聞き取りで確認した。	Y	
		指標* 2.1.3 組織*は、雇用及び職業において差別がないことを保証している。		
		2.1.3.1 雇用および職業*慣行は差別的ではない。		
	S2	管理者、請負業者へのインタビューでは差別は確認されなかった。	Y	
		指標* 2.1.4 組織*は、結社の自由及び団体交渉権を尊重している。		
		2.1.4.1 労働者は自らの選択により労働者団体*を設立または同組織に加入することができる。 2.1.4.2 組織*は、労働者が労働者団体*を設立、組織に加入、あるいはこれを補助する合法的な活動に従事する権利、あるいはこれらを控える権利を尊重する。これらの権利を行使することにより労働者を差別したり、処罰したりすることはしない。 2.1.4.3 組織*は合法的に設立された労働者団体*および/または正式に選ばれた代表者と誠意を持って*交渉し、団体交渉* 合意に至る最善の努力をする。 2.1.4.4 団体交渉*による合意が存在する場合は、それが実行されている。		
	S2	労働者の権利は国内法で定められており、遵守されている。 公務員の団体交渉権は日本の法律で認められていない。 請負業者の団体交渉権行使の有無は県では確認していない。小規模事業者などで労働組合はないと思われる。20名を超える従業員を抱える事業体は森林組合しかなく、森林組合には労働組合はない。10人台の雇用があるのが5～6社のみである。	Y	

2.2		基準* 2.2. 組織*は、雇用慣行、教育訓練の機会、契約の締結、協議*過程、事業活動において男女平等*を推進しなければならない。		
		指標* 2.2.1 雇用、教育訓練機会、契約発注、業務提携、管理活動において男女平等*を推進し、男女差別を防ぐ仕組みが機能して いる。		
	S2	県職員：地方公務員であり、男女雇用機会均等法などの法律に従っている。県では女性活躍応援プロジェクトが実施されている。女性活躍社会の実現に向けて、女性の活躍推進や男性の育児参画を積極的にサポートする県内企業を増やし、女性が働きやすい職場環境を整えることを目指している。 請負業者：女性労働者はいいるが、男女差別があるという話は県では聞いたことがなく、そのような状況を確認したこともこれまでない。	Y	
		指標* 2.2.2 雇用や昇進の機会は男女同じ条件で開かれており、女性はずべてのレベルの雇用に積極的に参画できるように奨励され ている。		
	S2	県職員：地方公務員であり、男女雇用機会均等法などの法律に従っている。雇用や昇進の機会は男女同じ条件である。 請負業者：男女差別の話はない。女性経営者も数名いる。	Y	
		指標* 2.2.3 女性が行うことが多い作業(苗畑、育林*、非木材林産物*の収穫、計量、梱包など)は、男性が行うことが多い作業と同 様の水準で教育訓練及び安全衛生プログラムが適用されている。		
	S2	現場作業を行うのは請負業者である。現在女性が行うことが多い作業は特にない。男女関わらず仕事の内容に応じて教育訓練がなされていることを、雇用状況調査の中の、免許取得状況、救命救急講習の受講履歴など特別講習や安全教育の受講状況で確認している。	Y	
		指標* 2.2.4 同じ仕事をしている男女には同一の賃金が支払われている。		
	S2	県職員：賃金は地方公務員法の給料表等で決められている。男女による差はない。 請負業者：労働局管轄となるが、男女間で差別的な扱いがあるという話は県では聞いたことがなく、そのような状況を確認したこともこれまでない。県から請負業者に対しては小規模事業者であっても就業規則の作成と雇用契約書の作成を求めている。	Y	
		指標* 2.2.5 女性を含むすべての労働者*が安全に賃金を受領できるように、互いに合意された方法（銀行直接振込み、学費の直接 支払いなど）で賃金の支払いが行なわれている。		
	S2	県職員：男女問わずすべての職員に対し、法律に基づき定められた日に、銀行振り込みで支払われている。 請負業者：労働局管轄となるが、男女問わず賃金の支払い方法に問題があるという話は県では聞いたことがなく、そのような状況を確認したこともこれまでない。	Y	
		指標* 2.2.6 母親への産前産後休業や育児休業は労働基準法に則り与えられている。いかなる場合でも最低6 週間産後休業が保証さ れている。		
	S2	県職員：産前産後休業や育児休業は労働基準法や山梨県条例に従い与えられている。「山梨県職員子育てハンドブック」で周知されている。 請負業者：労働基準法に従っている。問題があるという話は県では聞いたことがなく、そのような状況を確認したこともこれまでない。県から請負業者に対しては小規模事業者であっても就業規則の作成と雇用契約書の作成を求めている。	Y	
		指標* 2.2.7 育児介護休業法に従い、父親は不利益を被ることなしに育児休業が利用可能である。		
	S2	県職員：男性職員の育児参加休暇も推進されている。2024年からは男性職員が3か月以上育児に携わることが義務化された。これまで最長で1年間の育児休暇を取得した男性職員がいる。原則として休暇取得前の部署に戻っている。 請負業者：労働基準法に従っている。	Y	
		指標* 2.2.8 妊娠中や子育て中の労働者*にやさしい仕組みの整備に努めている。（例：フレックスタイムや在宅勤務の導入、体力 的な負担の少ない代わりの仕事の割り当てなど）		
	S2	県職員：育児短時間勤務、育児休暇の制度がある。テレワークも可能である。 請負業者：各業者での取り組みになり、具体的内容は県では把握していないが、請負業者には育児世代が少ない。	Y	
		指標* 2.2.9 会議、管理委員会、及び意思決定の場には男女共に参加するよう働きかけられ、平等な機会が与えられている。		
	S2	県職員：男女に関わらず、会議等には役職等に応じて必要な人が参加している。 請負業者：各業者での取り組みになり、具体的内容は県では把握していないが、県との連絡は男女に関わらず役職者が対応している。	Y	
		指標* 2.2.10 セクハラやマタニティ・ハラスメント、性別、配偶者の有無、子供の有無、性的指向に基づく差別に関して関係機関と 協力し、プライバシーに配慮しながら公平に処理、解決する効果的な仕組みがある。		
		ガイドライン：小規模の組織*では、労働者*に自治体の相談窓口を知らせていればよい。「関係機関と協力し」という表現の背景には、組織*の経営層そのものが不公平な処理の原因となり得ることも多く、これらの繊細な問題の解決 のためには関係外部機関の協力が重要であるという点がある。		
	S2	県職員：山梨県職員ポータルページのトップページに目安箱があり、ハラスメントについて人事課に相談できる。各部にハラスメントの相談担当者が配置されている。最終的には人事課で解決する仕組みが整えられている。 請負業者：ハラスメント事例の報告はない。もしあれば、相談できる労働局などの公的な窓口がある。	Y	

2.3		基準* 2.3. 組織*は、労働安全衛生上の危険から労働者*を守るために安全衛生活動を実施しなければならない。この活動 は規模*、強度*、リスク*に応じるとともに、「林業労働における安全衛生に関するILO 行動規範」の推奨事項の水準以上 でなければならない。		
		指標* 2.3.1 組織*は少なくとも以下a), b), c)をすべて満たすことで、「林業労働における安全衛生に関するILO 行動規範」の推奨事 項の水準以上でなければならない： a) 安全衛生の責任者が明確に定められている。 b) 安全衛生に関する法規制を把握しており、規制機関と連携し、労働者*へのそうした情報が周知されている。 c) 作業内容の危険度（リスク*）に応じて、安全衛生に関する法令を満たすが、それを超えるような方針及び規定ま たはマニュアルをもっており、実施されている。		
		注：これには、ハチの抗体検査、聴力を含む健康診断、救急用具の現場への携帯、緊急用通信手段の確保、熱中症 の予防対策、リスクアセスメントや安全講習・研修の実施が含まれるがこれらに限らない。		
	S2	a)労働安全衛生法の中で、安全管理は事業者*に責任があることとなっている。事業案件ごとに施工計画書を提出してもらっており、責任者（現場代理人）も明記されている。事業着手前に提出することが義務化されている。 b) 労働基準法、労働安全衛生法（労働安全規則）、最低賃金法などに従っている。労働安全衛生規則を守ることが契約書で謳われている。県職員は毎年FSCで求められる安全管理について会議で情報共有している。また各林務環境事務所で年に数回に林炎防のパトロールへに同行している。請負業者に対しても安全研修を提供している。伐採業者に対しても情報を提供している。 c) 林炎防を講師として招待して県が主催し「労働災害の防止対策」を毎年実施している。2024年は1月12日と8月1日に実施された。県職員、市町村職員、森林組合職員、林業事業体職員が対象である。 各事業者ではKY活動が実施されていることが聞き取りで確認された。 「安全装備の装着基準」が作成され、ウェブサイトで公開されている。施工計画書で作業手順も示され、確認している。 みどりの雇用の研修等、森林総合研究所で実施した2024年度の研修実績一覧を確認した。 必要な熱中症対策を講じていることなど、適切に安全対策を講じている様子が観察された。県の要求事項ではないが各社が安全上必要な取り組みということに対応している。県職員もハチの抗体検査をしている。 県では、県の認定林業事業主の指定を受けている事業体に対してハチの抗体検査とエビベン購入費用の半額補助を出しており、ハチアレルギー抗体検査受診を推奨している。 現場審査で2年前から県有林の入札に参加している事業体へインタビューを行った。当事業体は入札参加資格は持つが、認定林業事業主ではなかった。インタビューではハチのアレルギー抗体検査を受けていないとのことであった。 認定林業事業主でない場合でも、入札参加資格を持つ事業体すべてに対してハチアレルギー抗体検査の受診と必要に応じたエビベンの携帯を推奨することが望ましい。	Y	観察事項 2024.1

		指標* 2.3.2 組織*は、請負業者、ボランティア*、研修生を含めた労働者*同様の森林*管理作業に携わる者が、作業種に適し、定期的に整備された、ILO の定める基準またはそれと同等の安全性をもつ装備を使うことを義務付けている。		
		注1：放射能汚染の危険性が高いと疑われる地域*では、マスクやその他の保護具の着用により、ほこりの吸い込みなど による労働者*の内部被ばくやその他の悪影響から防護されている。 注2：ILO の基準に沿った入手可能*な安全装備が現場の状況に合わない場合、より適切で安全と考えられる安全装備を 使うことができる。 注3：組織*の直接の管理下でないボランティア*が危険の伴う作業に携わる場合、組織*は最大限安全の確保に努めるよ う指導する。		
	S2	事業実施時には施工計画書に安全装備の装着計画を記載してもらうようにし、完成届に写真を添付させている。安全装備の装着基準、計画書、写真の例は県庁のホームページに掲載している。 (https://www.pref.yamanashi.jp/kenyurin/70_029.html) 県有林に入山する場合は申請の届出、県からの許可、および計画書が必要であり、安全性を保つ装備が担保される。林炎防パトロール時に林炎防のチェックリストがあり、安全装備に関する項目も確認している。林炎防のパトロールには県職員も同行し、安全装備のチェック、聞き取りを行っている。基本的な装備に関しては現在のところ問題ない。 現地で請負業者3事業体にインタビューを行ったが、いずれも安全に対する意識は高く、必要な安全装備を装着して作業していた。 県有林内でボランティアが森林整備を行う場合は、森林ボランティア活動取扱要領に定められたとおり、事前に実施内容を記載した申請がされ許可を行うため、安全性を保つ装備が担保される。2024年9月において、安全装備を必要とする森林整備のボランティア活動は行われていない。	Y	

		指標* 2.3.3 行われる施業について、該当する保険（労働災害*保険、ボランティア*保険など）を完全に適用している。		
	S2	競争入札を受けられる条件として雇用管理状況調査書の提出を義務付けており、そこで労災保険の加入を把握している。対象事業者の雇用管理状況調査書は毎年提出されている。ボランティアなどの場合はその都度ボランティア保険が確認される。 県の請負業者として登録されるためには労災加入は必須であるため、事故の場合は労災補償がおりる。労災保険以外の社会保険加入状況も確認している。労働保険料支払い記録など裏付けとなる証拠も提出してもらっている。「雇用管理等状況調査」のサンプルとして、望月造林のR6.2.1付けの申請を確認し、R4年の労災事故の記録も記載していることを確認した。 経営者が現場作業に従事する際には労災保険の対象とならないが、経営者の事故を保障する保険に加入してもらっている。 また認定林業事業主向けに労災保険への上乗せ共済保険の半額補助も行っている。	Y	

		指標* 2.3.4 林業労働災害*の記録は保持され、更新されている。これには、労働災害*の起きた状況、事故の原因、休業日数、労働 災害*保険制度の利用記録を含む。		
	S2	事故の場合は事業者から報告書が提出される。林務環境事務所*で補足的な調査を行い、状況をまとめた事故報告書類を作成している。 過去からの事故の記録は、ファイルにまとめられていた。請負業者からは毎年雇用管理等状況調査書を提出してもらっており、その中に過去2年分の労働災害の記録が含まれる。 2023年度は労災事故はなかった。	Y	

		指標* 2.3.5 労働災害*に伴う休業の際の手当では支給されている。		
	S2	各事業者の責任及び労災保険で支給されている。	Y	
		指標* 2.3.6 国内林業の平均水準と比較して労働災害*の頻度と重篤性は低い。 注：これは、必ずしも単年度で考える必要はない。また、国内林業の平均水準との比較には、厚生労働省の労働災害* 統計の度数率*、強度率*、千人率*等を用いることができる。		
	S2	2023年度の県有林事業の死傷年千人率は0（年間で0名/338名）であった。2023度の全国平均は22.8に比べて十分に低い。	Y	
		指標* 2.3.7 安全衛生レベルは継続的に向上しており、労働災害*はないか、あるいは減少傾向にある。注：これは、必ずしも常に前年よりも労働災害*数が少なくななければならないということではない。労働災害*の数のみならず重篤性も考慮し、5年の期間で安全性の向上を確認すること。		
		注：これは、必ずしも常に前年よりも労働災害*数が少なくななければならないということではない。労働災害*の数のみならず重篤性も考慮し、5年の期間で安全性の向上を確認すること。		
	S2	研修等で継続的に安全管理について周知し、契約時にも安全管理を徹底することで、請負業者の安全衛生レベルを向上させている。山梨県では、事業量は増加傾向であるが、一方で事故の件数は増えていないことを確認した。	Y	
		指標* 2.3.8 重大事故が発生した場合は、必要に応じて安全衛生活動が見直されている。		
		注：ここでは重大事故とは、死亡事故および休業4日以上の事故について言うものとする。		
	S2	労働監督署からは正勧告が出され、林務環境事務所を通じて当該事業体に指導が入る。林災防（林業・木材製造業労働災害防止協会）の連絡網を通じて林業事業体へ定期的に通知が届く仕組みもある。	Y	
		指標* 2.3.9 現場の作業者と確認しながら安全衛生を改善していく仕組みがある。		
	S2	林災防は定期的に安全講習を行い、事業体は参加している。県も定期的に安全講習会を開催している。通常の業務の中で、県と請負業者では常に意見交換をしながら事業を進めている。林災防で災害の分析も行っている。	Y	
		指標* 2.3.10 労働者*同様の林業作業に従事するボランティア*や研修生には労働者*同様の安全衛生環境を整え、安全衛生面での適切な*監督を行っている。		
	S2	県有林にボランティアの森が複数あり、活動を希望するボランティア団体は規則（「森林ボランティア活動取扱要領」県有林課内部資料）に従って申し込むことになっている。ボランティアの安全管理はボランティア団体の責任になるが、保険への加入、経験者かどうかの確認などを行っている。「ボランティアの森」の箇所については県有林管理計画に記載されている。「森林ボランティア活動取扱要領」で指導者による安全管理、保険加入を求めており、活動申請時に確認している。 林業大学の生徒の研修に県有林のフィールドを提供している。この際の安全管理は大学の責任で行われている。学生は、県職員の指導の下で必要なILOに準じた安全装備を購入している。林業大学校として生徒から保険費用を徴収して、加入している。	Y	
		指標* 2.3.11 組織*は、放射能汚染の危険性が高いと疑われる地域*においては、入手可能*な最も有効な最新情報*に基づき、利害関係者*と協議*し、森林*の放射能汚染に関連する労働者*の安全衛生を保障している。		
	S2	山梨県では県内4カ所で毎月空間放射線量を測定しているが、そのような地域は山梨県内では存在しない（ https://www.pref.yamanashi.jp/taiki-sui/environmentalradioactivity.html ）。	N/A	

2.4		基準* 2.4. 組織*は、林業界での最低水準の賃金あるいは合意された賃金や生活賃金*があり、それらが法的*な最低賃金 を超える場合は、それ以上を支払わなければならない。このような賃金の指標が存在しない場合は、労働者*との協議* を通じ*、生活賃金*を決める体系を作らなければならない。		
		指標* 2.4.1 支払われる賃金は、都道府県の実定最低賃金以上である		
		注：作業に必要な経費を労働者*が負担する場合は、賃金からその必要経費を差し引いた実質賃金が考慮される。		
	S2	山梨県は自治体として法律を守る立場にある。発注の際の積算は県の設計労務単価および技術者基準日額に従っている。これは最低賃金等を上まわっている。県の設計労務単価は、国土交通省の労務単価に基づいており、この単価は毎年4月1日に更新されている。現在の普通作業員の単価は25,200円/日である。重機を使う場合はより高額となっている。認定林業事業主に対して、県からは月給制への移行を促している。また認定林業事業主に対しては可能であれば給与の開示を求めており、最低賃金を満たしているか確認している。	Y	

		指標* 2.4.2 組織は、労働形態に応じ、労働者の生活賃金を保証している。		
		注：該当する場合は、地方公共団体の公契約条例*等を参考にする。また、同じ地域内の類似業種における賃金水準を 目安とすることができる。		
	S2	国で定められている作業単価をもとに、林政部が労務単価を決めている。この労務単価は生活賃金を十分上回る水準である。	Y	

		指標* 2.4.3 賃金、給与、契約報酬は遅延なく支払われている。		
	S2	請負業者の給与支払い状況の確認は、労働局の管轄となるが、これまで賃金支払いの遅延などの話はきいたことがなく、そのような事実を確認したこともない。	Y	

2.5		基準* 2.5 組織*は、管理計画*に従ったすべての管理活動を安全で効果的に実施するために、労働者*が仕事に応じた教 育訓練と管理者の監督を受けていることを示さなければならない。		
		指標* 2.5.1. 以下の該当する項目が行われるよう、特定の職務を担う労働者は教育訓練を受けなければならない： 1) 森林*施業*についての法令の順守(基準*1.5)。 2) 国際労働機関 (ILO) 中核的労働基準*を構成する 8つの条約の内容、意味の理解と適用(基準*2.1)。 3) セクハラや男女差別の発見、報告(基準*2.2)。 4) 健康被害を回避するための有害物質の安全な使用と廃棄 (基準*2.3)。 5) 安全衛生についての新人研修(基準*2.3)。 6) 定期的な安全衛生研修、スキルアップ研修(基準*2.3)。 7) 特に危険な作業や特別な責任が伴う作業の遂行(基準*2.5)。 8) 先住民族*が管理活動に関連する法的*及び慣習的な権利*をもつ場所の特定(基準*3.2)。		
		9) 「先住民族*の権利に関する国際連合宣言(UNDRIP)及び「原住民及び種族民族条約(ILO 169 号条約)」の関係する要素 の特定及び実施(基準*3.4)。 10) 先住民族*にとり、文化、生態、経済、宗教あるいは精神の観点から特別な意味を持つ場所を特定、及び森林*施業 の開始前に、これらの場所への悪影響を防ぎ、保護*するための対策の実施(基準*3.5 及び4.7)。 11) 管理活動を行う上で地域社会*が持つ法的*及び慣習的な権利*の特定 (基準*4.2、指標*4.2.1)。 12) 社会、経済及び環境の影響評価*と、悪影響の低減措置の実施 (基準*4.5)。 13) 指標*5.1.3 により組織*が生態系サービス*に関してFSC の広告宣伝を行う場合は、効果を謳っている生態系サービ ス*の維持、向上に関する活動の実施(基準*5.1)。 14) 農薬*の取扱、使用、保管 (基準*10.7)。 15) 液体廃棄物*流出の際の適切な*処理方法の実施 (基準*10.12)。		
	S2	県の主催した教育訓練として例えば以下がある。 ・令和5年5月23-25、26日、令和6年2月20-22、27日：研修内容 林業安全作業指導 ・令和5年10月5日～11月27日：研修内容 林業架線作業主任者免許講習 ・令和6年3月11日：研修内容 森林生態系における希少種保護(FSC認証とその要求事項) ・令和5年10月24-25日：研修内容 機械集材装置の運転の業務に係る特別教育 ・令和5年12月11日：研修内容 技術職員の安全管理 ・令和6年1月12日：研修内容 労働災害の防止対策 県職員は毎年各職場でのコンプライアンス研修やeラーニングを通じたハラスメント研修を受講している。 県の森林総合研究所から林政部の職員に対して毎月メールマガジンを送っており、最近ではTNFDやネイチャーポジティブ、OECD、CDPなどについて情報発信をしている。 施業現場で発生した産業廃棄物の処理については、標準仕様書の中で区域外で安全に処理することが謳われている。	Y	

		指標* 2.5.2 すべての労働者*について教育訓練の記録が最新の状態で保管されている。		
	S2	令和5年度以降の研修記録一覧を確認した。 県職員の記録は全て保管されている。 県が実施する事業体研修においては参加者の氏名を記録に残している。サンプルとして2024年3月11日に実施した森林生態系における希少種保護の記録を確認した。県は年に一度、雇用状況調査で事業体の資格を確認している。入札に関して最近では電子入札制度を取っており、システムに入るためには必要な資格を持っていることが要件となっている。	Y	

2.6		基準* 2.6 組織*は、労働者*との協議*を通じ、労働者*の苦情、業務上疾患*や業務上の負傷*、個人的資産への損害や損失に対しての公正な補償*に対する制度を備えなければならない。		
		指標* 2.6.1 慣習に合った*方法で労働者*との協議*の下*に作成された紛争*解決手続がある。		
	S2	公務員：地方公務員法の中で、不利益処分に対する審査請求の規定がある。山梨県職員ポータルに目安箱があり、職員はいつでも苦情を提出することができる。 請負業者：会社内での苦情処理手順については労働局の管轄となる。請負業者から県に対しては、これまで苦情はない。県の事業はすべて入札により行われているため、明示されている発注条件に合意できない場合には入札に参加せず、合意した場合にのみ入札に参加する仕組みだからである。設計の段階で質問等があれば必要に応じ協議する。落札業者とは契約書を交わし、その契約の内容に従って事業を実施してもらう。災害発生時など、方が一契約後に設計内容が変わる場合は、書面で変更内容を取り交わすが、基本的には契約後に設計変更をしたり追加の要求をしたりすることはない。契約した内容を履行してもらう関係なので、契約後に請負業者から苦情を受け付ける仕組みはないが、担当職員と請負業者は必要に応じ都度連絡を取り合っており、何かあれば相談できる。	Y	
		指標* 2.6.2 労働者*の苦情は特定され、すでに解決しているか紛争*解決手続の最中である。		
	S2	労働者から苦情が提出された事例はない。	N/A	
		指標* 2.6.3 業務上疾患*や業務上の負傷*、損失、損害を受けた資産に関する労働者*の苦情の最新の記録がある。これには以下が含まれる： 1) 苦情解決のためにとられた一連の措置。 2) 公正な補償*を含む、紛争*解決手続の結果。 3) 未解決の紛争*と未解決の理由及び解決のための方法。		
	S2	労働者から苦情が提出された事例はない。	N/A	
		指標* 2.6.4 労働者*の業務上疾患*や業務上の負傷*、資産の損失や損害については公正な補償*がされている。		
	S2	請負業者について、県の請負業者として登録されるために労災加入は必須であるため、事故の場合は労災補償がおりる。 資産の損失、損害等は各社の対応になる。災害で林道が崩れ重機が使用できなくなった等の特別な場合における補償に関する記載が契約書にある。過去に適用実績もある。	Y	

3	原則* 3: 先住民族*の権利 組織*は、管理活動により影響を受ける土地、領域*、資源について、その所有、使用、管理に関する先住民族*の法的* 及び慣習的な権利*を特定し、尊重*しなければならない。注：本原則*は、日本では北海道においてアイヌ民族*について必ず適用しなければならないが、その他の場所でも必要 に応じて適用するものとする。琉球民族及びその他の民族については、必要に応じて検討するものとする。		
3.1	基準* 3.1. 組織*は、管理区画*内に存在する、または管理活動により影響を受ける先住民族*を特定しなければならな い。その上で組織*は、先住民族*との協議*により、管理区画*内における、先住民族*の保有権*、森林*資源と生態系サ ービス*へのアクセスと利用に関する慣習的な権利*、法的*権利、及び義務を特定しなければならない。また、これらの 権利について争われている場所についても特定しなければならない。		
	指標* 3.1.1 管理活動によって影響を受け得る先住民族*が特定されている。		
	注：北海道においては、北海道アイヌ協会、各地域のアイヌ民族やアイヌ民族団体への照会を経て、管理活動によって 影響を受け得るアイヌ民族が特定されている。影響を受け得る先住民族*の特定が難しい場合は、北海道アイヌ協会へ照 会すること。琉球民族及びその他の民族については、必要に応じて検討するものとする。		
S2			

	指標* 3.1.2 3.1.1 で特定された先住民族*との慣習に合った*協働*を通して、以下について特定され、文書化及び/または地図上に記 されている。ただし、先住民族*が文書化または地図化による特定を危惧する場合には、その他の手段によること： 1) 先住民族*の法的、慣習的な保有権*。 2) 先住民族*の森林*資源と生態系サービス*へのアクセス及び使用*に関する法的*または慣習的な権利*。 3) 先住民族*の法的*または慣習的な権利*や関連する義務。 4) 先住民族*のそうした権利や義務を裏付ける証拠。 5) 先住民族*と国、地方公共団体、企業、その他との間で権利について争いのある地域。 6) 組織*による、それらの法的、慣習的な権利*そして争われている権利を尊重*する方法の概要。 7) 管理活動、原生林景観*及び先住民族の文化的景観*に関する先住民族*の願望と目標。		
	注：北海道においては、影響を受け得る地域のアイヌ民族の特定が難しい場合は、北海道アイヌ協会や地区アイヌ協会 等のアイヌ民族団体と協働*すること。琉球民族及びその他の民族については、必要に応じて検討するものとする。		
S2			

3.2		基準* 3.2. 組織*は、先住民族*の権利、資源、土地、及び領域*を守るために必要な限りにおいて、管理区画*内のまたは、その区画に関連する管理活動を規制する権限を維持するための、その先住民族*が有する法的*及び慣習的な権利*を認識し、尊重*しなければならない。先住民族*がその管理活動の監督業務を第三者に委託する際には自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意(FPIC)*が必要である。		
		指標* 3.2.1 先住民族*は、自身の権利、資源、土地や領域*を保護*するために必要な範囲内で、管理活動への変更の要望や意見をいつ、どこで、どのように述べることができるのか、慣習に合った*協議*を通して伝えられている。		
		注：組織*は、当該地区の先住民族*、先住民族*団体からの要求や意見に対処するための対応窓口を設置し、先住民族*の必要な要求や意見が管理責任者に伝わる体制を整えている。		
	S2			
		指標* 3.2.2 先住民族*の法的*及び慣習的な権利*は組織*により侵害されていない。		
		注：侵害の有無は3.1.1 で特定された先住民族*、先住民族*団体との協議*により行う。その際、協議*対象となっている 先住民族*が自身の法的*、慣習的な権利*について十分に理解していることを確認する。		
	S2			
		指標* 3.2.3 管理活動に関する先住民族*の法的*及び慣習的な権利*が侵害されていることが明らかになった場合は、慣習に合った* 協議*及び/または基準*1.6 または4.6 で規定されている紛争*解決手順を通じ、状況は是正されている。		
		注：3.1.1 で特定された先住民族*、先住民族*団体との慣習に合った*協議*を経て、事前に紛争*解決手順をもっている。侵害状況の確認は、3.1.1 で特定された先住民族*、先住民族*団体との協議*により行い、またこの紛争*解決に関する記録は当事者で保管されている。		
	S2			
		指標* 3.2.4 先住民族*が持つ特定された権利へ影響を与える管理活動の実施前に、以下を含むプロセスにより、先住民族*から自由 意思による、事前の、十分な情報に基づく同意(FPIC)*を得ている： 1) 先住民族*が資源に関する彼らの権利と義務を認識していることを確認している。 2) 資源の経済的、社会的、環境的価値を先住民族*に伝えている。 3) 先住民族*が彼らの権利、資源、土地や領域*を守るために必要な範囲内で、提案されている管理活動について同意 を保留または修正する権利があることを伝えている。 4) 計画されている現在及び将来の森林*管理活動について先住民族*に伝えている。		
	S2			
		指標* 3.2.5 組織*は、影響を受ける先住民族*との間でFPIC*合意に至っていない場合でも、誠意ある*、先住民族が満足できる相互 に合意したプロセスを進めている。		
	S2			
3.3		基準* 3.3. 管理活動を規制する監督業務が委託される場合は、自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意 (FPIC)*により、組織*と先住民族*との間で契約*が締結されなければならない。契約*には期間、見直し、更新、解約、経済的条件に関する規定及びその他の諸条件が明記されなければならない。また、契約*には、組織*が諸条件を順守 しているかどうかを先住民族*が監視するための規定が含まれていなければならない。注：この基準*は、先住民族*が組織*に委託する場合を想定している。		
		指標* 3.3.1 慣習に合った*協議*に基づいた、自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意(FPIC)*を通じて管理活動に関する 監督業務の委託が生じた場合は、契約*が締結されること。この契約*には期間、見直し、更新、解約、経済的条件に関する規定及びその他の諸条件が含まれる。		
	S2			
		指標* 3.3.2 契約*の記録は保持され、契約*内容は守られている。		
	S2			
		指標* 3.3.3 契約*には、組織*が同意した諸条件に従っているか、先住民族*が監視するための規定が含まれている。		
		注：この契約*の順守状況は先住民族*によって確認されている。当事者が合意した頻度で、かつ協働*して契約*の評価 と見直しが行われること。		
	S2			

3.4		基準* 3.4 組織*は、先住民族*の権利に関する国際連合宣言(UNDRIP) (2007)及び原住民及び種族民条約169(ILO 条約 169 号) (1989)で定義されている、先住民族*の権利、慣習、文化を認め、尊重*しなければならない。		
		指標* 3.4.1 「先住民族*の権利に関する国際連合宣言(2007)(UNDRIP)」及び「1989 年の原住民及び種族民条約169(ILO 169 号条 約)」に規定されている先住民族*の権利、慣習、文化は、組織*により侵害されていない。		
		注：3.1.1 で特定された先住民族*、先住民族*団体との協議*を経て確認すること。国連宣言では、先住民族*には土地と 資源に対する権利、その回復と補償を受ける権利、及び文化的伝統と慣習を实践・再活性化する権利があり、これには 経済、自立及び発展を支える森林*資源や生態系サービス*の利用、及び伝統的な狩猟・採集・漁労や儀礼のための土地 と領域*の利用が含まれる。		
	S2			

		指標* 3.4.2 先住民族*の権利に関する国連宣言(UNDRIP) (2007)及び原住民及び種族民条約169(ILO 条約169 号) (1989)に規定され ている先住民族*の権利、慣習、文化が組織*によりこれまで侵害されている証拠がある場合、それらの状況が明記さ れ、権利、慣習、文化を権利者が満足する水準まで復元*させるための手順が示されている。侵害状況の記録、復元*の水準、手段や手順の作成は、3.1.1 で特定された先住民族*、先住民族*団体との協議*を経て行 われること。		
		注：これらには先住民族*の狩猟・採集などの場としてきた自然や伝統文化及び慣習の実践に必要な生態系*や文化的な 景観*の復元*、宗教的及び文化的な場所（聖地、遺構、遺物、埋葬地、及び副葬品など）の維持、保護*なども含まれ る。		
	S2			

		指標* 3.4.3 先住民族*の権利に関する国連宣言(UNDRIP) (2007)及び原住民及び種族民条約169 (ILO 条約169 号) (1989)に規定され ている先住民族*の雇用及び職業における差別がなく、慣習及び必要性を尊重*した労働形態が認められている。また当 該地域に暮らす先住民族*に対して雇用、教育訓練機会が平等に提供され、奨励されている。		
	S2			

3.5		基準* 3.5. 組織*は、先住民族*との協議*により、先住民族*にとって文化、生態、経済、宗教、精神の観点から特別な意 味を持ち、先住民族*が法的*または慣習的な権利*を持つ場所を特定しなければならない。これらの場所は組織*とその 経営層により認識され、先住民族*との協議*により保護*されなければならない。		
		指標* 3.5.1 先住民族*が法的*または慣習的な権利*を持つ、文化、生態、経済、宗教、精神的に特別な意味を持つ場所が、先住民族 *との慣習に合った*方法での協議*により特定されている。		
		注： 北海道の場合、3.1.1 で特定された先住民族*・団体との協議*を経て特定されること。チャシ跡、チノミシリなど の有形・無形の文化的所産、アイヌ文化に関連する国、各地方公共団体指定の文化財、文化的景観*、史跡、名勝、遺 跡、埋蔵文化財、アイヌ語地名等が含まれる。また、参照すべき情報源としては、以下のものなどが挙げられる（日本 国内HC)*終組み文書も参照のこと） ・ 国の指定・選定文化財一覧、道、市町村指定文化財一覧（北海道教育委員会、文化財・博物館課）。 ・ 重要文化的景観「アイヌの伝統と近代開拓による沙流川流域の文化的景観」。 ・ アイヌ文化に関連する名勝指定候補地一覧（北海道教育委員会） ・ アイヌ民族の遺跡リスト（2015 年北海道教育委員会、文化財・博物館課）。 ・ アイヌ語地名リスト（北海道庁アイヌ政策推進室）。 ・ 「知床世界自然遺産」。 ・ 「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」（世界遺産暫定一覧表記載）。		
	S2			
		指標* 3.5.2 3.5.1 で特定された場所の保護*方法は先住民族*との慣習に合った*方法での協議*により合意され、文書化された上で実 施されており、管理への先住民族*の主体的な関与が保証されている。このような場所を特定し、文書化または地図上 に記すことにより、これらの価値が脅かされる恐れがあると先住民族*が判断した場合は、その他の手段を用いるこ と。		
	S2			
		指標* 3.5.3 文化、生態、経的、宗教、精神的に特別な意味を持つ場所が新たに発見された場合は、速やかに3.1.1 で特定された先 住民族*・先住民族*団体に通知され、国の法令*や地域法*に従い、保護*方法が先住民族*との間で合意されるまでは、近 隣での管理活動は中断されている。		
	S2			
3.6		基準* 3.6. 組織*は先住民族*が伝統的知識*を守り、使用する権利を尊重*し、伝統的な知識や知的財産*を使用する際は 先住民族*に補償をしなければならない。また使用する際には、自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意*を 通じて組織*と先住民の間で基準*3.3 のような契約*を締結しなければならない。またこれは知的財産* 権の保護*制度と 調和していなければならない。		
		指標* 3.6.1 伝統的知識*や知的財産*は保護*され、それらの所有者との間で契約*により自由意思による、事前の、十分な情報に基 づく同意(FPIC)*が示された場合にのみ使用されている。		
	S2			
		指標* 3.6.2 先住民族*は、自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意(FPIC)*を経て締結された契約*に従い、伝統的知識*（森林*の管理システムに関する知識を含む）や知的財産*の使用に関して補償を受けている。		
		注：補償については、3.1.1 で特定された影響を受け得る先住民族*・先住民族*団体との協議*を経て決めること。		
	S2			

4		原則* 4:地域社会*との関係 組織*は、地域社会*の社会的、経済的福利の維持または向上に貢献しなければならない。		
4.1		基準* 4.1. 組織*は、管理区画*内に存在する地域社会*及び管理活動により影響を受ける地域社会*を特定しなければならない。その上で組織*は、地域社会*との協議*の下、地域社会*が管理区画*内で持つ保有権*、森林*資源と生態系サービ ス*にアクセスし使用する権利に関する慣習的な権利*、法的*な権利及び義務を特定しなければならない。		
		指標* 4.1.1 管理区画*内に存在する地域社会*及び管理活動により影響を受ける地域社会*が特定されている。		
		注：影響を受ける地域社会*には、直接影響を受ける地域社会*、保有権*に関する法的*及び慣習的な権利*や森林*資源 と生態系サービス*へアクセスし使用*する法的*及び慣習的な権利*を有する地域社会*が含まれるがこれらに限らない。		
	S2	旧市町村ごとに存在する保護団体が地域社会単位のベースとなる。条例で保護団体に対する入会慣行を認めている。「施業区の名称及び面積並びに保護団体」として保護団体の一覧が管理計画書付属資料12に記載されている。施業区ごとに関係する保護団体が存在すれば記載されている。県有林全体がカバーされている。 大きく見れば、流域周辺の生活者、ひいては山梨県民全体が地域社会となる。	Y	

		指標* 4.1.2 4.1.1 で特定された地域社会*の慣習に合った*方法での協議*により、以下の事項が文書及び/または地図上に記されている： 1) 保有権*に関する法的*及び慣習的な権利*。 2) 森林*資源と生態系サービス*へアクセスし使用*する法的*及び慣習的な権利*。 3) 地域社会*の持つ法的*及び慣習的な権利*と関連する義務。 4) これらの権利と義務を裏付ける証拠。 5) 地域社会*と行政及びその他との間で権利が争われている地域。 6) 組織*によりどのようにこれらの法的*及び慣習的な権利*(紛争*対象の権利を含めて)が守られているのかについて の概要。 7) 管理活動に関する地域社会*の要望と目的*。		
	S2	山梨県恩賜県有財産管理条例、山梨県恩賜県有財産土地利用条例などで定めている。 従来からの入会慣行を各地域の保護団体に認めており、希望する限り、永世、毎年、草木の払い下げをすることが定められており（山梨県恩賜県有財産管理条例第43条）、実際に払い下げがなされている。 林地残材についても保護団体から払い下げの要望があれば販売できる。キノコは毎年、草木、檜皮は数年に一度申請が成されている。 山梨県恩賜県有財産管理条例第4条で保護団体が保護の責任を負わなくてはならない旨が記載されており、保護団体が巡視等の義務を負い、実施している。保護団体には交付金が支払われている。	Y	

4.2		基準* 4.2. 組織*は、地域社会*の権利、資源、土地や領域*を守るために必要な限りにおいて、管理区画*内のまたはその 区画に関連する管理活動を規制する権限を維持するための、その地域社会*が有する法的*及び慣習的な権利*を認識し、 尊重*しなければならない。地域社会*がその管理活動を監督する権限を第三者に委託する際には自由意思による、事前 の、十分な情報に基づく同意(FPIC)*が必要である。		
		指標* 4.2.1 地域社会*は、自身の権利、資源、土地、領域*を保護*するために必要な範囲内で、管理活動への変更の要望や意見をいつ、どこで、どのように述べることができるのか、慣習に合った*協議*を通して伝えられている。		
	S2	管理計画の編成を5年ごとに行っており、そのときに関係市町村、保護団体の意見を必ず聞くこととしている。「山梨県県有林野管理規程」で定められており、意見書が提出される仕組みとなっている。	Y	
		指標* 4.2.2 地域社会*が持つ、管理活動を規制する権限を維持するための法的*及び慣習的な権利*は組織*により侵害されていない。		
	S2	条例で保護団体の権限が決められており、権限が侵害されれば条例違反となるが、そのような事例は起こっていない。	Y	
		指標* 4.2.3 管理活動に関する地域社会*の法的*及び慣習的な権利*が侵害された証拠がある場合、必要に応じて、慣習に合った*協 議*及び/または基準*1.6または4.6 で要求されている紛争*解決手順を通じ、状況は是正されている。		
	S2	保護団体の権限が侵害されれば条例違反となり、法的に処理がなされる。手順も定められている。しかし現在そのような事例はない。	Y	
		指標* 4.2.4 地域社会*が持つ権利へ影響を与える森林*管理活動の実施前に、次の過程を経て地域社会*から自由意思による、事前 の、十分な情報に基づく同意(FPIC)*を得ている： 1) 地域社会*が資源についての権利と義務を認識していることを確認している。 2) 資源の経済、社会、環境的価値を地域社会*に伝えている。 3) 地域社会*が自身の権利、資源、土地、領域*を守るために必要な範囲内で、提案されている管理活動について同意 を保留または修正する権利があることを伝えている。 4) 計画されている現在及び将来の森林*管理活動について地域社会*に伝えている。		
	S2	もし保護団体の利害に影響する開発などが行われるときには、毎年開催されている森林審議会の中で、そのなかで地元市町村や保護団体にも意見を聞くこととなっている。県有林の中で開発行為などが生じる場合は、保護団体に意見を聞くことが恩賜県有財産土地利用条例で定められている。最近では平成27年9月4日の森林審議会の際に、保護団体に対して富士山登山者用の駐車場の整備について同条例に基づく意見徴収がされた。	Y	
		指標* 4.2.5 組織*は、影響を受ける地域社会*との間でFPIC*合意に至っていない場合でも、誠意ある*、地域社会*が満足できる相互に合意したプロセスを進めている。		
	S2	保護団体の利害に関係する可能性のある場合は山梨県恩賜県有財産管理条例、山梨県恩賜県有財産土地利用条例の定めるところに従って処理されることになっている。	Y	

4.3		基準* 4.3. 組織*は、地域社会*、請負業者、納入業者に対し、管理活動の規模*、強度*に応じて適当な*雇用の機会、教 育訓練その他のサービスを提供しなければならない。		
		指標* 4.3.1 地域社会*、地元請負業者、地元納入業者に対して組織*の規模*に見合う程度で以下の機会が与えられている： 1) 雇用 2) 教育訓練 3) その他のサービス		
		注：教育訓練には教育啓発的なものから技術的なものまで、講習や研修の開催、情報提供などが含まれる。その他のサ ービスには例として取引における優遇措置や環境教育、レクリエーションの場の提供や自給の範囲内での資源の採取の 許可が挙げられる。		
	S2	造林作業は、山梨県に登録されている県内業者が請負契約で行っている。その請負業者は47社(登録社数100)である。研修の案内はメール等で事業者者へも案内している。 山梨県森林総合研究所では毎年研修事業を実施している。2023年度は、学校教員対象の環境教育指導者研修等の基礎研修2回、県職員や市町村職員対象、林業事業者も参加可能な専門研修が24回、緑の雇用の研修の一部としての技能者養成研修が行われた。 県民の森や森林文化の森で毎年ワークショップ等がある。活動主体は地域の団体である。またこのような森には遊歩道を設置、管理している。遊歩道の管理は県が行っている。 山梨県立農業大学校が、2022年に森林学科を加え農林大学校となり、2023年度の卒業生9名は全員山梨県内で林業関連企業、森林組合等に就職した。	Y	

4.4		基準* 4.4. 組織*は、地域社会*との協議*により、地域社会*の社会経済的な発展に貢献するため、管理活動の規模*、強 度*及び社会経済的な影響力に応じて追加的な活動を行わなければならない。		
		指標* 4.4.1 組織*は、地域社会*や関係機関との慣習に合った*方法での協議*を通じて、地域の社会経済的な発展に寄与している。		
	S2	広大な県有林を適切に管理することで、地域の林業・木材産業の発展、登山やレクリエーション利用などの推進に寄与している。 知事との対話を通じて県への要望などが上がる仕組みがある（県民対話）。2023年9月19日、10月10日、11月16日、11月21日、12月14日、12月21日にそれぞれテーマを決めて開催された。提示された意見については、県庁内の関係部署に共有され必要に応じて適宜対応されている。主な意見については県庁ホームページで公開されている（ https://www.pref.yamanashi.jp/kouchou/taiwa/index.html ）。この中で県有林課に関する意見が出ることはあまりない。 毎年県主催でFSC研修を実施しており、この際に林業事業者との意見交換をしている。 やまなし森の紙推進協議会および山梨県内のCOC業者とも日々の業務を通じて頻繁に話している。ホームページで県内のCOC業者の一覧を公開している。 県内の模範を示す立場として一貫施策を行うことで地域の林業事業者のスキル向上も図っている。	Y	

		指標* 4.4.2 地域の社会経済に貢献するプロジェクトや追加的な活動が実施及び/または支援されており、それは管理活動の社会経済 的な影響力に見合っている。		
	S2	追加的な活動としては、富士山の森づくり（ボランティア活動）、クライン・ヴァルト（企業の福利厚生（森林体験、森林浴など）の場（ https://www.pref.yamanashi.jp/kenyurin/kvalt/kvalt.html ）の提供などが行われている。 林業大学校の授業でのフィールド提供もしている。 今年、森林公園（武田の森）の中にマウンテンバイクコースが開設された。 林道を活用した自転車イベント（ヒルクライム）を毎年開催している。今年南アルプス林道では100名ほどの参加があった。	Y	

4.5		基事* 4.5. 組織*は、地域社会*との協議*により、管理活動が地域に与える社会、環境、経済上重大な悪影響を特定し、回避、低減する措置を実施しなければならない。実施される措置は、活動の規模*、強度*と悪影響のリスク*に応じたものでなければならない。		
		指標* 4.5.1 組織*は利害関係者*との協議*の下で、森林*管理活動が地域に与える社会、環境、経済的な悪影響を特定し、そのリスク*を評価し、悪影響が特定された場合、リスク*に応じて悪影響を低減するための措置を実施している。		
	S2	森林審議会、市町村、関係保護団体に聞き取りを行い、第4次県有林管理計画を樹立した。このように管理計画樹立に伴う聞き取りは5年に一度行われている（前回は令和2年）。また県という立場上様々な団体と毎年話し合う機会には豊富にある。聞き取り対象が特定の団体や性別に限定されることはない。個別の事業においては、事前の環境影響評価で悪影響のリスクを評価している。施業前の環境影響評価では、希少種が発見された場合はその場所を除外するなどの対応をしている。下流に濁りが出ないよう沈砂池を設けたこともある。環境調査チェックシートを確認した。	Y	
4.6		基事* 4.6. 組織*は、地域社会*との慣習に合った方法での協議*により、管理活動が与えた影響に関しての地域社会*や個人の苦情を解決し、公正な補償*を行う仕組みを持たなければならない。		
		指標* 4.6.1 地域社会*との慣習に合った*方法での協議*により作成された、入手可能な紛争*解決手順（苦情処理手順）を持っている。		
	S2	「やまなしパートナーズ・レター制度」にて、県民から県政に対するすべての質問や意見に対し1週間以内に回答する仕組みができている。誰でもウェブサイトから意見を提出できる。手順についても紹介されている。広聴広報グループが窓口となり、届いた意見が関係部署に振り分けられている。また直接林政部やその他の関連部署に電話やメールで意見が来ることもあり得る。最近では、県有林の倒木がキャンプ場施設に当たり、電話で連絡を受けた。境界管理を行うことで争議を未然に防いでいる。	Y	
		指標* 4.6.2 管理活動が与えた影響に関する苦情は迅速に*対応され、すでに解決済みかまたは紛争*解決手順により処理されているところである。		
	S2	管理活動が与えた影響に関する苦情はない。ホームページで提出された意見や質問は担当部署に届けられ1週間以内に最初の回答がなされる。作業を請け負う業者が直接苦情を受けた場合は、請負業者から県の担当職員に連絡がされる。	Y	
		指標* 4.6.3 森林*管理活動が与えた影響に関する現在に至るまでの苦情の記録が保管されている。これには以下がすべて含まれる： 1) 苦情解決のためにとられた一連の措置。 2) 地域社会*と個人への公正な補償*を含む、紛争*解決の結果。 3) 紛争*が未解決の場合は未解決の理由、解決に向けた方法と進捗状況。		
	S2	過去の記録は保管されている。倒木処理、フェンスの補償など。	Y	
		指標* 4.6.4 以下の条件のいずれかに該当する紛争*がある場合は、当該地域において施業が中止されている： 1) 大規模な紛争*。 2) 長期に及ぶ紛争*。 3) 非常に多くの利害が関係している紛争*。		
	S2	現在そのような紛争はない。	Y	

4.7		基準* 4.7 組織*は、地域社会*との協議*により、地域社会*にとって文化、生態、経済、宗教、精神の観点から特別な意 味を持ち、地域社会*が法的*または慣習的な権利*を持つ場所を特定しなければならない。これらの場所は組織*とその 経営層により認識され、地域社会*との協働*により保護*されなければならない。		
		指標* 4.7.1 地域社会*にとって文化的、生態的、経済的、宗教的、精神的に特別な意味を持ち、地域社会*が法的*または慣習的な権 利*を持つ場所が地域社会*の慣習に合った*方法での協議*により特定されている。また組織*はこれらの場所を認識して いる。		
	S2	「保護林」が該当する。地域社会の意見に基づき、地域社会が重要と考える森林を保護している。第4次県有林管理計画p206に記載されておりHCVの中に保護林が含まれている。	Y	
		指標* 4.7.2 地域社会*の慣習に合った*方法での協議*により、このような場所を保護*する方法が合意され、文書化された上で実施 されている。このような場所を物理的に特定し、文書化または地図上に記すことにより、これらの価値が脅かされる恐 れがあると地域社会*が判断した場合は、その他の方法を用いること。		
	S2	県有林管理計画を編成する際の地域社会からの意見聴取がベースとなっており、その上で保護方法が作成されている。手を付けずに保護されている。	Y	
		指標* 4.7.3 文化的、生態的、経済的、宗教的、精神的に特別な意味を持つ場所が新たに発見された場合は国の法令*や地域法*に従 い、保護*方法が地域社会*との間で合意されるまでは、近隣での管理活動は中断されている。		
	S2	第4次の計画策定の際に意見公募されたが、新たな場所の発見および追加はなかった。	Y	
4.8		基準* 4.8 組織*は、地域社会*が伝統的知識*を守り、使用する権利を尊重*し、組織*がそれらの伝統的知識*や知的財産* を使用する際は地域社会*に補償をしなければならない。また使用する際には、自由意思による、事前の、十分な情報 に基づく同意(FPIC)*を通じて組織*と地域社会*の間で基準*3.3 のような契約*を締結しなければならない。またこれは 知的財産*権の保護*に沿うものでなければならない。		
		指標* 4.8.1 伝統的知識*や知的財産*は保護*され、それらの保有者との間で契約*により自由意思による、事前の、十分な情報に基 づく同意(FPIC)*が示された場合にのみ使用されている。		
	S2	該当するものはない。	N/A	
		指標* 4.8.2 地域社会*の伝統的知識*や知的財産*が使用されている場合、自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意 (FPIC)*を通じて得られた契約*に従い、伝統的知識*や知的財産*の使用に関して地域社会*は補償を受けている。		
	S2	該当するものはない。	N/A	

5		原則* 5: 森林*のもたらす便益 組織*は、長期*的な経済的継続性*や様々な環境、社会便益を維持、向上するよう、管理区画*から得られる多様な林産物やサービスを効果的に管理しなければならない。		
5.1		基準* 5.1. 組織*は、地域経済を多様化、活性化するため、管理区画*の多様な資源や生態系サービス*に基づいた様々な便益と林産物を管理活動の規模*と強度*に応じて特定して生産し、より多くの便益をもたらすよう、管理しなければならない。		
		指標* 5.1.1 地域経済の活性化、多様化につながる可能性のある多様な資源と生態系サービス*が特定されている。		
		注：これには、例として非木材林産物*や利用価値のある樹種、漁場・レクリエーションの場などが含まれる。		
	S2			
		指標* 5.1.2 地域経済を活性化、多様化するために、管理目的*に従い、特定された多様な林産物や便益の利用や生産が図られている。		
	S2			
		指標* 5.1.3 組織*が生態系サービス*についての主張をする場合は、FSC-PR0-30-006 の該当する要求事項に従っている。		
	S2			
5.2		基準* 5.2. 組織*は、管理区画*からの林産物の収穫とサービスの利用を、それらが持続できる水準以下に抑えなければならない。		
		指標* 5.2.1 木材伐採量*は成長量、蓄積量、枯死量、自然災害*による消失を反映した利用可能な最も有効なデータに基づいている。		
		注：これは必ずしも常に伐採量が成長量を上回ってはいけないということではない。将来の収穫のための蓄積を確保し、長期*にわたる木材収穫の持続可能性が示せることが重要。		
	S2			
		指標* 5.2.2 5.2.1 で特定されたデータに基づき、木材の年間許容伐採量が決定されている。これは経営単位で設定され長期*的に木材の収穫が持続できる水準以下である。		
		注：ただし、恒常的に伐採量が5.2.1 で参照された年間成長量よりも極端に少ない組織*（成長量の30%未満）の場合、年間許容伐採量が定められていなくてもよい。		
	S2			
		指標* 5.2.3 実際の木材の年間伐採量が記録されており、5年間（新規で5年の実績がない場合はあるだけの期間）の伐採実績が5.2.2 で定めた可能伐採量のその期間の合計分を超えていない。		
		注：除伐、切り捨て間伐は育林施業として、この伐採量には含まない。		
	S2			
		指標* 5.2.4 組織*の管理下での生態系サービス*の商業的な利用と非木材林産物*の収穫については、利用可能な最も有効な情報*に基づき持続可能な利用量が計算されており守られている。		
	S2			

5.3		基準* 5.3. 組織*は、管理計画*において外部に及ぼす便益及び費用を把握し、考慮していることを示さなければならない。		
		指標* 5.3.1 管理活動に付随して発生する社会、環境上の悪影響を防止、回避または補償するための費用が確保されている。		
		注：これには例として以下のものが挙げられる： ・ 農業*を代替するための取り組みの費用。 ・ 生分解性エテンオイルの使用に伴う追加費用。 ・ 侵略的外来種*駆除のための費用。 ・ 管理区画*内の危険箇所について事故や災害を防止するための対策の費用。 ・ 安全装備の整備費用。 ・ 漁業利権者への補償費用。		
	S2			
		指標* 5.3.2 管理活動による社会、環境上の好影響に伴う便益は特定され、管理計画*に含まれている。		
		注：これには例として、雇用創出、地域経済への貢献、水源涵養機能などの生態系サービス*の維持などが含まれる。また、便益は必ずしも定量化しなくてもよい。		
	S2			
5.4		基準* 5.4. 組織*は、地元の 加工施設やサービスの提供の場が存在する場合、規模*、強度*、リスク*に応じて可能な限り これらを利用しなければならない。このような施設やサービスが存在しない場合、地元でのこれらの創出に努力しな なければならない。		
		指標* 5.4.1 他地域と比較して費用、品質、生産能力が劣らない場合、地元の製品、サービス、加工施設、付加価値づけ施設が利用 されている。		
		注：地元の加工施設があってもそれを利用していない場合は正当な理由がある。		
	S2			
		指標* 5.4.2 地元の製品、サービス、加工施設、付加価値づけ施設がない、あるいは利用できない場合、組織*はこれらが地元で開 設される、あるいは既存の施設が利用できるような改善がされるよう努力している。		
	S2			
5.5		基準* 5.5. 組織*は、長期*の経済的継続性*への取り組みを規模*、強度*、リスク*に応じて管理計画*や支出根拠を通じて 示さなければならない。		
		指標* 5.5.1 本規格への適合と長期*的な経済性*を保つため、管理計画*の実施のために必要な資金が計上されている。		
	S2			
		指標* 5.5.2 本規格への適合と長期*的な経済性*を保つため、管理計画*の実施に必要な支出と投資がされている。		
	S2			
		指標* 5.5.3 収入と支出のバランスは管理目的*や方針に沿っており、長期*的に継続して採算を保つための計画がある。		
		注：商業目的の林業経営を主として行っている組織*では、林業収入と支出のバランスがとれていることが望ましい。 社会貢献や研究等、非商業的な目的で森林*管理をしている場合は、森林*管理に充当できる資金と支出のバランスが取 れている。		
	S2			

6		原則* 6: 多面的機能と環境への影響 組織*は、管理区画*の生態系サービス*に資する多面的機能*を維持、保全*及び/または復元*し、また環境への悪影響を回避、改善または低減しなければならない。		
6.1		基準* 6.1. 組織*は、事業活動により影響を受け得る管理区画*内外の多面的機能*を特定、評価しなければならない。この評価は、規模*、強度*、リスク*に見合った精度で行われ、少なくとも活動が及ぼす潜在的な悪影響を認知しモニタリ ングを行う上で十分で、かつ必要な保全*手段を決定するのに十分でなくてはならない。		
		指標* 6.1.1 利用可能な最も有効な情報*を利用し、管理区画*内の多面的機能*及び、管理活動により影響を受け得る管理区画*外の 多面的機能*が特定・評価されている。		
		注：評価対象となる多面的機能*には、例として以下のものが挙げられる。評価は定量的でなくともよい： ・生態系機能*（炭素の吸収・貯蔵を含む） ・生物多様性*（動植物相、絶滅危惧種*または希少*動植物の生息・生育状況または可能性） ・水資源 ・土壌 ・大気 ・景観的価値*（文化的及び精神的な価値も含む） 評価には、以下の情報源を参照できる。種の保護*の位置付けは、国よりも都道府県、都道府県よりも市町村の情報を優先すること： ・環境省生物多様性情報システム（レッドデータブック、自然環境保全基礎調査、生物多様性情報クリアリングハ ウスメカニズムを含む） http://www.biodic.go.jp/J-IBIS.html ・地方公共団体のレッドデータ （日本のレッドデータ検索システム参照。http://www.jpnrdb.com/） ・水情報国土データ管理センター http://www5.river.go.jp/ ・土壌情報閲覧システムhttp://agrimesh.dc.affrc.go.jp/soil_db/ ・入手可能な地方公共団体の水質調査結果 ・国指定文化財等データベースhttp://kunishitei.bunka.go.jp/bsys/index_pc.html ・地方公共団体の担当部署 ・大学や研究所 ・環境保護団体、自然愛護団体 ・論文などの文献 ・地域社会*や先住民*を含む影響を受ける者*への聞き取り		
	S2			
		指標* 6.1.2 多面的機能*の評価は、基準*6.2、6.3 や原則*8 が十分に実施できる頻度と精度で行われている。		
	S2			

6.2		基準* 6.2. 林地をかく乱する作業開始前に、組織*は、特定された多面的機能*に対して管理活動が与え得る影響の規模*、強度*、リスク*を特定及び評価しなければならない。		
		指標* 6.2.1 環境影響評価*は林分から景観*までのレベルの多面的機能*に対して、管理活動が現在そして将来的に与え得る影響を特定している。		
		注：影響を評価対象となる管理活動には例えば以下のものを含む： ・ 道路の開設、維持 ・ 地拵え ・ 植栽 ・ 下刈り ・ 伐採 ・ 搬出 ・ 農薬*や肥料*の使用 ・ 狩猟や釣り、林産物の採集 影響には例えば以下のものを含むが、これに限らない。 ・ 動植物相の変化 ・ 森林*構造の変化 ・ 野生動植物の生息・生育域*の劣化 ・ 土壌侵食 ・ 水質劣化 ・ 炭素貯蔵量の変化 ・ レクリエーション機能への影響 ・ 文化的価値への影響		
	S2			

		指標* 6.2.2 環境影響評価*による管理活動の影響の予測（事前評価）は、施業の実施前に施業予定の林地を対象に行われている。		
		注：この事前評価で特定すべき影響を受けやすい脆弱な場所には、例えば以下のものが挙げられる。 ・ 絶滅危惧種*を含む、野生動植物の重要*な生息・生育場所 ・ 脆弱な土壌や川岸地帯*などの影響を受けやすい場所 ・ 劣化した場所 ・ 侵略的外来種*が侵入している場所 また、考えられる悪影響には例えば、以下のものが挙げられる。 ・ 野生動植物の生息・生育域*の劣化 ・ 絶滅危惧種*の減少 ・ 土壌侵食 ・ 水質劣化		
	S2			

6.3		基準* 6.3. 組織*は多面的機能*に対する悪影響を、その影響の規模*、強度*、リスク*に応じた範囲で回避し、また悪影響がみられた際には、それを低減、改善するための効果的な手法を特定し、実施しなければならない。		
		指標* 6.3.1 管理活動は多面的機能*を保護*し、悪影響を回避するよう計画、実施されている。		
	S2			

		指標* 6.3.2 管理活動による多面的機能*への悪影響は回避されている。		
	S2			

		指標* 6.3.3 多面的機能*への悪影響が発生した場合は、更なるダメージを与えないよう措置が取られ、悪影響は低減及び/または補修されている		
	S2			

6.4		基準* 6.4. 組織*は、管理区画*内に存在する希少種*、絶滅危惧種*とそれらの生息・生育域*が健全に存続できるよう、保護*しなければならない。そのため、当該地域の中に保全地帯*、保護区*を設け、接続性*を確保し、希少種*や絶滅危 惧種*の生存条件を整えなくてはならない。こうした対策を立てる際、希少種*と絶滅危惧種*の管理区画*を超えた地理 的分布と生態的必要条件を考慮しなければならない。		
		指標* 6.4.1 管理区画*内や隣接地に存在する、またはその可能性のある国や地域のレッドリストに記載されている希少種*、絶滅危 惧種*、ワシントン条約対象種、及びそれらの種の生息・生育域*は特定されている。		
		注：評価には、以下の利用可能な最も有効な情報*源の例を参照できる。種の保護*の位置付けについては、国よりも都 道府県、都道府県よりも市町村のものを優先すること。 ・ 日本のレッドデータ検索システム（ 地方公共団体のレッドリスト情報が統合されているサイト） http://www.jpnrdp.com/ ・ 環境省生物多様性情報システム（レッドデータブック、自然環境保全基礎調査、生物多様性情報クリアリングハ ウスメカニズムを含む） http://www.biodic.go.jp/J-IBIS.html ・ 有識者 ・ 環境保護団体、自然愛護団体 ・ 論文などの文献 ・ 地域社会*、先住民*を含む影響を受ける者*への聞き取り		
	S2	2005年に山梨県レッドデータブックを作成。大きなメッシュで生息地を示している。2018年3月末に山梨県レッドデータブックの更新版が公開された。レッドデータブックは今後も定期的に見直しおよび改訂される計画である。 GISに情報としては入っているが、盗掘や盗掘を防ぐため機密データとして外部には公開していない。自然共生推進課で情報を管理している。[山梨県有林における代表的な希少植物種]（2017.3）を総研が作成。Webで公開している。猛禽類（2015.4）、希少チョウ類（2019.4）についてもまとめられている。事業を発注する際に配慮すべき点があれば指示を出している。仕様書等には作業中に希少植物を見つけた場合は県に連絡して指示を仰ぐよう記載しており、このことを事業者も理解している。 東京電力が県有林内に鉄塔を建設するにあたり実施した希少植物調査の結果も入手している。この結果を受けマタカ営業影響範囲を示した地図、発見された希少植物（ジガバチソウ、マルミノウルシ）の地図を受領した。この情報は県の自然共生推進課に共有された。	Y	

		指標* 6.4.2 希少種*や絶滅危惧種*及びそれらの保全*状態や生息・生育域*に対して、管理活動が与える影響が特定されており、 それらの悪影響を回避するように管理活動が工夫されている。		
	S2	県有林環境調査チェックシートで、希少種の有無を事前に現場で確認している。伐採計画作成の際に自然共生推進課に照会はないが、各林務環境事務所までこれまで発見された希少種データを確認している。必要に応じて専門家と協議をして伐採計画の見直しを行う。 [山梨県有林における代表的な希少植物種]（2017.3）を総研が作成。Webで公開している。猛禽類（2015.4）、希少チョウ類（2019.4）についてもまとめられている。事業を発注する際に配慮すべき点があれば指示を出している。仕様書等には作業中に希少植物を見つけた場合は県に連絡して指示を仰ぐよう記載しており、このことを事業者も理解している。 東京電力が県有林内に鉄塔を建設するにあたり実施した希少植物調査の結果も入手している。この結果を受けマタカ営業影響範囲を示した地図、発見された希少植物（ジガバチソウ、マルミノウルシ）の地図を受領した。この情報は県の自然共生推進課に共有された。 また中北地区の治山工事開始前に、猛禽類研究会会長からマタカ営業エリアであると報告されたために、営業期間中の工事を避けることとした。	Y	

		指標* 6.4.3 生息・生育域*の保全地帯*や保護区*の設置、個体数回復プログラムなどの取り組みを通じて特定された希少種*や絶滅 危惧種*およびその生息・生息域が守られている。		
	S2	発見された希少種については記録され、保護されている。主に広葉樹林内に生息・生育しており、伐採をしないことで保護している。希少種保護は自然共生推進課の管轄である。 県有林内では半自然植生がシカの食害の影響を受けないように柵で囲っている箇所がある。	Y	

		指標* 6.4.4 希少種*と絶滅危惧種*の狩猟、釣り、罟、採取は阻止されている。		
	S2	希少種の詳細な情報は公開していない。 法律、条令で捕獲、採取等は禁止されている。 山岳レンジャーや自然監視員（ボランティア）、富士山レンジャー（会計年度任用職員）が巡視にて監視している。巡視の報告もされている。 自然共生推進課で狩猟を管理。鳥獣保護区が指定されている。パトロールも行っている。 漁業は食糧花き水産課で管理されており、水産技術センターもある。 希少種の存在位置等については公開しない。 最近には特に盗掘に関する情報はない。	Y	

6.5		基準* 6.5 組織*は、当該地域を代表する本来の自然生態系*を有する地域*を特定し、保護*しなければならない。自然生 態系地域が未発達の場合は管理区画の一定割合をより自然に近い状態*へと復元*しなければならない。保護*・復元*する面積や措置は、人工林*内も含め、全体の景観*レベルでの生態系*の価値と保全*状態、および管理活動の規模*、強度 *、リスク*に見合っていないなければならない。		
		指標* 6.5.1 利用可能な最も有効な情報*に基づき、管理区画*内に実在する自然生態系*または自然状況*下で安定して存続するであろう自然生態系*が特定されている。		
		注：特定作業には、管理区画*内の地形、地質、水環境、生物相等の環境条件の違いを考慮すること。		
	S2			
		指標* 6.5.2 本来の自然生態系*が存在する場合は、その代表的地域が保護*されている。		
	S2			
		指標* 6.5.3 代表的な自然生態系地域*が存在しない場合や十分に存在しない場合、または設定された代表的な生態系が本来の自然 生態系*として不適切あるいは不十分な場合、管理区画*の一定割合をより自然に近い状態*へ復元*されている。		
		注：これには造林不適地に造林された人工林*で、時間の経過とともにその土地本来の種構成、林分構造を形成しつつ あるものや、未発達だが時間の経過とともに自然林*になることが確実視される植物群落等を、そのまま自然の遷移に 任せて自然状態*へと戻すことも含まれる。		
	S2			
		指標* 6.5.4 代表的な自然生態系地域*及び/または復元*地の面積は、景観*レベルでの生態系*の価値と保全*状態、管理区画*の面積 及び森林*管理の強度*に見合っている。		
	S2			
		指標* 6.5.5 保全地域網*（指標*6.5.1～6.5.3 で特定された代表的な自然生態系地域*及び/または復元*地、保全地帯*、保護区*、接続 *地域、高い保護価値(HCV)*の維持地域）の合計は管理区画*全体の10%以上を占めている。		
		注：「用語と定義」で示されている通り、「保全*」とは、必ずしも禁伐を意味しない。また、グループ認証の場合、 グループ体レベルで保全地域網*が認証林の総面積の10%以上を占めていれば、SLIMF*の管理区画*は区画ごとに10% の保全地域網*を設ける必要はない。		
	S2			

6.6		基準* 6.6. 組織*は、特に生息・生育域*の管理を通じ、管理区画*内で生存する在来種*と遺伝子型*の存続を効果的に維 持しなくてはならない。また、狩猟、釣り、罠猟、採集等を効果的に管理・制御し、生物多様性*の消失を防がなければならぬ。		
		指標* 6.6.1 管理活動は、管理区画*が所在する本来の自然生態系*に見られる植物群落等の生息・生育域の特徴*を維持している。		
	S2	厳正保存地域を含む公益林を設定し、自然生態系を保存している。	Y	

		指標* 6.6.2 過去の施業により植物群落または生育域の特徴*が失われてしまっている場合は、それらを復元*することを目的とした 管理活動が実施されている。		
	S2	公益林の面積が全体の約76%あるため、失われていない。第4次県有林管理計画で見直し、公益林の面積割合を増やした。	Y	

		指標* 6.6.3 その土地本来の種の多様性や遺伝的多様性が保たれるよう、管理活動により自然生態系*で見られる生息・生育域の特 徴*は維持、向上または復元*されている。		
		注：この指標*は必ずしも生物多様性*の定量的モニタリングを求めるものではない。		
	S2	公益林の中で、現在針葉樹が植えられている場所は、間伐を行いながら針広混交林化を目指す方針である。	Y	

		指標* 6.6.4 在来種*とその地域個体群、及びその自然分布が維持されるよう、狩猟、釣り、罠猟、採取は行政や地域社会*との協力 の下、管理されている。		
		注：これには野生動物保護*を目的とした狩猟の規制のほか、増えすぎた害獣の狩猟促進も含む。		
	S2	山梨県では狩猟の管理を行っており、狩猟目標や制限を課している。狩猟者には税の支払いを求めている。シカは、樹木が持続的に成長できる水準を目指した長期的な目標の下で個体数調整が行われている。シカの個体数の推定は様々な方法で行なわれており、例えば糞粒法や食害状況評価などが行なわれている。シカはピーク時には県全体で約7万7千頭いると推定されていたが、令和4年には年間1万6千553頭捕獲しており、令和4年度末では4万6939頭になっていると推定されている。R6年度の捕獲目標も16000頭となっている。ツキノワグマも県の設定した上限数（40頭/年）の下で狩猟が行なわれている。緊急時には許可があればクマを撃つことができる。	Y	

6.7		基準* 6.7. 組織*は、自然な河川や溪流*、湖沼*と川岸地帯*、およびそれらの接続性*を保護*または復元*しなければならない。また、事業活動による水質と水量への悪影響を回避し、悪影響があった場合は、これを低減及び改善しなければならぬ。		
		指標* 6.7.1 自然の水域*と川岸地帯*やそれらの接続性*がもつ多面的機能*を特定し、それを保護*する措置が実施されている。		
		注：保護*措置には、例として以下のものを含むことができる： ・ 2万5千分の1の地図上で示された恒常的な河川・溪流*の両側及び湖沼*周囲のバッファゾーン*の設置。これは 地図で示されていることが望ましい。 ・ 施業後の残材が谷や沢に流れ込まないよう配慮する。 ・ 適切な*道路や橋の設置なしに車や大型作業機械が沢や溪流を横断しない。 ・ 道路の設置などにより自然な水の流れを妨げない。 ・ 作業機械を沢の水で洗わない。 ・ 農薬*や肥料*を水辺周辺で使用しない。 ・ バッファゾーンでの燃料やオイルの扱いの規制。 ・ 燃料やオイルの漏れにくい容器での輸送や保管時の漏れ対策。		
	S2	「県有林造林事業標準仕様書集」が一部改正され、「水系への配慮」の項目の中に「請負者は、燃料、農薬、忌避剤等の化学物質を運搬、保管、使用するに当たって、河川、溪流、湖沼等の水系に流出させることのないよう、燃料やオイルを缶く際や給油する際には、地面にシートを敷くなどの対策を講ずること。なお、林内に漏れた場合に備え、吸着シート等を携帯しておくこと」と規定されたことを確認した。2024年2月22日付け県有第1824号にて各林務環境事業所には文書で周知がされた。 また2024年8月1日付け県有第687号「県有林内で実施する森林整備等について（通知）」により、水系への配慮について、同一の内容を県有林課から治山林道課に対して案内がされた。治山林道課からは各林務環境事業所の治山林道課宛に2024年8月2日に同内容の案内がされた。 請負業者へのインタビューでも、今回の仕様書変更について認識していること、また現場に吸着シート等を携帯していることが確認された。	Y	

		指標* 6.7.2 管理区画*内の、水域*と川岸地帯*との接続性*、水質及び水量に劣化または損害が認められる場合、復元*するための活 動が実施され、必要に応じてそれ以上被害を拡大させないための措置がとられている。		
	S2			

		指標* 6.7.3 以前の管理者や第三者の行為によってもたらされた、湖沼、水域*、水質や水量の劣化が継続している場合は、この劣 化を回避または低減する措置が実施されている。		
	S2			

6.8		基準* 6.8. 組織*は、管理区画*全体の景観*を管理し、多様な樹種、面積、樹齢、空間規模*、伐期等様々な林分の配置が モザイク状に維持及び/または復元*されるようにしなければならない。これは、地域の景観的な価値*や、かつ環境、経 済上の回復力*を向上させるための方策である。		
		指標* 6.8.1 異なる樹種、面積、樹齢、空間規模*、伐期のモザイクが景観*に適切に維持されている。皆伐面積は、景観*や環境、防 災、社会的な影響を考 え、配慮されている。		
		注：皆伐面積は、保安林機能が損なわれないと一般的に判断されている、森林法に基づき指定される保安林の皆伐上限 面積を目安としてもよい。		
	S2			
		指標* 6.8.2 異なる樹種、面積、樹齢、空間規模*、伐期のモザイクが景観*に適切に維持されていない場合、復元*に向けた取り組み が、個別の妥当性に応 じて実施され、将来的な復元*が見込まれている。		
	S2			
6.9		基準6.9 組織は自然林または高い保護価値(HCV)をもつ地域を人工林や森林以外の土地利用へ転換させてはならない。また自然林を直接転換して造られた人工 林*を森林*以外の土地利用へ転換させてはならない。ただし以下をすべて満たす場合を除く： a) 管理区画の面積に対してごく限られた割合のみに影響する場合。 b) 転換によって、管理区画において明確かつ大きく、安定した、長期的な自然環境保全の公益がもたらされる場合。 c) 高い保護価値(HCV)や、高い保護価値(HCV)を維持または向上するために必要な資源や場所を損なったり、脅かしたりしない場合。		
		指標* 6.9.1 自然林または高い保護価値 (HCV) をもつ地域から人工林や森林以外の土地利用への転換、または自然林を直接転換して造られた人工林から森林 以外の土地利用への転換は行われていない。ただし以下をすべて満たす場合は除く： 1) 管理区画のごく限られた割合のみに影響する場合。 2) 転換によって、管理区画において明確かつ大きく、安定した、長期的な自然環境保全の公益がもたらされる場合。 3) HCVや、HCVを維持または向上するために必要な資源や場所を損なったり、脅かしたりしない場合。		
	S2	1)、3)に該当する、ごく一部の場所を道路拡幅やダム建設などの公益、公共事業用に売却しているが、そのほかは森林の他の土地利用への転換はない。転換 により地域住民の生活の利便性や森林管理のためのアクセス性が向上している。保護価値の高い森林は法律により厳正に保護されているため2)も該当する。 第3次県有林管理計画p.9に林地の変動が記載されており、5年間で1ha購入し、公共の用途等で6ha売却したため、合計5ha減少した。第4次県有林管理計画 p.10の「表2-2-1 県有林の面積」にも平成28年4月から令和3年4月までの林地面積の変動が記載されている。売り払いによって合計で8ha減少した。	Y	

6.10	基準* 6.10 1994 年 12 月 1 日から 2020 年 12 月 31 日の間に自然林から転換された人工林を含む管理区画は、認証の対象とはならない。ただし以下のいずれかを満たす場合を除く： a) 管理区画の面積に対してごく限られた割合のみに影響し、転換によって、管理区画において明確かつ大きく、安定した、長期的な自然環境保全の公益がもたらされる場合。 b) 直接的または間接的にその転換に関与した組織が、該当する FSC 補償の枠組みに従い、すべての社会的な損害の補償を行い、環境的な損害に比例する改善を行ったことが示されている場合。 c) 転換には関わっておらず、転換後に管理区画を取得した組織が、該当する FSC補償の枠組みに従い、優先される社会的損害への補償および環境的な損害に対する部分的改善を行ったことが示されている場合。		
	指標* 6.10.1 利用可能な最も有効な情報に基づき、管理区画における1994年12月1日から2020年12月31日の間のすべての土地利用の転換についての正確なデータがまとめられている。		
S2	転換は行っていない。審査中も確認されなかった。	Y	

	6.10.2 以下のいずれかを満たす場合を除き、1994年12月1日から2020年12月31日の間に自然林から人工林に転換された土地は認証されていない： 1) 管理区画の面積に対してごく限られた割合のみに影響し、転換によって、管理区画において明確かつ大きく、安定した、長期的な自然環境保全の公益がもたらされる場合。 2) 直接的または間接的にその転換に関与した組織が、該当する FSC 補償の枠組みに従い、すべての社会的な損害の補償を行い、環境的な損害に比例する改善を行ったことが示されている場合。 3) 転換には関わっておらず、転換後に管理区画を取得した組織が、該当する FSC補償の枠組みに従い、優先される社会的な損害への補償および環境的な損害に対する部分的な改善を行ったことが示されている場合。 4) 組織が小規模森林管理者の要件を満たす場合。		
S2	1994年11月以降の拡大造林は行われていない。	Y	

6.11	基準* 6.11 2020 年 12 月 31 日より後に自然林または高い保護価値（HCV）をもつ地域から転換された人工林を含む管理区画は、認証の対象とはならない。ただし以下を満たす場合を除く： a) 管理区画の面積に対してごく限られた割合のみに影響する場合。 b) 転換によって、管理区画において明確かつ大きく、安定した、長期的な自然環境保全及び社会的な公益がもたらされる場合。 c) 高い保護価値(HCV)や、高い保護価値(HCV)を維持または向上するために必要な資源や場所を脅かさない場合。		
	指標* 6.11.1 利用可能な最も有効な情報に基づき、管理区画における2020年12月31日より後のすべての自然林及び高い保護価値（HCV）をもつ地域の転換についての正確なデータがまとめられている。		
S2	転換は行っていない。審査中も確認されなかった。	Y	

	指標* 6.11.2 以下を満たす場合を除き、2020年12月31日より後に自然林または高い保護価値（HCV）をもつ地域から人工林に転換された土地は認証されていない： 1) 管理区画の面積に対してごく限られた割合のみに影響する場合。 2) 転換によって、管理区画において明確かつ大きく、追加的で安定した、長期的な自然環境保全及び社会的な公益がもたらされる場合。 3) 高い保護価値(HCV)や、高い保護価値(HCV)を維持または向上するために必要な資源や場所を脅かさない場合。		
S2	1994年11月以降の拡大造林は行われていない。	Y	

7	原則* 7: 管理計画* 組織*は、管理活動の規模*、強度*とリスク*に応じ、管理の方針と目的*に沿った管理計画*を持たなければならない。管理計画*は、モニタリング情報を基に最新情報に更新され、永続的な順応的管理*として実施されなければならない。関連する計画文書や手順書は、従業員への指針として、また利害関係者*への情報として、そして管理の意思決定の根拠として十分なものでなければならない。		
7.1	基準* 7.1. 組織*は、管理活動の規模*、強度*とリスク*に応じ、環境的に適切で、社会的な利益にかなう、経済的にも継続可能な管理の方針(ビジョンと理念)と目的*を設定しなければならない。管理の方針と目的*の概要は管理計画*書に組み込まれ、公開*されなければならない。(V4 基準*7.1)		
	指標* 7.1.1 FSC の原則*と基準*に沿う方針（ビジョンと理念）が定められている。		
S2			

	指標* 7.1.2 7.1.1 で定められた方針に沿う具体的な管理目的*が定められている。		
S2			

	指標* 7.1.3 定められた方針と管理目的*の概要が管理計画*に含まれており、公開*されている。		
S2			

7.2		基準* 7.2. 組織*は、基準*7.1 に則り制定した管理目的*と方針に基づいた管理計画*を有し、これを実行しなければならない。管理計画*には管理区画*内に存在する自然の状況が記載されており、どのように計画がFSC 認証要求事項を満たすか説明されていなければならない。管理計画*には活動の規模*、強度*とリスク*に応じ、森林*管理面と社会管理面が 含まれていなければならない。		
		指標* 7.2.1 管理計画*には管理目的*を達成するための方策、管理活動、対策及び手順が含まれている。		
	S2			
		指標* 7.2.2 FSC 認証の管理責任者が任命されており、責任担当者の変更の際は確実な引き継ぎを行う手順がある。		
	S2			
		指標* 7.2.3 管理計画*は附則B に記載されている要素を含んでおり、実施されている。		
	S2			
7.3		基準* 7.3. 管理計画*には、各管理目的*の進捗を評価するための検証可能な達成目標*が含まれていなければならない。		
		指標* 7.3.1 管理計画*の実施状況と各管理目的*の達成への進捗状況をモニタリングするために、検証可能な達成目標*とそれらが評価される頻度が定められている。		
		注：検証可能な達成目標*には例として以下の項目を含むことができる： ・ 木材及び非木材林産物*の収穫量 ・ 林分調査（更新状況、成長量等） ・ 環境保全活動（生物多様性*、土壌、水への影響評価、劣化した場所の復元*等） ・ 施業の実施 ・ 施業の効率性・生産性 ・ 影響を受ける者*との協議* ・ 社会貢献プログラム（環境教育や地域との活動等） ・ 労働環境や安全衛生 ・ 財務状況と予算 ・ 核心地域*として保護される原生林景観の面積		
	S2			
7.4		基準* 7.4. 組織*は、モニタリングや評価の結果、利害関係者*との協議内容、新たな科学的知見や技術革新の情報に基づき、また環境の変化や社会経済状況の変化に応じて、管理計画*文書と手順書を定期的に見直し、更新しなければならない。		
		指標* 7.4.1 管理計画*は以下を反映させるために附則D のように見直し、定期的に更新されている： 1) モニタリング結果。これには、認証機関による監査の結果を含む。 2) 分析評価。 3) 利害関係者*との協議*の結果。 4) 新たな科学的知見や技術革新の情報。 5) 環境や社会経済状況の変化。		
		注：モニタリング内容については原則*8 参照のこと。		
	S2	第5次管理計画樹立時の聞き取り調査（2025年3月）時に実施予定。幅広い利害関係者への聞き取りが行われたか確認するために観察事項を継続する。	Y	観察事項 2023. 2

7.5		基準* 7.5. 組織*は、管理計画*の概要を作成し、誰もが無償で入手可能*なようにしておかなければならない。計画及び 関連する部分についても、機密情報*を除いて、影響を受ける者*からの要望に応じ提供しなければならない。この場合 1は、複製作成費用及び処理費用については実費を請求することができる。		
		指標* 7.5.1 利害関係者*によって分かりやすい形式で、地図を含み、機密情報*を除いた管理計画*の概要が無償で入手可能*である。		
	S2			

		指標* 7.5.2 影響を受ける者*からの要望に応じて機密情報*を除く管理計画*の関連箇所が複製作成及び対応にかかる費用の実費にて 提供可能である。		
	S2			

7.6		基準* 7.6. 組織*は、規模*、強度*、リスク*に応じ、積極的にかつ透明性の高いやり方で、管理計画*の策定及びモニタ リング過程について影響を受ける者*と協議*し、また他の関心の高い者*についても要求に応じて関与*させなければなら ない。		
		指標* 7.6.1 慣習に合った方法での*協議*により、影響を受ける者*が積極的及び透明性をもって以下の過程に関与*している： 1) 紛争*解決プロセス(基準*1.6、2.6、4.6) 2) 労働者*の労働条件の決定(原則*2) 3) 先住民族*や地域社会*がもつ権利(基準*3.1、4.1)、先住民族の文化的景観*(基準*3.1)、重要な*場所(基準*3.5、4.7)、及び先住民族*や地域社会*に管理活動が与える影響(基準*4.5)の特定 4) 地域社会*の社会経済的発展に貢献する活動(基準*4.4) 5) 高い保護価値*の評価、管理及びモニタリング(基準*9.1、9.2、9.4)		
	S2	1) 紛争解決システムについては、県の窓口（やまなしパートナーズ・レター制度）があり、解決方法が定められている。このプロセスについて意見があるときでも同じ窓口意見提出することができる。 2) 県有林課には請負業者の労働条件まで監督する権限はなく、各請負業者内で取り組まれている。入札の際に条件に関する質問を受ける仕組みがあり、条件に納得してもらった請負業者が入札に参加をする。 3)、4)、5)については県有林管理計画に含まれている。この策定においては市町村及び160の保護団体に聞き取りを行い、意見を取りまとめ、必要な内容は計画に反映した。第4次計画樹立の際の保護団体からのアンケート回答を確認した。県内160の保護団体からの意見照会が実施され、詳細な書面記録がファイリングされている。	Y	

		指標* 7.6.2 以下の事柄は、慣習に合った*方法での協議*を経て行う： 1) 適切な*代表者との連絡窓口の決定（適当な場合、地域の機関、組織、行政を含む）。 2) 双方向に情報が伝達できるような、互いに合意された連絡方法の確立。 3) すべての関係者(女性、若者、高齢者、少数派層)が公平に協議*に参加することの保証。 4) すべての会議、協議内容、合意された事項が記録されることの保証。 5) 会議議事録の内容が承認されることの確保。 6) 慣習に合った*方法での協議*の結果が関係者と共有されることの保証。		
	S2	1) 連絡窓口は県有林課、また各林務環境事務所であることは周知の事実である。連絡先は公開されており誰でも連絡を取ることができる。 2) 電話、メール、ホームページ、または直接口頭などで連絡することができる。 3) 協議を実施するときには、性別や年齢等の区別はなく、該当者は誰でも参加することができる。 4) 正式な会合では議事録が残されている。現場での話し合いの結果については工事打合書に記録される。 5)、6) 議事録を参加者すべてに共有し承認を得ることまでは行っていないが、情報公開請求があれば公開でき、意見があれば受け付ける。 出先は毎年1度、代表者との意見交換の機会がある。 あまり地域住民等との会議を開催する機会はない。 森林審議会など公の会議は議事録がホームページで公開されている。 保護団体には毎年交付金を交付する時に通知を出すことが条例で決まっている。その際に個別にやりとりをしている。	Y	

		指標* 7.6.3 影響を受ける権利者*及び影響を受ける者*の利害に関わる管理活動の計画策定及びモニタリングについて、慣習に合っ た*方法で協議*の機会が設けられている。		
	S2	第4次県有林管理計画の策定にあたっては、市町村並びに160の保護団体への聞き取りを行った。意見の取りまとめと分析を行い、第4次県有林管理計画に反映した。	Y	

		指標* 7.6.4 関心の高い者*には要望に応じて、利害関係や機密情報*を考慮の上で差し支えない範囲で、彼らの関心を引くであろう 森林*管理活動の計画策定及びモニタリングについて関与*する機会が与えられている。		
	S2	県有林管理計画はホームページで公表している。https://www.pref.yamanashi.jp/kenyurin/keikaku-tantou/dai4jikanrikeikaku.html 管理計画p.267で管理計画樹立の経緯を示しており、公開までの手順が定められている。 県有林のパンフレットがある。 県の出先機関では一般の方からの問い合わせに対応している。県有林課へ直接電話による問い合わせもある。県森林総合研究所の調査研究結果はホームページやチラシなどで情報公開している。 特に県民に限定した仕組みではないので、誰でも閲覧、意見提出ができる。 意見は県のホームページの問い合わせフォームから提出できる。電話で直接意見を述べることもできる。森林公園の利用者や近隣住民などからの意見が来ることがある。	Y	

8		原則* 8: モニタリングと評価 組織*は、管理区画*の状態、活動の影響及び、管理目的*の達成に向けた進捗状況について、管理活動の規模*、強度*、リスク*に見合ったモニタリングと評価を行わなければならない。そして、モニタリングの結果を見ながら進める現場順応型管理*を実施しなければならない。		
8.1		基準* 8.1. 組織*は、管理計画*の方針と管理目的*、検証可能な達成目標*の達成度を含め、活動の進捗状況を基に計画が実施されていることを、モニタリングしなければならない。		
		指標* 8.1.1 管理計画*の実施をモニタリングするための手順が文書化され、実行されている。これには、管理計画*に記載されている活動の進捗状況そして指標*7.3.1 で特定された、管理目的*ごとに立てられた検証可能な達成目標*の達成度を含む。		
	S2	「指標7.3.1 検証可能な達成目標」という一覧表を作成し、第4次管理計画の重点的に取り組む事項を含め、実施しているモニタリング活動をすべて掲載した。同表にはモニタリングの手法を簡潔に記しており、またモニタリング活動の詳細や根拠が書かれている文書も示されている。第4次管理計画の重点的に取り組む事項については検証可能な達成目標と進捗が示されている。	Y	

		指標* 8.1.2 モニタリングの手順・ツールは現場で十分に実行できるものであり、反復可能かつ経年変化を調べるのに適切である。		
	S2			

8.2		基準* 8.2. 組織*は、環境状態の変化、及び管理区画*内で実施されている活動が環境や社会に与える影響を、モニタリングし、評価しなければならない。		
		指標* 8.2.1 附則C に従って管理活動が環境と社会に与える影響がモニタリングされている。		
	S2	国内規格附則Cに含まれるモニタリング項目について、「附則C モニタリング要求事項に対する対応表」を作成した。国内規格附則Cに含まれるモニタリング項目の該当するものについて、現在行っているモニタリング活動とその活動根拠を示した文書が明示された。国内規格附則Cに含まれるモニタリング項目で該当する項目で、モニタリングされていないものはなかった。	Y	

		指標* 8.2.2 附則C に従って環境状態の変化がモニタリングされている。		
	S2	国内規格附則Cに含まれるモニタリング項目について、「附則C モニタリング要求事項に対する対応表」を作成した。国内規格附則Cに含まれるモニタリング項目の該当するものについて、現在行っているモニタリング活動とその活動根拠を示した文書が明示された。国内規格附則Cに含まれるモニタリング項目で該当する項目で、モニタリングされていないものはなかった。	Y	

8.3		基準* 8.3 組織*は、モニタリングと評価の結果を分析し、この分析結果を順次計画過程に反映させなければならない。		
		指標* 8.3.1 順応的管理*手順の実施によりモニタリング結果は定期的に分析され、管理計画*作成の際に考慮、反映されている。		
		注：分析に十分な結果がまだ集まっていない場合は、追加で十分な結果を得た上で分析を行うための計画がある。		
	S2			

		指標* 8.3.2 モニタリングにより特定されたFSC の要求事項に対する不適合は適切に対処されており、モニタリング結果を反映さ せて、検証可能な達成目標*を含む管理計画*や必要であれば管理目的*を修正している。		
	S2			

8.4		基準* 8.4. 組織*は、機密情報*を除くモニタリング結果の概要を作成し、無償で入手可能*なようにしておかなければならない。		
		指標* 8.4.1 機密情報*を除き、利害関係者*にとってわかりやすいようにまとめた、附則D の要求事項を網羅するモニタリング結果 の概要（地図を含む）が無償で入手可能*なようになっている。		
		注：機密情報*には、公開*されると支障があると考えられる希少種*、貴重種の情報も含まれる。		
	S2			

8.5		基準* 8.5. 組織*は、管理区画*から生産された全ての林産物のうち、管理活動の規模*、強度*、リスク*に応じてFSC 認 証製品として市販されるものについては、生産場所と生産量を追跡しなければならない。		
		指標* 8.5.1 FSC 認証製品として販売・譲渡するすべての林産物について、収穫されたFSC 認証林から所有権が移るまでのトレー サビリティーが確保されている。その一環として： 1) 認証機関からの要求に応じて、FSC 取引*データを提供することにより、取引情報の照合*を支持している。 2) 認証機関からの要求に応じて、検証のために原材料のサンプルや標本、及び種の構成に関する情報を提出すること によりファイバーテスト*を支持している。		
	S2			

		指標* 8.5.2 販売・譲渡されたすべての林産物について、以下の情報を含む書類が残されている： 1) 種の和名（例：マツではなく、アカマツ、クロマツなど）。海外への販売の場合は樹種の学名も。 2) 製品名または製品の記述 3) 製品の材積（または数量） 4) 収穫区画まで木材を追跡するための情報 5) 収穫日/ 期間 6) 林内で簡単な加工が行なわれる場合は、加工日/期間と加工量 7) FSC 認証製品として販売されたか否か		
		注：パルプ用材収穫のように多くの樹種が収穫され、一本毎の樹種の判定や材積の記載が難しい場合、主要樹種とその 凡その割合を記載すればよい。		
	S2			

		指標* 8.5.3 FSC 表示を伴って販売されたすべての製品について、少なくとも以下の情報を含む請求書または類似書類が5 年以上 保管されている： 1) 購入者の名前及び所在地等の購入者を特定できる情報 2) 販売日 3) 主要種の和名。海外への販売の場合は種の学名も。 4) 製品の記述 5) 販売された製品の体積（または数量） 6) 認証番号 7) FSC 製品として販売されたことを示す「FSC 100%」というFSC 表示		
	S2			

		指標* 8.5.4 FSC 商標の使用は商標使用に関するFSC 規格(FSC-STD-50-001)の最新版に従っている。		
	S2			

		指標* 8.5.5 販売・譲渡された林産物については、入手可能*な最も有効な最新情報*に基づき、放射能汚染リスクが低いことが確保 されている。		
		注：放射能汚染の危険性が高いと疑われる地域*に由来する木材の販売・譲渡は避ける。		
	S2			

9		原則* 9: 高い保護価値* 組織*は、予防手段*を用いて、管理区画*内の高い保護価値(HCV)*を特定し、それらを維持及び/または向上しなければならない。		
9.1		基準* 9.1. 組織*は、管理区画*内における以下に挙げる高い保護価値(HCV)*の存在及び状態を評価、特定し、記録しなければならない。この場合、利害関係者*との協議*や、他の方法や情報源を通し、管理活動の規模*、強度*、リスク*、及び高い保護価値*が存在する可能性に応じて行うこととする。 HCV 1 - 種の多様性: 全世界、地域あるいは国家的に重要*とされる固有種、希少種*または絶滅危惧種*を含む生物多様性*が集中して認められる地域。 HCV 2 - 景観*レベルでの生態系*とモザイク:自然発生のほとんどが豊富にあり、本来の分布域存在している。世界的、地域あるいは国家的に重要*とされる原生林景観*、大規模な景観*レベルの生態系*と生態系のモザイク。 HCV 3 - 生態系*及び生息・生育域*: 希少*または危急*、絶滅の危機に瀕している生態系*、生息・生育域*もしくはレフュugia(退避地)*が認められる地域。 HCV 4 - 不可欠な生態系サービス*: 脆弱な土壌や斜面の浸食の防止集水域の保護*など危機的状況において重要*な基礎的な生態系サービス*。 HCV 5 - 地域社会*の基本ニーズ:地域社会*あるいは先住民族*の基本的需要(生活、健康、食料、水など)に欠かせない場所と資源。 HCV 6 - 文化的価値: 文化的、精神的、生態学的、経済的に地域社会*あるいは先住民族*にとり非常に重要*として認められ、これらの地域社会*あるいは先住民族*との協議*により特定された、世界的もしくは国家的に重要*な場所、資源、生息・生育域*や景観*。		
		指標* 9.1.1 日本国内HCV 枠組み文書に沿って、基準*9.1 で定義されているHCV1～HCV6 の高い保護価値(HCV)*の場所と状態、またその価値が依存する高い保護価値(HCV) *の維持地域*とその状態を記録した利用可能な最も有効な情報*を用い、価値が完了している。		
	S2	県有林管理計画P226に示されている禁伐保全管理の指定林がHCVである。 県有林管理計画p.206に保護林の記載がある。また、県有林管理計画p.209に国立公園の特別保護地区および第1種特別地域、自然環境保全地区、文化財などの「厳正保存地域」の記載がある。風致保安林 (p216 県有林の土地利用区分と森林の施業方法)、これらを保護価値の高い森林とする。これらは保護価値の高い森林の定義のうち、HCV1とHCV6にあてはまる。文化財がHCV6であり、その他がHCV1である。	Y	
		指標* 9.1.2 評価には、2017 年1 月1 日以降の原生林景観の特定が含まれている。		
	S2			
		指標* 9.1.3 HCV*の特定に際しては、影響を受ける権利者*、影響を受ける者*、*及びHCV*の保全*に関心の高い者*との慣習に合った*方法での協議*から得られた結果が用いられている。		
	S2			
		指標* 9.1.4 特定されたHCV*の場所や地域は地図に明記されている。		
	S2			
		指標* 9.1.5 9.1.1 及び9.1.2 に従い評価した結果HCV*が特定されなかった場合でも、HCV*特定のためのアセスメントは、環境変化 等を踏まえ、5 年を基本として適宜見直されている。		
	S2			

9.2		基準* 9.2. 組織*は、利害関係者*や専門家との協議*により特定された高い保護価値(HCV)*の維持及び/または向上させ る効果的な方策を策定しなければならない。		
		指標* 9.2.1 利用可能な最も有効な情報*を用い、HCV*への脅威*が特定されている。		
	S2			
		指標* 9.2.2 特定されたHCV*を維持及び/または向上させ、高い保護価値(HCV)*をもつ地域*を支えるため、利害関係者*、有識者、及びその他関係者との協議*により、価値を損なう可能性のある管理活動が行われる前に、管理方策と活動計画が策定 されている。		
	S2			
		指標* 9.2.3 特定されたHCV*を維持及び/または向上させるための管理方策と活動計画の策定は、影響を受ける権利者*、利害関係 者*、及び専門家との協議*により行われている。		
	S2			
		指標* 9.2.4 管理方策は、核心地域*を保護*するよう策定されている。		
	S2			
		指標* 9.2.5 各原生林景観*の大部分*（80%以上）が核心地域*として指定されている。		
	S2			
		指標* 9.2.6 策定された管理方策はHCV*の維持及び/または向上に効果的である。		
	S2			
		指標* 9.2.7 管理方策は、分断化*を含む、産業活動*のすべての影響が以下をすべて満たす場合にのみ、核心地域*内での限られた産 業活動*を認めている： 1) 核心地域*のごく限られた部分*に限定される。 2) 核心地域*の面積が5 万ヘクタール未満とならない。 3) 明確かつ大きく、追加的で長期的な保全及び社会的な公益をもたらす。		
	S2			
9.3		基準* 9.3. 組織*は、特定された高い保護価値(HCV)*を維持及び/または向上させるための方策と活動計画を実施しなけ ればならない。これらの方策と取り組みは予防手段*も含め、活動の規模*・強度*・リスク*に応じて実施しなければな らない。		
		指標* 9.3. 策定された方策の実施の効果も勘案し、HCV* とそれらが依存するHCV をもつ地域*は維持されている及び/または向上 している。		
	S2			
		指標* 9.3.2 科学的な情報が不十分もしくは確実でない場合や、HCV*の脆弱性や繊細さが不明な場合においても、策定された方策 と活動がHCV*が損なわれることを防ぎ、リスク*を回避している。		
	S2			
		指標* 9.3.3 中核地域*は、基準*9.2 に沿って保護*されている。		
	S2			
		指標* 9.3.4 中核地域*内での限られた産業活動*は、指標9.2.7 に沿っている。		
	S2			
		指標* 9.3.5 HCV*を損なう活動は即時中止され、HCV*を復元*、保護*する措置が取られている。		
	S2			

9.4		基準* 9.4. 組織*は、高い保護価値(HCV)*が効果的に保護*されるよう、その状態の変化を評価するための定期的なモニタリングを行い、管理方針に反映していかなければならない。また、モニタリングは、規模*、強度*、リスク*に見合 い、利害関係者*、及び専門家との協議*により推進しなければならない。		
		指標* 9.4.1 定期的なモニタリングプログラムには以下の評価が含まれている： 1) 方策の実施。 2) HCV*とそれらが依存するHCV*を支える地域*の状態。 3) HCV*を完全に維持及び/または向上させるための管理方針と保護*の取り組みの効果。		
	S2	山岳レンジャー（山岳会などに依頼したボランティア）、自然監視員、富士山レンジャーなどが通常のモニタリングのシステム内で行っている。確実に保護されているか、また訪問者が規則や規制に従っているかを確認している。富士山レンジャーは週5日、山開き期間中は早朝や夜も含めて巡視しており、それ以外の巡視も頻度高く行われている。また各種生物調査も不定期ではあるが行われている。研究所による調査地がある場所ではモニタリングも行われている。	Y	

		指標* 9.4.2 モニタリングプログラムは、影響を受ける権利者*、利害関係者*、及び専門家との協議*を含む。		
	S2	巡視をしていることは富士山レンジャーなどが情報発信をしている。意見があればだれでもウェブサイトを通じて、または事務所に直接提出できる。山岳レンジャーは希少種のチェック、シカの影響調査などを行い、県の自然共生推進課に報告され、必要に応じ対策を取っている。	Y	

		指標* 9.4.3 モニタリングプログラムは、初回の評価とそれぞれのHCV*の特定された状態と比較し、HCV*の変化を発見するのに十 分な範囲、詳細さ、頻度で行われている。		
	S2	富士山レンジャーは日々、それ以外の巡視も頻度高く行われており、HCV*の変化を発見するのに十分な範囲、詳細さ、頻度である。	Y	

		指標* 9.4.4 モニタリングまたはその他の新たな情報により、HCV*の維持及び/または向上のために、管理方針と活動は十分でない と示された場合、これらの方針と活動計画は修正されている。		
	S2	そのような事例は特にない。	Y	

		指標* 9.4.5 モニタリング記録は保管されている。		
	S2	巡視記録について、山岳レンジャー、および自然監視員の記録は自然共生推進課、森林保全監視員の記録は林務環境事務所、富士山レンジャーの記録は富士山世界遺産センターで保管されている。	Y	

10		原則* 10: 管理活動の実施 組織*もしくは組織*のために実施される管理区画*内での活動は、組織*の経済、環境、社会的方針と目的*に一致した も のが選択及び実施され、全体としてFSC の原則*と基準*に合致するものであること。		
10.1		基準* 10.1. 組織*は、管理計画*に従い、最終伐採した後は天然更新または人工更新により、迅速に*伐採前*の状態また はより自然に近い状態*に再生させなければならない。		
		指標* 10.1.1 すべての伐採地は以下の要件を満たすよう、迅速に*更新されている： 1) 伐採作業の影響を勘案し多面的機能*を保護*している。 2) 更新後の植生を伐採前*と比較して少なくとも同程度の自然状態*（樹種構成と林分構造）に回復させるために適切 である。迅速な更新を図ったにも関わらず、意図した更新が見られない場合は原因が分析され、再度更新がされる ように対処されている。		
	S2			

		指標* 10.1.2 以下を満たすように森林*更新活動が実施されている。 1) 人工林*の伐採の場合、生態的に適合した種を用いて、伐採前*と比較して少なくとも同程度の自然状態*を保つよう に更新されている。 2) 自然林*の伐採の場合、伐採前*と同じ、もしくはより自然に近い状態*へと更新している。植栽を通じて更新をする 場合は、伐採前*と比較して生物多様性*や森林*構造が劣化しないように行われている。 3) 劣化した自然林*の伐採の場合、伐採前*より自然に近い状態*へと更新している。		
	S2			

10.2		基準* 10.2. 組織*は、管理目的*に沿って、生態的に適合した種、在来種*及びその地域固有の遺伝子型*を用いて更新を 行うこと。		
		指標* 10.2.1 更新のために用いられる種は、生態的に地域に適合した種である。		
		注：在来種*、特にこれまでその地域で使われてきた実績がある種が望ましいが、外来種*であってもそれを使う正当な 理由があり、その地方で使われてきた実績により侵略性がないことが証明されていればよい。外来種*については 10.3.1 参照。		
	S2	在来種が使用されており、苗木は県内で栽培されている。 針葉樹は林業種苗法に基づいた苗を使用している。広葉樹は林業種苗法の制限はかからないが地域の苗を使用している。 苗木需給調整会議で、向こう3年間の必要種苗量を算出し、計画的な生産を依頼している。種子は県内産を指定。県内の急な需要の変化によっては、近県で生産された苗木を移入して使用することがある。長野県からカラマツ苗を購入した事例がある。	Y	
		指標* 10.2.2 更新のために用いられる種は更新の目的*及び管理目的*に沿っている。		
	S2	現地の状況、気候条件等に応じ、管理目的に合った種を選択している。	Y	
10.3		基準* 10.3. 組織*は、外来種*を使用する際は、侵略的影響が制御できることや、効果的な影響低減措置がとられている という条件を満たさなければならない。		
		指標* 10.3.1 直接的な経験や科学的な調査結果により、侵略的な影響が制御できると示され、かつ拡大を制御するための効果的な措 置が取られている場合 へのみ外来種*が使用されている。		
	S2	現在は植林に外来種を用いていない。林道の法面緑化に外国産の草本種子が使われている。令和5年度は外国産在来種子が803.02kg（100%）、国産種子が0kg（0%）であった。「各事務所の使用種子一覧」で文書としてとりまとめられている。外来種の緑化植物の拡大は見られない。国産種子の供給状況や市場価が律速となって、国産種子の利用が進んでいない。	Y	
		指標* 10.3.2 組織*により導入された外来種*の拡大はモニタリングされ、制御されている。		
		注：林業樹種に限らず、管理区画*内に植えられた園芸種も含む。		
	S2	林道法面に使用されている草本の外来種は拡大はしていない。	Y	
		指標* 10.3.3 組織*により導入されたものでない侵略的な外来種*については、外来生物法に基づき、地方公共団体や認定団体との協 力の下、影響を制御するための管理活動が実施されている。		
		注：これには第三者が管理する林道法面への吹付けにおいて用いられる外来植物も含む。植栽される種や品種について の選択の権限が組織*にない場合でも、管轄機関に侵略性のないものを使うよう働きかけることはできる。		
	S2	第4次県有林管理計画p93「外来種の侵入、拡大の防止」で自然侵入の外来種への対応方針を記載した。侵入経路となることが考えられる路網の周辺などにおいて、定期的な確認を行い、刈り払い等必要な対策を講じていくこととしている。ニワウルシ、オオバタクサなどへの注意が促されている。	Y	
10.4		基準* 10.4 組織*は管理区画*内で遺伝子組換え生物*を使用してはいけない。		
		指標* 10.4.1 遺伝子組換え生物*は使用されていない。		
		注：これは林業樹種に限らず、林内で使われる可能性のある農作物、園芸用植物、生物的防除*も含む。		
	S2			
10.5		基準* 10.5 組織*は、植生、種、場所に生態的に適合するとともに管理目的*に合致した育林*施策を行っている。		
		指標* 10.5.1 生態的にその植生、種、場所に適合するとともに管理目的*に合致した育林*施策が行われている。		
	S2			
10.6		基準* 10.6. 組織*は、肥料*の使用の有益性が生態的かつ経済的に同等以上と認められる場合にのみ限定し、それ以外は 使用を避けるものとする。肥料*の使用がある時には、土壌を含む多面的機能*の劣化を防ぎ、環境への影響を軽減する 及び/または価値を回復*しなければならない。		
		指標* 10.6.1 化学肥料*の使用は避けられている、もしくは最小限に抑えられている。これには、管理区画*内の苗畑も含む。		
	S2	肥料は使用していない。	Y	
		指標* 10.6.2 肥料*が使用されている場合、肥料*を必要としない育林*方法と比較して生態的かつ経済的に同等が有益である。		
	S2	肥料は使用していない。	Y	
		指標* 10.6.3 肥料*が使用される際には、その種類、使用量、使用頻度と使用場所が記録されている。		
	S2	肥料は使用していない。	Y	
		指標* 10.6.4 肥料*が使用される際には、多面的機能*の劣化を防ぐ対策が取られ、価値が守られている。		
	S2	肥料は使用していない。	Y	
		指標* 10.6.5 肥料*の使用によってもたらされた多面的機能*の劣化は、軽減されるか、機能が回復されている。		
	S2	肥料は使用していない。	Y	

10.7		基準* 10.7 組織*は、化学農薬*の使用を避ける、あるいは完全に排除するため、育林*体系に基づく総合的な病虫獣害対 策を構築しなければならない。また FSC の方針により禁止されている化学農薬*は使用してはならない。農薬*を使用 する際には、多面的機能*の劣化と人体への健康被害を防ぎ、影響があった際には、影響を軽減するもしくは多面的機 能*と健康を回復しなければならない。		
		注：日本では、在来のマツ類に感染し枯死させるマツノザイセンチュウの防除や、北海道において野ネズミによる食害 を軽減するために行政の指導の下、農薬*が使われている。野ネズミの防除に使われているリン化亜鉛は現在FSC が禁 止する非常に危険な農薬リストに入っているが、行政は環境に対する負荷が 少ない安全な薬剤として、使用を奨励して いる。最低限の使用量とするため、北海道各地で行政の指導の下、予察調査が行われ、個体数の動態に基づき適当 とさ れる量が散布されている。現在、FSC の農薬方針は改定中であり、改定後、本基準*下の指標*は必要に応じて再度議論 するものとする。		
		指標* 10.7.1 化学農薬の使用の回避、あるいは将来的な不使用を目指し、森林資源管理には、育林方法の決定を含む、総合的な病虫 獣害対策が実施されて おり、リスクと比較して、化学農薬の使用頻度、使用範囲、使用量の全体的な削減、あるいは不 使用に至っている。		
	S2	第4次県有林管理計画p92「森林被害対策等」に総合的な病虫獣害対策を記載している。 ニホンジカの第3期管理計画を実施中。目標に向けた狩猟は継続しており、目標頭数は達成できる見込み。 忌避剤はより毒性の低いランテクターに切り替えている。全体として農薬の使用量は減少傾向である。現在は除草剤は使用していない。 使用薬剤は「令和5年度薬剤使用量一覧」として記録および管理がされている。	Y	
		指標* 10.7.2 FSC 農薬方針により禁止されている化学農薬*は、FSC から特例使用承認がない限り、管理区画*内で使用及び保管され ていない。		
	S2	FSC禁止薬品は使用していない。薬品使用時には農薬チェックシートを使用して薬品をダブルチェックし、誤ってFSC禁止薬品を使用しないようにしている。	Y	
		指標* 10.7.3 FSC 本部から禁止農薬*の使用について特例使用承認を得ている場合、農薬指針に従い、当該農薬*は特例の条件に従っ て使用され、使用の削減、停止に向けての試みや取り組みが進められている。		
	S2	FSC禁止薬品は使用していない。	Y	
		指標* 10.7.4 農薬*を使用する場合、商品名、使用量、使用期間、使用場所、使用面積、使用者、使用の理由・根拠、残存量（保存 されている量）が記録 されている。		
	S2	以下の薬剤が使用され、記録がとられている。 シカ忌避剤 ランテクター（全卵水和剤、CAS No. 該当なし）：4.92kg マツクイムシ防除薬剤 ヤシマNCS（カーバム剤、CAS No. 144-54-7、FSCの非常に危険な農薬リスト未掲載）：223.10リットル グリーンガード（酒石酸モランテル液剤、CAS No. 26155-31-7、FSCの非常に危険な農薬リスト未掲載）：391.86リットルを使用。 各現場の使用量が記録されており、その集計がなされている。 在庫は持たず、使用時に必要な量のみ購入している。 使用者については、薬剤使用簿に請負業者の使用者名が記録されている。	Y	
		指標* 10.7.5 農薬*を使用する際の取扱い（輸送、保管、使用方法、漏出の際の緊急時取り扱い方法を含む）はILO 文書「職場での 化学物質の使用における安全衛生」及び農薬取締法に従っている。		
	S2	請負業者へ薬剤散布に関する仕様書で指示する。保護衣類の着用、雨天時の作業禁止、健康管理等について指示。薬剤添付の説明書の指示に従う。	Y	
		指標* 10.7.6 農薬*を使用する際は、効果を得ながら使用量が最小限とするように使用されている。また、周辺の景観*に対する効果 的な保護*施策が取ら れている。		
		注：これには例として以下のような措置を含むが、これに限らない： ・ 農薬*の運搬、保管、使用のための機器類は、全て安全で漏れない状態に保たれている。 ・ 農薬*の保管場所は雨漏りなどのない安全な状態に保たれている。 ・ 河川・溪流*や湖沼*付近で農薬*は使わない。 ・ 植林前に、農薬*で処理された苗木を排水溝や河川・溪流*で洗わない。 ・ 豪雨が予想されている場合は使用しない。		
	S2	水に流れ込むところでは化学薬品を使用しないことになっている。標準仕様書、薬剤散布仕様書で謳っている。薬剤散布仕様書を確認した。現地でも確認されなかった。薬剤使用の6時間以内に降雨が予想される際または降雨中にも使用しない。 苗木の薬品処理は禁止している。仕様書でも明記されている。 説明書にしたがい必要最小限の量のみ購入して使用している。過剰な使用はない。	Y	
		指標* 10.7.7 農薬*の使用による、多面的機能*の劣化と人体への健康被害は避けられている。影響があった際には、影響を軽減する もしくは多面的機能*と健康は回復されている。		
	S2	そのような問題は起きていない。	Y	
		指標* 10.7.8 農薬*を使用する場合は以下をいずれも満たす： 1) 農薬*の選択、使用方法、使用時期、使用パターンは人体や標的以外の種に対して与えるリスクが最小限となるよ う配慮されている。 2) 病虫獣害を制御するためには当該農薬*が唯一の効果的かつ現実的で費用効果が高い方法であることを示す客観的 な証拠がある。		
	S2	それぞれの被害を抑える時期に最小限使用している。使用時期は仕様書で明記している。 獣害については保安林事業等獣害対策検討フローに従い、防除方法を決定している。	Y	

10.8		基準* 10.8. 組織*は、国際的に認められた取り決め*に従い、生物的防除*の使用を最小限に抑 なければならない。利 用する際はモニタリングを行い、厳しく制御し、同時に多面的機能*の劣化を防ぎ、影響があった際には、影響を軽減 するもしくは価値を回復させなければならない。		
		指標* 10.8.1 生物的防除*の使用は最小限に抑えられ、モニタリングされ、制御されている。		
	S2			
		指標* 10.8.2 生物的防除*の使用は国際的に認められた科学的取り決め*に従っている。		
		注：FAO の「外来の生物的防除の輸入と放飼に関する行動規範」、農業取締法、及び環境省の「天敵農業に係る環境 影響評価ガイドライン」参照。		
	S2			
		指標* 10.8.3 生物的防除*を利用する際には、その種類、利用量、利用期間、利用場所、利用の理由、影響・効果を記録している。		
	S2			
		指標* 10.8.4 生物的防除*の使用による多面的機能*の劣化は防がれており、また、影響があった場合は具体的措置により影響が軽減 されているもしくは価値が回復されている。		
		注：「天敵農業に係る環境影響評価ガイドライン」に基づき、生物的防除*導入後の監視が継続的に行われている。		
	S2			

10.9		基準* 10.9 組織*は、その特性*に応じて自然災害*のリスク*を評価し、自然災害*による悪影響を低減するような活動を 実施しなくてはならない。		
		指標* 10.9.1 組織*は、火災、土砂崩れ、土石流、洪水、風害、雪害、雪崩、病虫獣害などの自然災害*の地域における歴史及びより 広域での近年の傾向を分析し、インフラ*、森林*資源、地域社会*に与え得る悪影響を評価し、リスク*の高い災害を特 定している。		
	S2			
		指標* 10.9.2 10.9.1 で特定されたリスク*に応じ、自然災害*の影響を低減するように森林*管理活動が設計されている。		
		注：これには、例として以下のものを含む： ・ 風の通り道の分析と風害に強い育林*方法。 ・ 害虫管理のための管理された被害木焼却処理。 ・ 排水や湿地*の自然なパターンを残すことによる洪水の防止。 ・ 病虫獣害の被害を最小限にするための植林木の遺伝的多様化。 ・ 適時間伐を行うことによる下層植生の繁茂の促進と土壌流出の防止。 ・ 地形や地質を考慮した災害の発生しにくい路網整備。		
	S2			
		指標* 10.9.3 管理活動が誘発する可能性のある自然災害*について、管理活動により災害の頻度、分布、深刻さが高まるリスク*が特 定されている。		
		例：路網開設または皆伐後、土砂災害や雪崩、周辺林分での風害の危険性が高まるなど。		
	S2			
		指標* 10.9.4 特定されたリスク*を低減するために、管理活動が修正されるもしくは対策が講じられている。		
		注：これには例えば以下のものが含まれる： ・ 火災の拡大を防ぐための防火帯や貯水池の設置、消防隊の組織及び教育訓練を含む火災管理計画。 ・ 土砂災害や洪水を防ぐための効果的な排水構造の導入。 ・ 病虫害の拡大を防ぐための被害木焼却処理。 ・ 風害に備えるための風の通り道を示す地図の作製。 ・ 道路の開設、整備の際の路面密度や路面勾配の管理と、排水処理。 ・ 保険の活用。		
	S2			
		指標* 10.9.5 森林*管理活動により引き起こされたと考えられる自然災害*が発生した際には(例：林道敷設に起因する土砂崩れ)、そ の原因が分析され、今 後の施策で改善するための策が講じられている。		
	S2			

10.10		基準* 10.10 組織*は、インフラ*の整備、輸送活動、育林*等種々の事業活動に影響を受ける水資源や土壌の劣化を特定 し、それに伴う希少種*や絶滅危惧種*とその生息・生育域*や生態系*、景観的な価値*のかく乱と劣化を防ぎ、その影響 がある場合は、低減及び/または元の状態へ回復するような措置を講じなくてはならない。		
		指標* 10.10.1 インフラ*の開発、整備、利用及び輸送活動は基準*6.1 で特定された多面的機能*を保護*するよう管理されている。		
		注：これには、組織*が管轄する道路（林道、作業道、作業路）の新規開設及び整備が含まれ、具体的措置としては、 以下のものが例として挙げられる： ・新しい道路の開設及び維持管理は、河川・溪流*が明記された地形図を使い、前もって計画されている。 ・環境的に脆弱な地域（例：傾斜の強い狭い谷、滑りやすい不安定な地形、自然の排水路や川岸地帯*など）には道 路を開設しない。 ・盛土や法面は浸食を防ぐよう安定させる。 ・河川・溪流*との交差は作業前に計画され地図に明記される。 ・河川・溪流*との交差は最小限に抑える。 ・道路は河川・溪流*に対して直角に交差する。 ・谷間の道路は、河川・溪流*からできるだけ離れている。 ・新しい道路は河床に建設されていない。 ・魚の移動を妨げず、魚に不適当な河床や速い流れを形成しないような水路を設定する。 ・排水は自然の河川・溪流*に直接流れこまない。		
	S2			
		指標* 10.10.2 育林*施業は、基準*6.1 で特定された多面的機能*を保全*するよう実施されている。		
	S2			
		指標* 10.10.3 河川・溪流*、湖沼*、土壌、希少種*、絶滅危惧種*、生息・生育域*、生態系*、及び景観的な価値*のかく乱または劣化 は防がれており、かく乱または劣化が起こった場合は迅速に*低減、回復されている。またそれ以上の劣化が起こらな いように管理活動が修正されている。		
	S2			

10.11		基準* 10.11. 組織*は、残存木、林地残材やその他の多面的機能*を損なわないように、伐採や収獲に関わる適正な活動]を推進しなくてはならない。		
		指標* 10.11.1 木材及び非木材林産物*の収獲は、基準*6.1 で特定された多面的機能*及び基準9.1, 9.2 で特定された高い保護価値*を保全*するよう実施されている。		
		注：これには、例えば以下のような措置を含む： ・ 伐採前*の調査により保護*が必要な場所を特定する。 ・ 林業機械を、決められた渡り場以外で河川・溪流*に進入させない。 ・ 残材は沢、河川・溪流*に入れない。 ・ 土壌が流れ出したら搬出は中止する。 ・ 間伐前の掃除伐（大刈り）は作業の安全と効率上必要最低限に抑えて、土壌を過度に露出させない。		
	S2			
		指標* 10.11.2 組織*は、各樹種の最適利用と利用材積の最大化及び非木材林産物*の最適利用に努めている。		
		注：これには、林内での劣化を避けるための伐倒後の丸太の速やかな搬出も含まれる。ただし、葉枯らし乾燥も認められる。		
	S2			
		指標* 10.11.3 多面的機能*を保全*するために十分な量の枯死、腐朽しているバイオマス及び森林*構造が残されている。安全性や病虫 獣害なども考慮し、問題ない場合は、利用できない残材や立枯木は森林*内に残されている。		
	S2			
		指標* 10.11.4 伐採作業は、残存木、林地残材やその他の多面的機能*を損なわないよう実施されている。		
	S2			
10.12		基準* 10.12. 組織*は、環境に配慮した適切な*方法で廃棄物*の処理を行わなければならない。		
		指標* 10.12.1 基準*6.1 で特定された多面的機能*を保全*するよう、かつ各地方公共団体の規定に従い、廃棄物*の収集、清掃、輸送は 適切に行われ、森林管理区画*外で適切に処分されている。		
		注：廃棄物*の適切な*処理（処分）には、排出事業者の責務の順守、処理を委託する場合における確認事項の順守（例：収集運搬業者の運搬車・運搬容器などの処理業者の能力確認）などが含まれる。		
	S2	廃棄物は持ち帰り適正に処理する。発注の際の標準仕様書で指定している。産業廃棄物処理会社に処理を依頼し引き取ってもらうことが日本の法律で定められており、実行されている。 完了検査の際にはゴミが残されていないか確認している。	Y	
		指標* 10.12.2 森林管理区画*内に廃棄物*は放置されていない。		
	S2	現場審査では現場に放置された廃棄物は観察されなかった。 廃棄物が放置されないようひき続き情報発信しており、発見されたら回収される。	Y	
		指標* 10.12.3 ハイカーなどの個人により投棄された廃棄物*が目立つ場合、それを抑制するための対策が取られている。		
	S2	そのようなゴミは発見し次第回収している。不法投棄の防止柵や看板を設置しているところもある。パトロール専門の職員も配置されている。	Y	

Annex 1.1 Pesticides
For evaluation of FSC-POL-30-001 v3

Last updated: Oct 2023

以下のステップ1～3にしたがって、該当する箇所を記入すること。

1	認証取得者は農薬を使用しているか?	はい	続ける
2	FSC-FM-DARシート10「農薬」に、前回審査以降の農薬使用量を記録する。		
3	以下のA1.1.1 & A1.1.4 を完成させる。		
SA Ref	要求事項	S2	Y/N
A1.1.4	第三者の苗木供給者/加工場		
1.1.4.13	第三者の苗木供給者及び管理区内に位置する第三者の加工場に対して、FSC 禁止化学合成農薬の一覧を通知し、加工、苗木生産工程において、また管理区画に持ち込まれる資材に対してこれら農薬の使用を避けることを奨励しているか？	苗木は民有林も含めた県全体の需給調整会議で3年先の需要見込みを出している。県有林での必要数量を発注すると、県有林、民有林で必要な合計数量が種苗組合から発注される。個別発注ではないためどの苗木業者から供給されるかは県では事前に把握できない。現在は苗木業者に対してFSC 禁止農薬の一覧を通知し使用を避けることを2022年に発した。	はい
1.1.4.14	4.12.12 に示されている第三者の苗木供給者及び管理区内に位置する第三者の加工場に対して、現在使用している農薬のうち、FSC 禁止化学合成農薬に該当するものの一覧を要請しているか？	県は苗木業者に対して現在使用している農薬のうち、FSC 禁止化学合成農薬に該当するものの一覧の提出を求めた。	はい

A1.1.1	緊急事態または政府による命令下で使用される禁止HHP:		
1.1.1.1	組織は禁止HHPを緊急事態または政府による命令下で使用したか?	禁止HHPは使用していない。	該当しない。
1.1.1.6	以下を含むSACLへの通知を書面にて提出したか a)FSC禁止HHPの使用意図 b)使用が必要な理由	禁止HHPは使用していない。	該当しない。
1.1.1.7	使用開始から30日以内に、以下の内容をSACLへ提出したか a)FSC 禁止HHP の使用が必要な理由 b)現場特有の環境・社会リスクアセスメント(ESRA) c)特定されたリスクの回避・低減措置 d)影響を回避し、最小限に抑え、低減するために実施している教育訓練とモニタリング e)c) と d) のレビュープロセスについての説明	禁止HHPは使用していない。	該当しない。
1.1.1.8	比較環境・社会リスクアセスメントが実施され、病虫獣害が、より危険性の低い代替方法では現実的に制御できないことを示さなければならない。	禁止HHPは使用していない。	該当しない。
1.1.1.9	IGI の最新版である FSC-STD-60-004 V2-1 の附属文書 J に従い、FSC 禁止 HHP が示す危険性に適用される国際一般指標（IGI）に適合している。 -ガイダンス参照	禁止HHPは使用していない。	該当しない。

A1.1.4	全ての農業使用 - 品質管理システム		
1.1.4.1	組織は原則として、以下の優先順位を守らなければならない 1.化学合成農薬よりも、それを使わない方法 2.FSC のHHP リストに掲載されている農薬よりも、掲載されていない化学合成農薬 3.FSC 高度制限HHP よりもFSC 制限HHP	組織は優先順位を理解している。マツクイムシ防除・シカの忌避について効果の確認された農薬が限定されているため使用している。忌避剤はより毒性の低いランテクトールに切り替えを進めており、全体として農薬の使用量は減少傾向である。現在使用している化学合成の訳はHHPリストに記載されていないものである。	はい
1.1.4.2	組織は総合的な病虫害対策の一環として、管理の規模、強度、リスクに応じた比較環境・社会リスクアセスメントを実施し、病虫害や雑草を抑制・制御するために最もリスクの低い選択肢、その使用条件及び一般リスク回避・低減措置とリスクを最小限にするためのモニタリング措置を特定しているか	環境社会リスクアセスメントは完了している。それぞれ令和2年9月にESRA作成。 ヤシマNCS（カーバム剤）：メーカーが公開しているSDSの毒性情報を基に、FSCのESRAテンプレートを埋めている。リスク回避・低減措置も附則2の要素を網羅するように作成されている。 グリーンガード（酒石酸モランテル液剤）：メーカーが公開しているSDSの毒性情報を基に、FSCのESRAテンプレートを埋めている。リスク回避・低減措置も附則2の要素を網羅するように作成されている。	はい
1.1.4.3	環境・社会リスクアセスメントでは、附則2に示されている危険性の種類の最低限のリスト及び曝露に関する要素と変数を考慮しているか？	附則2をもとに環境・社会リスクアセスメントが実施されているため、含まれている。	はい
1.1.4.5	化学合成農薬について、その国で承認された最新の特例がある場合、その条件を環境・社会リスクアセスメントに反映させているか？	そのような特例はない。	該当しない。
1.1.4.6	国際標準指標(IGI)の最新公開草案からの要求事項を環境・社会リスクアセスメントに反映させているか？	そのようなIGI草案はない。	該当しない。
1.1.4.7	代替手法及びモニタリング手順に関する情報交換のためのオンラインのFSCデータベースを参照しているか？	データベースはあるが ((http://pesticides.fsc.org/strategy-database))、日本における有益な情報はない。	該当しない。
1.1.4.8	社会や環境への損害が最も小さく、より効果が高く、社会及び環境への恩恵がより大きいか同程度の手段を選択しているか？	現在考えられる最適な農薬を選択して使用している。また農薬はできるだけ使用しないこととしている。	はい
1.1.4.9	化学合成農薬を使用する前に、環境・社会リスクアセスメントの結果を現場の施業計画に反映し、サイト特有のリスクを特定した上で、総合的な病虫害対策のための環境・社会リスクアセスメントで以前特定された一般リスク回避・低減措置とモニタリング措置を適応させているか？	請負業者と交わす契約書に添付される造林事業標準仕様書に環境・社会リスクアセスメントを反映している。農薬使用時には所定の使用方法に従うこととしており、メーカーの作成している取扱説明書に基づく使用を求めている。	はい
1.1.4.10	環境・社会リスクアセスメント及び、その結果を反映した現場の施業計画は、要請に応じて影響を受ける者に提示できるようにしているか？	情報開示請求があれば開示できる。	はい

1.1.4.11	FSC 高度制限HHP 及び制限HHP をより危険性の低い代替手法に置き換えるために、管理の規模、強度、リスクに応じて代替手法を調査研究、特定、試験するためのプログラムを持つこと。このプログラムには、明確な活動計画、スケジュール、目標が示されており、必要なリソースが割り当てられているか？	忌避剤：ネットか薬剤かの選択になる。被害が少ないところで薬剤を使用している。忌避剤はより毒性の低いランデクターに切り替えている。 マツ枯れ対策：景勝地などマツを守らなければならない場所に限定をして、薬剤を使用している。薬剤を使用しない対策についても情報は収集している。例えば被害木を搬出してチップ化する方法もあるが、搬出できない場所に被害木がある場合もある。 ナラ枯れ：これまでも粘着性のシートで虫をトラップするような方法は試しているが、費用対効果が高くない。 このように常に化学合成農薬に頼らない方法についての情報収集と試験を行っており、実際に化学合成の訳の使用は減ってきている。	はい
1.1.4.12	環境・社会リスクアセスメントを実施する際には、適用される国内森林管理規格または暫定国内規格の要求事項に従い、利害関係者と協議しているか？	日本の国内規格にはそのような要求事項はない。環境・社会リスクアセスメント実施時にはアマタに方法を確認しながら、薬剤会社に相談して実施した。	はい
1.1.4.15	組織は、化学合成農薬の使用に関する以下を含む記録を保持しているか： ・商品名 ・有効成分 ・使用された有効成分の数量 ・使用期間 ・使用回数や頻度 ・使用場所や地域(面積) ・使用理由	すべての項目が記録されている。	はい
1.1.4.16	リスクの回避と低減を損害の回復と補償に優先しているか？	優先している。	はい
1.1.4.17	該当する場合、FSC-STD-01-001 FSCの原則と基準第5-2 版の環境被害に関する6.3 項及び、労働災害に関する2.6 項に従い、損害の規模に応じて、損害の回復をしているか？	現在のところ被害は確認されていない。	N/A
1.1.4.18	該当する場合、回復が不可能な場合、公正な補償をし、FSC-STD-01-001 FSC の原則と基準第5-2 版の基準2.6 及び基準4.6 に従い、苦情処理及び、労働者と地域社会に公正な補償をするための仕組みを構築しているか？	現在のところ被害は確認されていない。	N/A

Annex 1.2 Intact Forest Landscapes Checklist

For evaluation of Advice-20-007-018

This Advice Note will expire in each country once the National Forest Stewardship Standard or Interim National Standard becomes effective with IFL indicators.

A. 森林は下記のいずれかの地域/国に存在しているか？ グローバルフォレストウォッチマップに従って原生林景観が存在する国： Argentina, Australia, Belize, Bhutan, Bolivia, Brazil, Brunei, Cambodia, Cameroon, Canada, Central African Republic, Chile, China, Colombia, Congo DRC, Costa Rica, Cote d'Ivoire, Dominican Rep, Ecuador, Equatorial Guinea, Ethiopia, Finland, French Guiana, Gabon, Georgia, Guatemala, Guyana, Honduras, India, Indonesia, Japan, Kazakhstan, Laos, Liberia, Madagascar, Malaysia, Mexico, Mongolia, Myanmar, Nepal, New Zealand, Nicaragua, Nigeria, Norway, Panama, Papua N Guinea, Paraguay, Peru, Philippines, Repl. Congo, Russia, Solomon Islands, Suriname, Sweden, Tanzania, Thailand, Uganda, United States, Venezuela and Vietnam.	Click here to access Global Forest Watch maps
国名:日本	
はい、質問Bに進む。	ドロップダウンリストから選択
B. FSC-STD-60-004 V2-0に基づく(国内)森林管理規格が存在しない国の森林で、認証取得者はまだ国内森林管理規格に移行が完了していないか？	
はい、質問Cに進む。	ドロップダウンリストから選択
C. 認証取得者は管理区画における原生林景観の有無を判断する分析をしたか？	
はい、質問Dに進む。	ドロップダウンリストから選択
D. 管理区画内に原生林景観が存在するか。詳細を記入する。	
いいえ	ドロップダウンリストから選択
詳細:Global Forest Watch IFL maps (www.globalforestwatch.org)によると、山形県と北海道に原生林景観が存在するが、これらの地域は当認証地域には含まれない。	
E. 認証取得者はラテンアメリカまたは中央アメリカに位置し、かつ少なくとも2022年10月14日以降にFMまたはFM/COC認証を取得しているか？	
いいえ、SECTION 1へスキップする。SECTION 2を完成させる必要はない。	ドロップダウンリストから選択
F. 森林管理作業(伐採や道路整備を含む)は原生林景観で進められ、管理単位内の原生林景観の20%以下に影響を与えているか？	
	ドロップダウンリストから選択

	SECTION 1		
	伐採や道路建設などの森林管理作業は、以下の場合に原生林景観内で行うことができる。	Y/N	CAR
1.1	管理区画内の原生林景観への影響が20%以上でない場合。		FSC基準9.3IにおいてCARを提起
MA	Global Forest Watch IFL maps（www.globalforestwatch.org）によると、山形県と北海道に原生林景観が存在するが、これらの地域は当認証地域には含まれない。	n/a	
S1			
S2	詳細:Global Forest Watch IFL maps（www.globalforestwatch.org）によると、山形県と北海道に原生林景観が存在するが、これらの地域は当認証地域には含まれない。	n/a	
S3			
S4			
1.2	50,000ヘクタール以下の閾値の原生林景観を削減しない場合。 注:FSCは、原生林景観の道路開設に関する詳細な指示を作成している。		FSC基準9.3IにおいてCARを提起
MA	Global Forest Watch IFL maps（www.globalforestwatch.org）によると、山形県と北海道に原生林景観が存在するが、これらの地域は当認証地域には含まれない。	n/a	
S1			
S2	詳細:Global Forest Watch IFL maps（www.globalforestwatch.org）によると、山形県と北海道に原生林景観が存在するが、これらの地域は当認証地域には含まれない。	n/a	
S3			
S4			
1.3	グローバルフォレストウォッチのIFLマップ(www.globalforestwatch.org)、またはグローバルフォレストウォッチ・カナダのような同じ手法を用いたより新しいIFLインベントリーを、2017年1月1日を基準として全地域で使用するものとする。管理区画におけるIFLの有無の判定に用いた方法を記述する。		FSC基準9.1IにおいてCARを提起
MA			
S1			
S2	詳細:Global Forest Watch IFL maps（www.globalforestwatch.org）によると、山形県と北海道に原生林景観が存在するが、これらの地域は当認証地域には含まれない。	n/a	
S3			
S4			
1.4	森林管理者が同じ方法でより新しいIFLインベントリーを使用している場合(上記1.3のガイダンスを参照)、有効性が確認された最新の地図が入手可能であり、本報告書に含まれている。		FSC基準9.1IにおいてCARを提起
MA	Global Forest Watch IFL maps（www.globalforestwatch.org）によると、山形県と北海道に原生林景観が存在するが、これらの地域は当認証地域には含まれない。	n/a	
S1			
S2	詳細:Global Forest Watch IFL maps（www.globalforestwatch.org）によると、山形県と北海道に原生林景観が存在するが、これらの地域は当認証地域には含まれない。	n/a	
S3			
S4			
1.5	ソイルアソシエーションが検証した地図を、ジオプロセッシングツールまたは手作業で、森林管理計画に盛り込んだか？		FSC基準9.1IにおいてCARを提起
MA	Global Forest Watch IFL maps（www.globalforestwatch.org）によると、山形県と北海道に原生林景観が存在するが、これらの地域は当認証地域には含まれない。	n/a	
S1			
S2	詳細:Global Forest Watch IFL maps（www.globalforestwatch.org）によると、山形県と北海道に原生林景観が存在するが、これらの地域は当認証地域には含まれない。	n/a	
S3			
S4			
	セクション1が完成すれば終了。		

Annex 1.3 Requirements introduced by the Policy to Address Conversion

For evaluation of Advice-20-007-22 and ADVICE-20-007-23

Advice-20-007-22 expires in a country once a Forest Stewardship Standard based on FSC-STD-60-004 V2-1 becomes effective and the transition period is completed.

Last updated: Oct 2023

ステップ1: 質問に回答する				
1994年12月1日以降: 組織は自然林または保護価値の高い地域を人工林または森林以外の土地利用に転換したか？または 組織は自然林を直接転換して造られた人工林から森林以外の土地利用へ転換したか？		いいえ、ここで終了する。		
ステップ2: 質問に回答する				
2023年10月1日以降: 管理区域のうち1,000ha以上の地域を転換したか？				
ステップ3: 質問に回答する				
FSC-STD-60-004 V2-1に基づく森林管理基準が存在し、CHがこの森林管理基準に移行している国に所在する森林か。				
ステップ4: チェックリストを完成させる。				
FSC-STD-60-004 V2-1	Audit	Criteria/Indicator	Y/N	CAR
6.9		組織は自然林または高い保護価値(HCV)をもつ地域を人工林や森林以外の土地利用へ転換させてはならない。また自然林を直接転換して造られた人工林を森林以外の土地利用へ転換させてはならない。ただし以下をすべて満たす場合を除く： a) 管理区域の面積に対してごく限られた割合のみに影響する場合。 b) 転換によって、管理区域において明確かつ大きく、安定した、長期的な自然環境保全の公益がもたらされる場合。 c) 高い保護価値(HCV)や、高い保護価値(HCV)を維持または向上するために必要な資源や場所を損なったり、脅かしたりしない場合。(C6.10 P&C V4 and Motion 2014#7)		
6.9.1		自然林または高い保護価値 (HCV) をもつ地域から人工林や森林以外の土地利用への転換、または自然林を直接転換して造られた人工林から森林以外の土地利用への転換は行われていない。ただし以下をすべて満たす場合は除く： 1) 管理区域のごく限られた割合のみに影響する場合。 2) 転換によって、管理区域において明確かつ大きく、安定した、長期的な自然環境保全の公益がもたらされる場合。 3) HCVや、HCVを維持または向上するために必要な資源や場所を損なったり、脅かしたりしない場合。		
		Where exceptions apply, indicate clearly how ALL conditions 1-3 are satisfied.		
	MA			
	S1			
	S2			
	S3			
	S4			
6.10		1994 年 12 月 1 日から 2020 年 12 月 31 日の間に自然林から転換された人工林を含む管理区域は、認証の対象とはならない。ただし以下のいずれかを満たす場合を除く： a) 管理区域の面積に対してごく限られた割合のみに影響し、転換によって、管理区域において明確かつ大きく、安定した、長期的な自然環境保全の公益がもたらされる場合。 b) 直接的または間接的にその転換に関与した組織が、該当する FSC 補償の枠組みに従い、すべての社会的な損害の補償を行い、環境的な損害に比例する改善を行ったことが示されている場合。 c) 転換には関わっておらず、転換後に管理区域を取得した組織が、該当する FSC補償の枠組みに従い、優先される社会的損害への補償および環境的損害に対する部分的改善を行ったことが示されている場合。		
6.10.1		利用可能な最も有効な情報に基づき、管理区域における1994年12月1日から2020年12月31日の間のすべての土地利用の転換についての正確なデータがまとめられている。		
		Describe Best Available Information that was used to compile accurate data. See Terms and Definitions for guidance on BAI.		
	MA			
	S1			
	S2			
	S3			
	S4			

6.10.2		以下のいずれかを満たす場合を除き、1994年12月1日から2020年12月31日の間に自然林から人工林に転換された土地は認証されていない： 1) 管理区画の面積に対してごく限られた割合のみに影響し、転換によって、管理区画において明確かつ大きく、安定した、長期的な自然環境保全の公益がもたらされる場合。 2) 直接的または間接的にその転換に関与した組織が、該当する FSC 補償の枠組みに従い、すべての社会的な損害の補償を行い、環境的な損害に比例する改善を行ったことが示されている場合。 3) 転換には関わっておらず、転換後に管理区画を取得した組織が、該当する FSC補償の枠組みに従い、優先される社会的な損害への補償および環境的な損害に対する部分的な改善を行ったことが示されている場合。 4) 組織が小規模森林管理者の要件を満たす場合。		
		If there are areas converted from natural forest to plantation between 1 December 1994 and 31 December 2020, state clearly which one of the conditions 1-4 apply and provide justification. For applicants with conversion above 1,000 ha, remedy is required to become eligible for certification.		
	MA			
	S1			
	S2			
	S3			
	S4			
6.11		2020 年 12 月 31 日より後に自然林または高い保護価値（HCV）をもつ地域から転換された人工林を含む管理区画は、認証の対象とはならない。ただし以下を満たす場合を除く： a) 管理区画の面積に対してごく限られた割合のみに影響する場合。 b) 転換によって、管理区画において明確かつ大きく、安定した、長期的な自然環境保全及び社会的な公益がもたらされる場合。 c) 高い保護価値(HCV)や、高い保護価値(HCV)を維持または向上するために必要な資源や場所を費かさない場合。		
6.11.1		利用可能な最も有効な情報に基づき、管理区画における2020年12月31日より後のすべての自然林及び高い保護価値（HCV）をもつ地域の転換についての正確なデータがまとめられている。		
		Describe Best Available Information that was used to compile accurate data. See Terms and Definitions for guidance on BAI. At MA, if conditions 1 is not satisfied, the organisation is not eligible for certification - please notify SA immediately. Remedy for certification purposes is not possible.		
	MA			
	S1			
	S2			
	S3			
	S4			
6.11.2		以下を満たす場合を除き、2020年12月31日より後に自然林または高い保護価値（HCV）をもつ地域から人工林に転換された土地は認証されていない： 1) 管理区画の面積に対してごく限られた割合のみに影響する場合。 2) 転換によって、管理区画において明確かつ大きく、追加的で安定した、長期的な自然環境保全及び社会的な公益がもたらされる場合。 3) 高い保護価値(HCV)や、高い保護価値(HCV)を維持または向上するために必要な資源や場所を費かさない場合。		
		Where exceptions apply, indicate clearly how ALL conditions 1-3 are satisfied. At MA, if conditions 1 is not satisfied, the organisation is not eligible for certification - please notify SA immediately. Remedy for certification purposes is not possible.		
	MA			
	S1			
	S2			
	S3			
	S4			